要望管理	要望事	分割補	前統治	合 .	管理	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の公叛	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 異体的 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
7	番号 503401		G1-				確定 定金 完全 完全 完 第36 条 条	他の企業年金がない場合		I	確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度 改正における公的年金の給付水準の見直し等を踏 まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行 後の活用状況を見守る必要がある。なお、制度改正 時の検討課題であると考えている。	Š	(社)日本損害保制 協会	号 11	間開放	確定拠出年金の拠出限度額の更	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきた ・ 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社とい、特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業では企う体が、自民の高齢別における業型(企年無)と同額となるよう限度額の拡大を認めていた。 だきたい。 の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	(理由) 2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない。少なくとも企業型企年無)回額ななるより服度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 現状) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企年無)552,000円 個人型(1号) 816,000円 個人型(2号) 216,000円	確定拠出年金法第 20条、第608条 20条、第608条 有令第1条法分 第36条、海税法 法、所得税法		(竹山中一根)
505:	505301	4	G1-	4 z	13001	厚生労働	確年行条、条	他の企業年金がない場合 3.6万円 → 4.6万円	c	п	確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度 改正における公的年金の給付水準の見直し等を踏 まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行 後の活用状況を見守る必要がある。なお、制度改正 時の検討課題であると考えている。	Š	社団法人信託協会	E 14	Α	企業型確定拠出年金の拠出限度 額の引き上げ	・企業型確定拠出年金の拠出限度額は、以下のとおりとなっている。 他の企業年金が払い場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業主において退職給付制度を変更して、企業型確定拠出 年金制度を導入する場合、拠出限度額があることにより、想 定通りの給付設計ができないケースが多々あるため。	確定拠出年金法施 行令第11条	厚生労働省	
505	505704	1	G1-	44 z	13001	タエカ 圏	確定完全 定金令 完	他の企業年金がない場合 3.6万円 → 4.6万円		п	確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度 改正における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行 後の活用状況を見守る必要がある。なお、制度改正 時の検討課題であると考えている。	i	(社)日本経済団体 連合会	41	A	掛金の拠出限度額の引上げ	拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。	確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、2004年改正により厚生年金基金の上乗せ部分の望ましい給付水準を掛金ベースに置き換えた金額に引き上げられたが、老後の安定した生活を保障するにキナヤではなく。また、退職一時金制度からの移行を促進する観点から十分ではない。自動努力、自己責任による老の生活保障の確保を支援するためには、拠出限度額を大幅に引き上げるべきである。これにより、利便性が向上し、退職金の代替で制度普及にも資する。	確定拠出年金法第 20条、第69条 確定拠出年金法施 行令第11条、第36 条	限度 で企業 原生労働省年金 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	楽型確定拠出年金の拠出 額は、①企業年金に加入しない場合月額4万6千円、② 年金に加入している場合月 万3千円である。同様に、個確定拠出場合長の同様に、個確定拠出年金については、 20企業年金、企業型確定 全のない企業の従業員の 合月額1万8千円となってい る。

要管	望 要望 項管 番	聖事 分質 助	割補	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の	) 措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5	86 5086	6007	4	G14	z13001	厚生労働	確定拠決 衛生会法第1 有令、第36 条 条	確定拠出年金の拠出限度額は、平成 16年10月より以下のとおり引き上げら れたところ。 (企業型) 他の企業年金がない場合 1 6 の企業年金がある場合 1.8万円 → 2.3万円 (個の企業年金がある場合 1.8万円 → 2.3万円 (電かない場合 1.5万円 → 1.8万円		п	確定拠出年金の拠出限度額については、年金制度改正における公的年金の給付水準の見直(等を含まえ、平成16年10月より引き上げられており、施行後の活用状況を見守る必要がある。なお、制度改善時の検討課題であると考えている。	沓 亍	損害保険労働組連合会	â 7	В	確定拠出年金の制度拡充④	月ざたい。の変化のなった。	ルにかんがみ 国民の支齢期になける所得の確	新たな企業年金制度として導入された確定拠出型年金制度 については、当該導入企業退職時のポータビリティが不十分 であるほか、全金資産の中途引き出しが60歳までは高度障 書時条除き不可とされているなど、老後の生活保障の確保 の手段として、また資産形成の手段の一つとしては、不十分 な点が多く存在する。ついては、制度面の拡充をはかるへ く、検討を進めていただきたい。	〒第11余,法人祝   法、所得税法		
5	34 5034	1009		G15	z13002	厚生労働	加年金法条 19条	出 企業型年金においては事業主拠出の 育 み、個人型年金においては個人拠出 のみが認められている。	c c	1 11 11	企業型年金における個人の上乗せ拠出の導入にいては、確定拠出年金のみならず、企業年金の拠出の在り方そのものを問う問題であり、現時点での対応は困難である。なお、制度改正時の検討課題であると考えている。	D L	(社)日本損害保 協会	<b>9</b>	A	確定拠出年金の企業型における 拠出限度額の枠内での個人によ る上乗せ拠出の容認	確定 努力に 拠出限度額の枠内で企業型に対する個人の上乗せ拠出 を認めていただきたい。 を認めていただきたい。 保に係	による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢	提出限度額の枠内で、個人による自助努力を認めることによって確定拠出年金制度の普及を促進する。米国の確定地 出年金では個人による上乗せ拠出が認められている。 現状、中小企業を中心として、企業型の拠出額は拠出限度 額の一部に止まっており、動労者の老後の資産形成ニーズ を満たすためには、拠出限度額の枠内で自動努力による 個人の上乗せ拠出が必要なため。 (現状) 企業型の場合、企業による拠出しか認められておらず、個 人が上乗せ拠出できない。	条、第20条、 確定拠出年金法施	厚生労働省、 財務省	
5	53 5053	8013		G15	z13002	厚生労働	加 在定拠 19条	出 企業型年金においては事業主拠出の	C	1 11 111	企業型年金における個人の上乗せ拠出の導入にいては、確定拠出年金のみならず、企業年金の拠出の在り方そのものを問う問題であり、現時点での対応は困難である。なお、制度改正時の検討課題であると考えている。	D	社団法人信託協	除 13	Α	企業型確定拠出年金における本 人拠出(いわゆるマッチング拠出) の容認	・企業型確定拠出年金においては、事業主の拠出しか認められていない。 ・企業型確定拠出年金において、現行の事業主拠出の他、加入者本人の希望により、加入者拠出すること(マッチング拠出すること)を可能にすること。		マッチング拠出を認めることは自己責任に基づく確定拠出年 金制度の趣旨にも合致し、また、従業員の老後の所得確保 に係る自動努力の選択設施式により、制度のさらなる普及に 繁がることが見込まれるため。	確定拠出年金法第	厚生労働省	

要望	要望事	- 分割補		٠.	管理	所管省	該当法	#1/# 0 TD-1 h	措置の一措置の一措置		7.0%		要望 規制改事項番 第4/5	大氏间開放安望書(2006の)		具体的事業の		ATT HOLE A ME	制度の	その他
	<b>505704</b>	分期番号				厚件外縣	該 令 確定 定金 近 知 近 第 19 条	制度の現状  金楽型年金においては事業主拠出の  み、個人型年金においては個人拠出  のみが認められている。	分類	企業型年金における個人の上乗せ拠出の導入にいては、確定拠出年金のものを問う問題であり、現時点で対応は困難である。なお、制度改正時の検討課とであると考えている。	拠 の	要望主体 (社)日本経済団体 連合会	等の開放が	(事項名)	具体的 要望内容 企業型確定拠出年金の掛金について、事業主の拠出 加えて本人拠出が可能となるよう措置すべきである。	具体的事業の実施内容	要望理由 確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、自助努力、自己責任の 意識離成を支援するためには、本人拠出ができる仕組みが 必要である。また、財形年金制度からの移行を進める観点 からも本人拠出が求められる。本人拠出を認めることにより 利便性が何上し、制度普及にも資する。	確定拠出年金法第	金局企業年金 1	その他 (特記事項) 企業型確定拠出年金の掛金 こついては、事業主からの拠出 か認められず、本人拠出ができない。
5086	508600	3	G	315 ;	z13002	厚生労働省	確定拠出第 年金法条 19条	d 企業型年金においては事業主拠出の る、個人型年金においては個人拠出 のみが認められている。	c II	企業型年金における個人の上乗せ拠出の導入にいては、確定拠出年金のみならず、企業年金の出の在り方そのものを問う問題であり、現時点で対応は困難である。なお、制度立正時の検討課であると考えている。	拠 の	損害保険労働組合 連合会	7 В	確定拠出年金の制度拡充③	確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討し 頂きたい。 ③企業拠出に対する個人の上乗せ拠出を認める	確定拠出年金の制度普及が図られる。従業員の自助 等力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢 化の進展、高齢期の生活の多様化等の対金経済情勢 の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確 保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と 福祉の向上に寄与する効果がある。	な点が多く存在する。ついては、制度面の拡充をはかるべく、検討を進めていただきたい。	令第11条,法人税 法、所得税法	厚生労働省 財務省 金融庁	
5034	503401	0	G	3316	z13003	厚生労働 省	確定拠出 年金法阱 則第2条 の2、第3 条	される場合や高度障害の場合を除き、	c 1	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保ために導入されるものであり、貯蓄とは異なるものあることから、原則として中途引出しは認められい。平成17年10月に中途脱退の要件が緩和されが、それ以外に具体的にどのような場合に緩和されが、それ以外に具体的にどのような場合に緩動があるかについては、制度改正時の検討課題あると考えている。	)で な た (可	(社)日本損害保険 協会	10 A	確定拠出年金の経済的困窮時に おける年金資産取り前しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、(学校のペナルティを課した上での年金資産の取り前し、(学金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。少子高齢化の 進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変 化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に 後、る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉 の向上に寄与する効果がある。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の 如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。 困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確 定拠出年金普及を阻害する。	確定拠出年金法第	厚生労働省、財務省	

要望管理社	要望事 項管理 番号	分割補助番号	i 統合	<b>≜</b> =	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里俚 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5052	5052010	3	G16	66 z1	13003	厚生労働省	確定提集第1	古 確定拠出年金制度においては、受給 権の担保差入れが禁止されている。	c	I	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、貯蓄とは異なるものであら、取ることから、原則として中途引出しは認められない。また、将来の老後の所得として確実に確保したが、から、一般を担保とした貸付を認めるのは困難である。平成17年10月に中途脱退の乗件が総和されたが、それ以外に具体的にどのような場合は緩和が可能であるかについては、制度改正時の材財課題であると考えている。		社団法人全国信金庫協会:信金中 金庫		D)	確定拠出年金の受給権を担保と した貸付けの容認	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	確定拠出年金加入者等に対して、確定拠出年金の受	確定拠出年金制度は、一部の例外を除き中途接金ができない制度であることを勘案すると、加入者が受給資格を満たす時期までに生活因解等に関い生活資金を必要とするケース等を想定しておくことが肝要である。		厚生労働省	継続
5052	5052019	Э	G16	66 z11	13003	厚生労働	確定拠 年金法 別第2条 の2、第3 条	は でんだの中では、院送一時でかえれている場合や高度障害の場合を除き、		Ī	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保の ために導入されるものであり、貯蓄とは異なるもの あることから、原則として中途引出しは認められな い。平成17年10月に中途別の要件が緩和された が、それ以外に具体的にどのような場合に緩和が 能であるかについては、制度改正時の検討課題で あると考えている。	्ट : ग	社団法人全国信金庫協会·信金中 金庫		А	確定拠出年金の年金資産の中途 引出し要件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税 条件(ペナルティ課税)を負うことにより、任意で確定拠 出年金の資産の中途引出しを行うことを可能とする。	確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せして自己の老後生活資金を確保するため税制優遇措置を付して設けられている制度であるため、受給は原則60歳以降とされており、中急引出しは、諸条件を満たしたうえで脱退・時金を受け取る以外にはできない。しかし、現実には、長期に変态加入期間中に不測の事態が生じても中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を翻するケースが考えられる。これらの規制を、年金資産が60万円までであれば受け取れるようにする等の記述一時金制度とは別に、金額や時期にかかわらず、加入者の任意で中途引出しができるように緩和時期に対したができるように、女性や若年層を含むより多の国民が安心して確定拠出年金に加入するようなり、国民の経後活に対し、国民の経験につながるものと考えられる。また、企業型年金は、企業の退職給付制度としての性格をより強めることができ、普及促進ができる。	確定拠出年金法附	厚生労働省	継続
5053	505301!	5	G16	66 ztt	13003	厚生労働省	確定拠 年金法 東 明第2条 の2、第3 条	は、		ī	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保の ために導入されるものであり、貯蓄とは異なるもの あることから、原則として中途引出しは認められな い、平成17年10月に中途脱るの要件が緩和された が、それ以外に具体的にどのような場合に緩和が 能であるかについては、制度改正時の検討課題で あると考えている。	ट : ग	社団法人信託協	<b>À</b> 15	Α	確定拠出年金の中途引出要件の 緩和(1)	① 企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支 粉要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限ら れている。 確定拠出年金制度が企業の退職金制度の一部を担う制 度となっている現状を勘案し、制度普及・加入者増大のた が、現状、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限ら れている企業型年金における脱退一時金の支給要件は、現 ること。 ② 個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現 年以下)および脱退一時金額兼決時の個人別勘定残高に る要件(50万円)が存在する。 個人型確定拠出年金における脱退一時金の支給要件に の要性(50万円)が存在する。 個人型確定拠出年金における脱退一時金の支給要件に 力とで、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間)ケ月以 上3年以下)および脱退一時金額請求時の個人別勘定残高 に係る要件(50万円)を緩和すること。		① 現状では、個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限り企業型脱退一時金として支給を受けることが可能であるが、この要件に該当する対象者は限定的となっている。年金制度とはいる実質的企業では最多である。 (2 現行の個人人制定残るに係る要件(50万円)については「年間手教料500円・刊回り年13程度で資産が「産が自体が発展しているが、受給権が発生するまで手教料等負担による個人別管理資産の目滅りを信息がある。このでは、1年間・教料さの1年、1年度で資産が「連りについては「年間・教料500円・刊回り年13程度で資産が「運りにしい頃をベースに検討されたと認識しているが、受給権が発生するまで手教料等負担による個人別管理資産の目滅りを信息がによりないと思料される。また、加入者の高齢卵の所得度では足りないと思料される。また、加入者の高齢の5万円程度では足りないと思料される。また、加入者の高齢卵の所得をであった。また、当ま資産に到達するには3年以上の拠出期間が必要と考えられ、本種別間に係る要件の緩和についても併せて要望するもの。	・確定拠出年金法 施行令第59条第2 項 (②について 確定拠出年金法 所則第3条 注で対して 確定拠出年金法 所則第3条	厚生労働省	

要望管理	里望事 野 項管理 番号	分割補 助番号	統合	合 :	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的	が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	3 505301	6	G1	6 z	13003	厚生労働省	確定拠級 年金法队 則第2条 の2、第3 条	# 健定拠の中金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、	c	I	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、貯蓄とは異なるものであり、貯蓄とは異なるものであることから、原則と「中途引退の要件が緩和されたい。平成17年10月に中途脱退の要件が緩和がれたが、それ以外に具体的にどのような場合に疑問が「能であるかについては、制度改正時の検討課題であると考えている。	で : : 可	社団法人信託協会		B)	確定拠出年金の中途引出要件の 緩和(2)	・企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支給要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている。。	:	年金支給開始までは長期に渡るため、加入者において将来、経済的に困窮状態に陥る可能性もある。こうした止むを得ない事情において中途の引出しが認められない現状では、加入者等の不安は大きく、制度導入の阻害要因となっているため。	·確定機出年金法 附則類與日全金法 施行令第59条	厚生労働省	
5053	3 505301	7	G1	6 z	13003	厚生労働 省	確定拠出 年金法 則第2条 の2、第3 条	100威削の中述引き出しは認めている		I	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、貯蓄とは異なるものあることから、原則として中途引出しは認められない。また、写来の老後の所得として確実に確保したるぐために、受給権を担保とした貸付を認めるのは困難である。平成17年10月に中途脱退の要件が緩和が可能である。平成17年10月に中途脱退の要件が緩和が可能であるかについては、制度改正時の移討課題であると考えている。	でこと爰こ	社団法人信託協会	È 17	A	確定拠出年金の個人別管理資産 額を担保とした公的借入制度の整 備	・確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが 禁止されている。 ・個人別管理資産額を担保とした公的借入制度を実現する こと。	5	確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが禁止されていることが、例えば退職金を返済原資とした社内融資制度を実施している事業所について、確定拠出年金制度の採用の足かせどなっているカースが存在する。一方で確定拠出年金制度は、個人毎の資産額の把握が容易であることから、当該資産を担保した賃付制度の制設する能と考えられ、事業所の恣意性を排したかたちでの公的借入制度を創設することにより、加入者の一時的な資金ニーズへ対応することができ、制度普及が図られると思料するもの。	·確定拠出年金法 第32条	厚生労働省	
505	7 505704	12	G1	6 z	13003	厚生労働省	則第2条	確定拠出年金は、脱退一時金が支給される場合や高度障害の場合を除き、の歳前の中途引き出しは認めている。 い。また、確定拠出年金制度においては、受給権の担保差入れが禁止されている。	c	1	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、貯蓄とは異なるものであることから、原則として中途引出しは認められない。また、将来の老後の所得として確実に確保したお(ため)に、受給権を担保とした貸付を認めるのは困難である。平成17年10月に中途散退の要件が鋭和されたが、それ以外に具体的にどのような場合は緩和が可能であるかについては、制度改正時の移射課題であると考えている。	でここと爰こ	(社)日本経済団( 連合会	* 42	Α	中途引出し要件の緩和	将来的には、退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の大小にかかわらず支給を可能とすべきである。そのためにも、まず以下について早急に実施すべきである。 ①脱退一時金を受給できる安仲の緩和(例えば確定給付企業年金法施行規則第30条と同様な一時金選択が可能な特別条件の一部の容認、及び少額の脱退一時金の拡充) ②経済的困窮状態にある加入者の個人別管理資産の取り崩し、もしくは個人別管理資産を担保とした借入の容認	:	2005年10月の改正以降においても、非常に厳しい中途脱退作であることには変わりなく、実質的に認められる事例は少ない、そのため、企業定面に拠出年金は、特に女性の加入事が低く、制度自体の普及の旧書を図の一つとなって、いる、中途別選挙任でいては、本人のライフタタイルによって有利不利が出ることがないよう、中立性を重視すべきである。	28条、第33条、附 則第3条 確定拠出年金法施	ア・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	人型確定機出年金におい 以退一時金を受給できる要 適算機出期間が3年以下 合または資産額が50万円 で制度上掛金を受かられない場合となってもいる。 成本溝の加力、高皮障害に関 がも、死亡で一時金)、 でした。 でいる。 でいる。

														安主俚	氏间開放安望書(2006めし						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー	l 所管省 ド 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5086	5086007	2	G16	z130(	73 厚生労働 省	確定拠 年金法 東 東 第2条 の2、第3 条	# 確定拠の中金は、脱退一時金が支給 される場合や高度障害の場合を除き、	c	I	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、野部とは異なるものであり、野部とは異なるものであり、野郎とで中途引出しば認められない。平成17年10月に中途脱退の要件が緩和されたが、それ以外に具体的にどのような場合に緩和が可能であるかについては、制度改正時の検討課題であると考えている。	J	損害保険労働組合 連合会	7	В	確定拠出年金の制度拡充②	確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討して 頂きたい。 ②一定の要件を満た場合は、別途課税等の対処を講じ たうえで年金資産の取り崩しを認める	化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢	であるほか、年金資産の中途引き出しが60歳までは高度障害時を除き不可とされているなど、老後の生活保障の確保の	19条、第20条、確 定拠出年金法施行 令第11条,法人税 法、所得税法	厚生労働省 財務省 金融庁	
5089	5089008		G16	z1300	73 厚生労働省	確定拠掛 年金法 明第2条 の2、第3 条	される場合や高度障害の場合を除き、	c	I	確定拠出年金制度は国民の老後の所得の確保のために導入されるものであり、貯蓄とは異なるものであったから、原則として中途引出しは認められない。平成17年10月に中途脱退の要件が緩和されたが、それ以外に具体的にどのような場合に緩和が可能であるかについては、制度改正時合は試解があると考えている。	J	生命保険協会	8	A	確定拠出年金制度における支給 要件の緩和	・企業型における退職時の脱退ー時金について、年齢到 達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべ く、支給要件を緩和する。 ・かかる要望が実現しない間にあっても、企業型から個人型 起に移行した者であって、第7号被保険者等個人型に拠から 基準を現行の50万円以下からかなくとも100万円以下に引 きた、退職時の企業型での中途脱退の要件である資産 にかかる基準を現行の企業型での中途脱退の要件である資産 にかかる基準を現行の15万円以下から少なくとも100万円 以下に引き上げていただきたい。		・昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給整件の緩和は非常に有効である。企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行をなっているのが現状であり、厚生年金釜金、確定給付企業年金等の企業年金制度との整合性の欠却から、円滑な制度間移行が認められている。これらの制度との整合性の欠却から、円滑な制度間移行が記められている。これらの制度との整合性の欠却から、円滑な制度間移行が設められている。これらの制度との整合性の欠却から、円滑な制度間移行が設められている。これらの制度との整合性については、平成17年10月に、資産が全額の場合とと関連として一定の緩和が図られたが、現行の基準では、なおその趣旨を実現するのに不十分であり、更なる様に、なおその趣旨を実現するのに不十分であり、更なるまが生産を拠出するかは任意であるから、個人型の場合と観光を提出するがに表示して、中途脱退の要件でなる資産にかかる基準に差異を設けるのは合理的でない。	第28条、第33条 ·確定拠出年金法	<b>序工力剛官</b>	・企業型において、退職しても6 の歳に到達するまで受給できな ・企業型から個。型に移行した 者であって、第3号被保険者等 個人型に提出できない者につい では、資産が砂額の場合(60万 円以下)に脱退が認められている。また、資産が極めて少額 (1.5万円以下)の者は、個人型 に移行するこなく退職時に企 業型で脱退を認められている。
5034	5034008		G17	z1300	04 厚生労働 省	確定拠出第1 年金法第1 項	・ 企業型の資格を喪失した後、他の企業 ・ 在会制度がおり歴史加出を会た実施!	c	пш	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員への拡大)については、公的年金制度における位置づけ、共済年金における職域部分の取扱い等を書える必要があり、現時点での対応は駐難である。なお、制度改正時の検討課題であると考えている。	3	(社)日本損害保険 協会	8	A	確定拠出年金の加入対象者の拡 大(第3号被保険者、公務負)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主 婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金の制度普及が図られる。専業主婦、公務員個人の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。少子高齢化の進展、高齢納の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にあかんがみ、国民の高齢制における所得の確保に保る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する効果がある。	り、唯足拠山平立の小一プレッティーが確保されば、十万なも	確定拠出年金法第 62条:法人稅法、 所得稅法	厚生労働省、財務省	

要望	要望	事			Adv Time		=±						安里位 別							
管理	番 項管 番号	尹   分割補理   助番号	統	t合	官埋コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項番 (規制で 革A/月 間開放	ミ (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5052	. 50520	017	G	à17 :	z13004	厚生労働省	確定拠域 年金法第1 62条項	正未型の資格を設大しに後、他の正来	с ІПП	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員へ加大、)については、公的年金制度における位置づけ、共済年金における職域部分の取扱い等を踏まえる必要があり、現時点での対応の対応の対応の対応が表示される。なお、制度改正時の検討課題である。考えている。	<b>長</b> )	社団法人全国信用 金庫協会·信金中 金庫		確定拠出年金企業型年金の資格要失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	個人型年金の運用指図者は、それまで積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用指列を行うことはできるが、新たに掛金を処計することはてきないため、根プランを実現できないことはもちろんのこと、拠出期間の直にともなったのこと、機出期に分散させることによる運用リスの軽減化を図ることもでっまず、健全な資産形成に支援を含まったがって、確定拠出年金企業型年金の資格要失者についても、個人型年金の加入者として継続が付出掛金の拠出を行うことを選択できるようにしていただきたい。	確定拠出年金法第 62条第1項	厚生労働省	継続
5053	50530	)19	G	317	z13004	厚生労働省	確定拠出第162条第1	正未至の具俗を衣入した後、他の正未	с ІПП	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員への拡大)については、公的年金制度 おける位置づけ、共済年金における職域部分の取扱い等を踏まえる必要があり、現時点での対応は難である。なお、制度改正時の検討課題であるとまえている。		社団法人信託協会	19 A	確定拠出年金の加入対象者の拡 大	・現在は第3号被保険者に個人型確定拠出年金の加入資格を 格がない。 ・第3号被保険者に個人型確定拠出年金への加入資格を 付与すること。		・第2号被保険者の配偶者となり企業型年金の加入資格を 失った場合も、引き続き個人型確定拠出年金へ拠出できる ことなれば、利便性が拡大され、加入者増大に繋がると考 えられるため。 ・このような場合は、その者は個人型生金運用指図者になる が、資産が少額な場合は、将来的に運用のみを継続したとしても、少額の終付しか受け取れず、確定列を の総合はあることができない可能性がある。第3号被保険者に 個人型の加入資格を付きすることにより一定の拠出を認め ることで、前述の問題点が改善されるほか、制度の普及にも 大きく寄与すると考える。	・確定拠出年金法 第62条	厚生労働省	
5057	50570	)43	G	317	z13004	厚生労働 省	確定拠出第 年金法第 62条第1 項	第3号被保険者や公務員は確定拠出 年金に加入できない。 企業型の資格を要失した後、他の企業 年金制度があり確定拠出年金を実施していない企業に転職した場合等は、個 人型の運用指図者となり加入者とはな らない。	с ІПП	確定拠出年金の加入対象者の拡大〈第3号被保障者、公務員への拡大〉については、公的年金制度におけるは職づ計分の職が分の取扱い等を踏まえる必要があり、現時点での対応はま難である。なお、制度改正時の検討課題であると考えている。		(社)日本経済団体 連合会	43 A	加入対象者の拡大	個人型確定拠出年金への専業主婦の加入を認めるべき である。	±	専業主婦の加入を認めることで、個々人の自助努力による 老後資金の形成に寄与することになる。あわせて、確定拠出 年金のポータビリティが拡充され、制度普及が図られる。	確定拠出年金法第 2条、第9条、第62 条	厚生労働省年 金局企業者基 國民年建基 課	産定拠出年金では、専業主婦 加入が認められていない。

要	望 要望	事	11 <del>/ #</del>		然Ⅲ	配件少	=± \u224 \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau		世署の	措置の				安里	ひ氏间開放安望書(2006め)				turt o	7.0%
管理	番項管	学 分害 管理 助番	号	統合	コード	庁等	該当法令	制度の現状	分類	内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 (規制 写 間開加	ミ (事項名)	具体的 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
504	5086	i007 1		G17	z13004	厚生労働省	確定拠功 物 62条項 項	第3号被保険者や公務員は確定拠出 年金に加入できない。 企業型の資格を要失した後、他の企業 ていない企業に転職した場合等は、 位人型の連用指図者となり加入者とはな らない。	c c	тшш	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険 者、必務員への拡大)については、公的年金制度に おける位置づけ、共済年金における職域部分の取 扱い等を踏まえる必要があり、現時点での対応は困 難である。なお、制度改正時の検討課題であると考 えている。	<u>-</u> :	損害保険労働組名 連合会	7 В	確定拠出年金の制度拡充①	確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討して 頂きたい。 ①専業主婦・公務員を加入対象とし転職時のポータビリティを向上させる 電社の油展、高齢期の生活の支産 で、係る自主が努力を支援し、国民の高齢期における所得の移 保に係る自主が努力を支援し、国民の生活の安定 福祉の向上に寄与する効果がある。	であるほか、年金資産の中磯可き出しが60歳までは高度障であるほか、年金資産の中磯可き出しが60歳までは高度障害を除き不可とされているなど、老後の生活保障の確保の手段の一つとしては、不十分な点が多く存在する。こいでは、制度面の拡充をはかるべく、検討を進めていただきたい。	19条、第20条、確 定拠出年金法施行 令第11条,法人税 法、所得税法	厚生労働省 財務省 金融庁	
509	3 5053	018		G18	z13005	厚生労働	確定定拠法 動 11条、第 62条項 項	確定拠出年金の加入者資格は60歳で	č. c	1	60歳以降の加入者資格の取扱いは、制度改正時の 検討課題であると考えている。		社団法人信託協会	€ 18 A	確定拠出年金の資格喪失年齢の 見直し	・現在は60歳に達したときに資格喪失となるが、65歳まで は加入者であり続けられるような措置を認めること。	高年齢者雇用安定法による定年延長等の義務化に伴い、60歳超の者について雇用延長するケースが多くなると考えられるが、60歳資格要失を改めることにより自助努力による老後の所得確保の選択肢が広がることは、法の目的にも合致するため。	·確定拠出年金法 第2条、第11条、第	厚生労働省	
508	7 5057	7046		G18	z13005	厚生労働省	確定拠. 衛生金法. 第 62条. 項	確定拠出年金の加入者資格は60歳で	į.	I	60歳以降の加入者資格の取扱いは、制度改正時の 検討課題であると考えている。		(社)日本経済団 連合会	k 46 A	加入者資格喪失年齢の見直し	公的年金支給開始年齢の引上げや、高年齢者雇用安定 法の改正等に伴う60歳以降の就労機会の拡大等の環境 変化を務まえ、確定拠出年金の加入者資格長失年齢につ いても、労使合意に基づいて参数に設定できるようにすべ きである。	高年齢者雇用安定法の改正により、企業には60歳以降の 就労機会確保が義務づけられることとなったが、確定拠出毎 会については60歳到達に伴い一律的に加入者資格が喪失 し、柔軟性を欠いた対応となっている。特に、処遇面で60歳 前との連続性を維持しつっ定年延長を行うような場合に 定拠出年金の掛金拠出のみが60歳時点で打ち切られること となり、パランスを失しがあることなり、15つスを失し対かこならさるを得ない。一方 定給付企業年金においては、年齢による加入者資格喪失時 期の定めはなく、老齢給付金の給付に係る年齢要件が60歳 以上55歳以下であることを踏まえて、「65歳以下の規約で定 める時期」とされている。	確定拠出年金法第 11条、第62条3項	厚生労働者省全金金 原金局企业金基金 国民年課	た業型年金及び個人型年金 D.A 者は、60歳に到達した日 加入者資格を喪失する。

							4				_	安里俚	氏间開放安望書(2006め)						
要望 管理和 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	5089013		G18	z1300	厚生労債省	確定拠。 4年金法 11条第 62条第 項	出 第 6 6 8 要失する。	c I	60歳以降の加入者資格の取扱いは、制度改正時の 検討課題であると考えている。		生命保険協会	8)	確定拠出年金制度の加入者資格 要失年齢の引上げ	確定拠出年金の加入者資格喪失年齢(こついて、労使合意 (こ基づく柔軟な設定を認め、現行の資格要失年齢(60歳) からの引上げが可能となるようにしていただきたい。		公的年金の支給開始年齢の引上げや高年齢者雇用安定法 改正等により、60歳以降の就労機会は拡大しているにもか かわらず、確定批出年金については60歳割建により一律に 加入者資格を喪失することとなっている。	確定拠出年金法第 11条第6号	厚生労働省年 確定拠上 を 高風民 課 基 量 民 の 課 を 基 金 基 会 基 会 基 会 基 会 基 会 基 会 る は き き き き き き き き き き き き き き き き き き	年金の加入者は60歳 ときに資格を喪失する ととなっている。
5034	5034012		G19	z1300(	厚生労働省	確定拠法 動 33条第7 条	第 確定拠出年金を60歳から受給するため 1 には、通算加入者等期間が10年以上	o I	60歳前の数ヶ月間のみ掛金を拠出し、その後直ち1 受給できることを認めると、貯蓄との区別がつかな なるため、最初の拠出から一定期間経過後に給付 を受けられるようにすることが必要である。60歳以 の加入者資格の取扱いと併せ、制度改正時の検計 課題であると考えている。	< t	(社)日本損害保険 協会	12 A	確定拠出年金の老齢給付金の支 給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度の普及に寄与する。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると50歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。	確定拠出年金法第 33条	厚生労働省、財務省	
5057	5057045		G19	z1300i	; 厚生労 <b>修</b> 省	確定拠法第 33条第 項、条	第 確定拠出年金を60歳から受給するため 1 には、通算加入者等期間が10年以上	c I	60歳前の数ヶ月間のみ掛金を拠出し、その後直ち1 受給できることを認めると、貯蓄との区別がつかな なるため、最初の拠出から一定期間経過後に給付 を受けられるようにすることが必要である。60歳以 の加入者資格の取扱いと併せ、制度改正時の検診 課題であると考えている。	く      降	(社)日本経済団体 連合会	45 A	企業型確定拠出年金における老 齢給付金の支給要件の弾力化	老齢給付金の通算加入者等期間による支給開始年齢の 制限を緩和すべきである。		確定給付企業年金では、加入時期にかかわらず60歳以 降、支給要件を満たすことが可能である。一方、確定拠出年 金において、60歳以降に受給開始となる各は、制度上個人 拠出が認められないため、連用成様や手数料によって資産 報が日減が言念がもある。加入期間によって資格等を一 様に定めるのではなく、60歳以降の退職時点で支給できるよ うにすべきである。	確定拠出年金法第 33条	加入者等 信成未濟 61歳未濟 金局企業年金 国民年金基金 課 以上)を有 年金の別 節給付金	以上64歳未満、2年:

														安	主性	天间開放安望書(2006めし					
要望 管理都 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー	理 所・ド 「	管省 等	該当法	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項番(規	別 制改 A/民 開放	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業の 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5086	5086007	5	G19	z130	906 厚台	上労働	確定拠出第 年金法第1 項、第73 条	確定拠出年金を60歳から受給するため には、通算加入者等期間が10年以上			60歳前の数ヶ月間のみ掛金を拠出し、その後直ちに 受給できることを認めると、貯蓄との区別がつかなく なるため、最初の拠出から一定期間経過後に給付 を受けられるようにすることが必要である。60歳以前 の加入者資格の取扱いと併せ、制度改正時の検討 課題であると考えている。	<b>(</b>	损害保険労働組 連合会		B	確定拠出年金の制度拡充⑤	確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討して 頂きたい。 (5)10年間の通算加入者期間による受給開始年齢の制限 を撤廃し、確定拠出年金の老齢給付金の支給要件を緩和 する	でありまか、チェリモッチルボリビロルの心臓なども同時の確保 音時を除き不可されているなど、老後の生活保障の確保 の手段として、また資産形成の手段の一つとしては、不十分 な点が多く存在する。ついては、制度面の拡充をはかるべ く、検討を進めていただきたい。	19条、第20条、確 定拠出年金法施行 令第11条,法人税 法、所得税法	財務省 金融庁	
5053	5053020		G20	z130	007 厚台	生労働	確定拠出第 全1条	確定拠出年金の掛金は、翌月の末日までに拠出することとされている。	c	I	資金があるときにまとめて拠出することは貯蓄と変わらなくなることから、長期に渡る納付の猶予を認めることは困難である。		社団法人信託協会	₹ 20	А	企業型確定拠出年金における掛 金拠出方法の弾力化	・企業型確定拠出年金においては、毎月の事業主掛金を 翌月末までに納付することとなっている。 ・企業型確定拠出年金における掛金拠出方法について、 毎月以外の拠出方法(年2回拠出、年1回拠出等)を認める こと。	・現行は月単位での限度額を定めている。 ・別途賞与月等を対象として拠出を可能とすることにより、 ①拠出額が低水準となっても加入するの年金原資の値保、 ②企業にとっては拠出方法の多様性の値保、 等により値定拠出年金制度の魅力を高め制度普及の効果が期待できると思料するもの。	·確定拠出年金法 第21条 ·確定拠出年金法 施行令第11条	<b>原</b>	
5057	5057044		G20	z130	007 厚台	生労働 :	確定拠出第 全1条	確定拠出年金の掛金は、翌月の末日までに拠出することとされている。	c	I	資金があるときにまとめて拠出することは貯蓄と変わらなくなることから、長期に渡る納付の猶予を認めることは困難である。		(社)日本経済団 連合会	k 44	A	掛金の拠出時期の弾力化	①特段の事情によって拠出が翌月にできなかった場合でも、労使の令意があれば、次回に2ヵ月分を納付する等の遅れた拠出を認める更か的連用とすべきである。 ②さらに、事情により翌々月に2ヵ月分を納付できない場合 、遡及して拠出対象とする場合などが現定されるため、1 加入者について12ヵ月分の製出観を超えない範囲でキャリーオーバーを認めるべきである。	①事業主にとって、毎月の掛金拠出事務負担は過大であり、何らかの理由で翌月末に納付できないこともあり得る。次回以際の追加製出が認めわれなければ、結果として、後年で支払われる可能性が高く、所得野や社会保験料の対象となって、加入者の手取額が減少してしまう。一方、手違いによる過剰拠出の場合には過剰分を返金させることができるということもあり、拠出週れもしくは通少拠出による不足分の確定制度はあられていないのはバランスを欠いている。確定制付金乗年金、厚生年金基金では遡っての修正が認められていない。はでランスをいている。で、値定拠出年金においても同様の措置が認められているように、値定拠出年金においても同様の措置が認められるべきである。	確定拠出年金法第 21条	て、金機 (いっな ) ななに ( なっな ) ななに ( なっな ) ななに ( なっな ) ななに ( なっな ) なな は 立 か と ( なっな ) な と ( なっな	を業型確定拠出年金におい事業主体、毎月の事業主掛を翌月末日までに資産管理 関に執行しなければならな何らかのた場合は、労使の合に支帝等の拠出以外の補填措置。 高事例が多しが、現実的に月末の入社、新規事業所設 り場合など、等はのは、対域を まれない場合がある。

番切	<b>番切る</b>	<del>-</del>											安宝俚	民间開放安望書(2006め)						
管理者	安全 項管理 番号	事 分割補理 助番号	統領	合 :	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容	か 措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号 間開放	要望事項 (事項名)	具体的事業の 要望内容 実施内容	ס	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	50890		G22	z z	:13007	厚生労働省	確定拠出年金法第 21条	確定拠出年金の掛金は、翌月の末日 までに拠出することとされている。	c I	資金があるときにまとめて拠出することは貯蓄と3 わらなくなることから、長期に渡る納付の猶予を認 ることは困難である。	<b>変</b> め	生命保険協会		確定拠出年金制度の企業型における掛金の納付期限の弾力化	特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2~3ヶ月分の納付を認める等の納付期限の弾力化を図っていただきたい。		・システムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により、当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できなかった場合、当月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要できた、納付期限が翌月末に限定され、何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であると考えられる。	確定拠出年金法第 21条	厚生労働省全金金国民年課	企業型では、毎月の掛金を翌月 末日までに資産管理機関に納 付することとされている。
5089	50890	15	G22	z	:13007	厚生労働省	確定拠出第 年金法第 21条	確定拠出年金の掛金は、翌月の末日 までに拠出することとされている。	c I	資金があるときにまとめて拠出することは貯蓄と3 わらなくなることから、長期に渡る納付の猶予を認 ることは困難である。	変め 	生命保険協会	15 A	確定拠出年金制度の企業型における掛金の払込方法の弾力化	確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上 定期的に払込むことが可能となるよう払込方法の弾力化を 図っていただきたい。		・収納事務の効率化により、運営コストの削減に資する。 ・また、確定給付企業年金では、事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に排金を拠出することが認められており、他の年金制度との整合性を図る必要がある。	確定拠出年金法第 19条、20条	厚生学働省全基金 国民 課 課 要	企業型では、事業主は、一月につき拠出することができる事業 主掛金の額の上限の範囲内で、 各月につき対象が とされている。
5053	505302	21	G22	21 z	:13008	厚生労働 省	41条の6 確定給付	厚生年金基金、確定給付企業年金から確定拠出年金へ移行するための積立不足に係る掛金の一括拠出については、規約変更日を計算基準日とする	c I	確定拠出年金へ移行するための積立不足に係る 金の一括拠出については、確定拠出年金への移 の時点、規約変更日)を計算基準日とすることとし おり、ご要望の趣旨のような問題は生じないと考え ている。	<b>換</b> て	社団法人信託協会	21 A	制度移行後の企業型確定拠出年 金制度への一括拠出の容認	・移換元制度の債務の計算基準日及び掛金払い込みの時期と確定拠出年金への移換の時期が異なることにより、不足が生じる可能性がある。     ・他の年金制度からの移換を額に不足をが無いよう、確定拠出年金制度施行後に積立不足を一括拠出できるようにすること。		施行日直前に移行元の年金制度の年金資産が減少すること等により、労使合意した移換額に満たないことを避けるため。	·確定拠出年金法第19条、第20条	厚生労働省	

要望管理	要望事 項管理 番号	分割補助番号	i 統合		き理   i	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	) 措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	505302	2	G21	1 z1.	3008 <sup>J</sup>	享生労働 省	確定拠地 年金第22 条第1項 第5号	<ul><li>退職一時金制度から企業型確定拠出</li><li>年金への資産移換について、一括移</li></ul>		п	退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換しついては、厚生年金基金や適格退職年金への資産移換と同様過去に遡って制度を導入したとした場合の過去勤務債務を償却するとの考え方に基づくものであり、一括移換を認めることは困難である。	全	社団法人信託協	会 22	B)	制度移行時の企業型確定拠出年 金制度への資産移換における一 括移換の容認	・現在は、退職一時金制度の改正または廃止が行われた日の属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の各年度に均等に分割して移換することとなっている。 ・退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を認めること。		現行は退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産 移換は4年から8年の間で均等に分割移換を行うこととなっ ているが、その間退職者が出るたびに未移検金を一括移検 する等の事務負担が事業主に発生している。一括移検を実 施することにより、これらの事務負担の経滅が図れる。また、 分割移検では移換途中で企業が倒産した場合、加入者の資 産が十分に保全されない。世往もあるが、一括移検を実施 すればこの問題も回避できると思料するもの。	·確定提出年金施行令第22条第1項第5号	厚生労働省	
5053	505302	5	G22	2 z1.	3009	享生労働 省	確定拠出第 年金法第 26条	運用商品除外には、一部の例外を除いて、当該運用商品を選択して運用の 指図を行っている加入者等全員の同意 が必要とされている。	) S.	I	運用商品の除外を運用指図を行っている加入者等の同意なく行うことは、事実上運営管理機関が運用指図を一部行ったのと同じこととなるので、認められていないものである。なお、制度改正時の検討課題であると考えている。	Ħ	社団法人信託協	♠ 25	A	企業型確定拠出年金における運 用の方法の除外に係る手続きの 緩和	現在は、運用商品除外時には、一部の例外を除いて、当 該商品膜、者全員の同意が必要とされているが、現実的 に困難なことも想定とから、制度運営の改善のた め、あらかにが加入者等に周知期間を設けた上で、その間 に特に異論がない場合には商品膜、者全員の同意があっ たものとして運用商品除外を可能とすること。		・適用商品も時間の経過とともにより良いものが開発されることから、商品選択メニューを更新するニーズも高まっている・・一方で古い適用商品を除外できなければ、管理コストも満み、また加入者等の商品選択を規雑にし、かえって加入者等の利益を損なうことになると考えられること。	·確定拠出年金法	厚生労働省	
505	505704	7	G22	21.1	3009	厚生労働 省	確定拠出第 年金法第 26条	運用商品除外には、一部の例外を除いて、当該連用商品を選択して運用の指図を行っている加入者等全員の同意が必要とされている。	) &	I	運用商品の除外を運用指図を行っている加入者等の同意なく行うことは、事実上運営管理機関が運用指図を一部行ったのと同じことなるので、認められていないものである。なお、制度改正時の検討課題であると考えている。	Ħ n	(社)日本経済団 連合会	* 47	A	企業型確定拠出年金における運用方法(商品)除外にかかる手続きの緩和(新規)	一定の要件を満たせば、商品を購入している加入者等全 員の同意がなくても運用方法(商品)の除外を可能とすべ きである。		現状の、購入者全員からの同意取付けでは、ニーズの低くなった商品を運用対象から除外することが困難である。例えば、一定の周辺期間を設け、加入者から特段の異議申出がなければ除外できるなどの方法を認めるべきである。制度導入時から時の移避することから、商品選択メニュー更新のニーズは高い。	確定拠出年金法第 26条 確定拠出年金法施 行規則第20条の2	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	業型運用関連運営管理機 が、提示運用方法から運用 方法を除外しようとするとき 当該除外しようとする運用の を選択して運用の指図を ている加入者等の同意を得 なければならない。

管	野望 要理番 項号 者	望事 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	分割補助番号	統合	管理コード	所管省 广等	該当流令	法制度の現状	措置の 措置 分類 内	の 措置の概要(対	村応策)	その他	要望主体	要望 (規事項番 革	<sup>宝性</sup> 別 制改 A/民 開放	要望事項(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
Ę	034 503	34013		G23	z13010	厚生労(省	確定完全法則 年年行規条、 56条	に嫁倒建進呂官理機関は、他の企業 年金制度等の資格の得喪に関する事 項を原簿に記載しておかなければなら	: .	他の企業年金制度等の資格は、退職所得の課税計算に必 度額の管理の際にも必要で 事項から除外すること	要であり、また拠出しるため、原簿の記録	限	(社)日本損害保険 協会		2)	定拠出年金の原簿記録事項の 緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者から 通知を義務付けている他年金等の資格の得要および支給 値に関する情報に関し、原境の記録事項から除外してほし い。	10001011000000	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、 実際には退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた 際に本人から確認すればよい事項でおり、制度加入時に事 業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が 長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を 短難にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益 に反する。	確定拠出年法施行 規則第15条、第56		
Ę	053 508	53026		G23	z13010	厚生労化省	確定定金統領 建二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	第 2 規約変更にあたっては、一部の例外? 定 院き労働組合等の同意が必要とされ いる。 規	6 c 1	確定拠出年金の規約の制定組合等の同意を必要としているに直接関係する事項について立つた子ェックを及ぼすことに必要不可欠であることは、実質的内容の変更を伴うが合いに直接関係する事項である容の変更を伴うか否かについ意手続きを通じてチェックを不一律労働組合等の同意を不ある。	るのは、加入者等のさいては加入者等の立いでは加入者等の立いが受給権保護のためる。機ね改正についいたのため、実質的にない、といいなが、でも労働組合等のであり、	利場かて利内司、	社団法人信託協会	26	A 企業	業型確定拠出年金における規 約変更手続きの簡素化	・現在、一部の例外を除き、規約変更手続きについては、 労使合意が必要とされている。 ・現在、法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就 業規則等の変更に十分独立なに制度内容の変更を伴わ ない条ズレ)等、労使合意を必須としなくとも受給権保護等 の問題は生じないと考えらかる規約変更毛で労使合意を 求められているため、労使合意不要の規約変更範囲を拡 大すること等、規約変更手続きを簡素化していただきた い。		法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等 の変更に伴う撥ね改正(制度内容の変更を伴わない条ズレ 等については、労使合意を必須としなくも受給権保護等の 問題は生じないと考えられる。 また、上述の変更等、加入者等の利益を書する恐れのない と認められる場合には労使合意を不要とすることで制度運営 コストの軽減に繋がることが見込まれるため。	·確定拠出年金法 -確定拠出年金法 -確行規則第5条	厚生労働省	
i,	053 508	53027		G23	z13010	厚生学作	期 行相則	型出 規約承認の申請手続きにおいては、道 第 営管理機関の登録通知書の写し、制 第 誘方針、運営管理機関選定理由書の 添付が必要とされている。		確定拠出年金制度を適切に 用商品の提供、運用商品に 図の取りまとめとレいった運営を 図のことが必要不可。適正営的 でである。 で行うことを証明する添付書数 正な運営の監督及びことは ら認めることは 日間ので 日間ので 日間ので 日間ので 日間ので 日間ので 日間ので 日間ので	系る情報提供、運用打車業務が適切に行って、規約項 。したがって、規約項 重営管理機関に委託 で省略することは、 民護を担保する観点が	指 わ i i i i 適	社団法人信託協会	27	A 企業約7	業型確定拠出年金における規 承認の申請手続きの簡素化	現在、規約承認の申請手続きにおいて、運営管理機関の 登録済証・勧誘方針・運営管理機関選定理由書の添付が 必要とされているが、これを不要とすること。		・登録済証・勧誘方針については、運営管理機関が登録制となっている現状では、申請に添付する必然性に乏しいと思われる。 ・また、運営管理機関減で理由書については、特に比較表につき事業主の作成負担が大きいとの声があるため。	・確定拠出年金金 施行規則即年6年3条 ・確整型の承認基準3 全規約の承認(平年 第18号)別載1	厚生労働省	

要望管理程	要望事 野 項管理 番号	分割補助番号	前新	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	3 505302	28	G	G23	z13010	厚生労働省	「確定金 出度に(平 13年8月 13年8月 第213年3 第213第3、 1(1)	預貯金等に関しては、銀行法施行規則 第13条の3第1項各号に規定する内容 に相当するものについて、同条に準じ た方法(電磁的方法による提供を含 オンバーといき料理性がを含えなのとする	c	IV	確定拠出年金制度における運用商品の選定・提示及び運用商品に係る情報提供は運営管理機関が入者等に対し運用商品を販売していることと実質的に変わらない。 に変わらないとは一般のなくと一般の保護を図る必要がある。したがって、銀行による預金者等への保護と同等の保護を図るが要がある。したがって、銀行による預金者等への情報提供における取扱いを確定拠出年金における運用商に係る情報提供には適用しないことを認めることに困難である。	加 勺 寿 る 共 品	社団法人信託協会	<b>★</b> 28	B)	企業型確定拠出年金における運 用方法に係る金融商品の情報提 供方法に関する制約の緩和	・現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠日年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第三一(1)にて銀行法施行規則第13年の2を引用しており。同条第2項においては商品情報を電磁的方法で提供する場合には当該預金等の承諾が必要とされている。)、運営管理業務における、商品選定理由書ならびに商品に関する情報提供については、例えばイントラネットでの提供など、磁気媒体での提供に係る制約を緩和いただきたい。		現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部外がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づ(数令及び省令について(法令解別)第三 - (1)にて銀行法施行規則第13条の3を引用しており、同条第2項(こおいては商品情報を電磁的方法で提供するがら、電磁的方法による情報提供が行籍報提供はたや一般化しており、また無媒体による情報提供が行籍報提解、で環境保護の観点から実態に沿わななってきている面もある。少なくと執続時の商品情報提供については、加入者等の事前の同意なして電磁的方法のみで行うことができるよう、緩和を要望するもの。	度について」(平成 13年8月21日年発 第213号) 別紙 第 三一 ・「確定拠出年金Q	厚生労働省	
5089	508901	6	G	G23	z13010	厚生労働省	項、確定	規約の変更には、確定拠出年金法施 規約の変更には、確定拠出年金法施 行規則第5条に定める軽微な変更を除 さ、厚生労働省の承認が必要である。 提	c	ш	脱退一時金相当額等の移換に関する事項は、加力者等の給付の額等に直接影響する重要な事項では あ。このように変更の契機自体が企業年金内部では 判断ではなく関係法令の改正という外部的要因で あっても内容の重要性には変わりなく、軽微な変更 とはいえないため、届出とすることは困難である。	あ の :	生命保険協会	16	Α	確定拠出年金の規約変更手続き の簡素化	平成17年10月の確定拠出年金法改正により影退一時金相当額等の移換に関する事項(法第54条の2第1項)について、新たに規制・定務付けられた規約の変正によい電話では、居出による変更を認めていただきたい。		平成18年3月に、事業主等の増加・減少を伴わない事業主 の名称・技研の変更等について労働船合等の同意を不要と お称技いが認められ、規約変更手続の簡素化が一定程度 図られたが、現在出こよる規約変更が認められている経 徴な変更以外の変更について、全で厚生労働をの承認を要 するとすることは、事業主等にとって大きな負荷であり、更な る手続の簡素化を図る必要がある。	確定拠出年金法第 3条·第5条·第6法 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年 6年	厚金国民 課	企業型の規約の変更には、確 控拠出年金法施行規則に定め 軽微な変更の場合を除き、厚 労働省の承認が必要である。
5052	2 505201	8	G	G24	z13011	金融庁、働厚生省	管理機関	営業職員による運用関連業務(運用の 方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c	ш	営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。	生	社団法人全国信 金庫協会·信金中 金庫	月央 18	A	確定拠出年金運営管理業務にか かる金融商品営業担当者による 兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出 年金運営管理業務のうちの連用関連業務の兼務禁止 を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者 が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行う ことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う中小金融機関の体制整備にお いて、兼務禁止規制は、その推進上極めて負担が大きいこ とから、中立性確保を条件に本業務禁止措置を緩和すること は、金融機関業務の効率性を高めるとともに、確定拠出年金 の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運営 管理機関に関する 命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	継続

管	要望 要理番 項号 者	望事 月 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	分割補助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	<b>デク田</b>	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	071 503			G24	z13011	金融庁、軍生労働	管理機	営 営業職員による運用関連業務(運用の 方法に係る情報提供)と運用商品の 売等の事務の兼務は認められていな い。	Ž.	ш	営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。	生	社団法人全国信 組合中央協会		A	確定拠出年金制度における営業 職員による運用関連業務の兼務 禁止を撤廃すること	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と連用商品の販売等の事務の業務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の業務禁止を撤廃すること、 本規制が撤廃されることにより、確定拠出年金制度の概要 や各運用商品に関する説明から販売事務まで一担当者が 一貫して行うことが可能となり、利便性の向上に資することとなる。また、人的余力に乏しい信用組合においては、規模・ 特性に応じた組織運営、実務展開が可能となり、収益機会 の拡大等を図ることができる。	確定拠出年金法第 100条第7号、確 定拠出年金運営管 理機関10条第1号	厚生労働省	
ţ	053 508	53023		G25	z13012	厚生労働省	確定拠減 動業等3号第3号第4条第号等第4条第号等第4条第号等第4条第号等第4条第号第	第 に来生・エールへ名が現代を入したは において実施事業所に使用された期間 が三年未満である場合、掛金を事業主 に返還するよう規約に定めることがで	1) E c	I	企業型確定拠出年金の資格喪失における掛金の事業主返還を勤続期間3年未満の者に限定しているは、企業年金による老後の所得保障という機能を1視して、一定の動続期間を条件に受給権を付与しまのである。このため、惣成解雇者について、動規期間にかかわらず掛金を事業主に返還させる取扱いは、受給権を刺奪するものであり、認めることは軽である。	の 重 た 長 及	社団法人信託協会	ê 23	Α	企業型確定拠出年金における個 人別管理資産額の事業主返還の 容認	・現在は、企業型確定拠出年金の加入者が資格喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合に事業主返還が可能となっている。 ・整戒解雇者からは、規約に定めることはより、動練期間にかかわらず、事業主返還を可能とすること。		確定拠出年金制度を退職金制度の一部と位置づけている企業が多く、かつ、懲戒解雇者には退職金に給付制限を設けるケースが多いことから、企業の退職給付制度内での不整合が生じていること。	·確定拠出年金法 第3条第3項第10号	厚生労働省	
,	053 508	53024		<b>G25</b>	z13012	厚生労債省	動 年金法3 40条	出 加入者等が死亡したときに、その者の 第 遺族に死亡一時金を支給することとし ている。	. с	I	確定拠出年金制度においては、年金受給者は運用指図者となるが、もともと従業員でない者による運 指図を継続的に管理し続けることは困難である。 よって、遺族に対して年金での受給を認めることは 困難である。	用	社団法人信託協会	ĝ <b>.</b> 24	Α	確定拠出年金の遺族給付におけ る給付方法の選択肢追加	・現在は遺族に関する給付としては一時金のみが認められている。 ・遺族への給付方法について、年金による支払を可能としていただきたい。		現行は遺族に関する給付としては一時金のみが認められており、年金での受給は認められていない。遺族に対して年金による受給を可能とすることにより、遺族給付に係る選択肢を用意することで、確定機出生金制度の利便性が高まると思料するもの。	"惟足拠山十亚広	厚生労働省	

要望管理和	要望事 項管理 番号	分割補助番号	統合		所管・				措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	争児笛	安宝性 別 (規制改 革A/民間開放	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業 要望内容 実施内容	業の 容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057058		G25	z130°	2 厚生労省	確年条 確全法条 確立法条	法第 第1 第1 第1 第1 第1 第1 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4	c, d	I	確定給付企業年金及び確定拠出年金は、労使合意により、その事業所に使用される労働者の老後の戸得確保を図るために導入されるものであるため、事業所単位で導入することとなっている。加入者資格については、労使合意により規約で定めることがなお、確定給付企業年金の適用事業所とした上で、制向者のみを加入者として扱うことは可能だが、制度実施が事業所単位ではなくなるようにすることは企業年金の在り方を考慮する必要があるため、困難である。	F	(社)日本経済団体 連合会		D	確定給付企業年金および確定拠 出年金における加入者範囲の見 直し	①厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業および従業員(労組)との合意に基づき決定することを可能とすべきである。 ②確定拠出を金法第9条、確定給付企業年金法第25条の「実施事業所に使用される被用老年金被保険者」の現行解釈を改め、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)についても、企業年金の加入者と認めるべきである。	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度は、退職金の一部として導入されることが多いにも関わらず、企業外への出向者は一旦脱退扱いなるため、企業は当該従業例の出向自己は業員の社会別出ができず、また、確定給付企業のの表別にとって不利益となるおそれがある。グループ内の系列企業間での出向のような場合に、出向先事業所を出向元事業所ともに確定給付企業年金の適用事業所とする特殊な事例はあり得るが、一般的には、こく一部の出向者のために出向先を適用事業所とするとは記載である。労使合意による出向元での加入を要望する。	第27条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	確定終付企業年金および確定 機出年金は、企業と従業員によ 分の制度内容を決定する私的 中金の一つであるにも関わら ず、厚生年金通用事業所単位 の実施たなっている、日の先の原 実施なっている。 企業が入の出向者(出向先の厚 生年金被保険者資格を取得す る者)は一旦脱退することとな り、制度運営上の制約がある。
5089	5089017		G25	z130°	2 厚生学	確年二年 在年二年 在全条 11 定金令第 第 1 号	法第 、確 出年 施行 22条 (第5)	į c	п	加入者資格の取扱いについては、厚生年金の上乗せの給付であることから、厚生年金本体の取扱いは準じて行っているところである。分割移換の取扱い等については、記録管理への影響等が大きいことから直ちに認めることは困難である。	=	生命保険協会	17	A	確定拠出年金制度における企業 型年金加入者の資格喪失時の取 扱いの弾力化	企業再編に伴う厚生年金適用事業所の航廃合等の場合、 消滅事業所の加入者や実施事業所が変更となる加入者は 加入者資格を喪失することとなるが、退職給与規定の改 正・廃止により資産管理機関に移換する資産のうち、これ らの加入者に関するではいては、計該加入者が同 一規約内に留まる等実質的な変更がないと考えられる場 合には、一括移換の対象や上し、従前の分割移換を継続で きるようにしていただきたい。	j #	退職給与規程の改正・廃止により資産管理機関に移換する 資産のうち、これら加工者に係る移換分について一括 移換が必要となると、企業の資金繰りに影響が及ぶことがあ り、会社再編等の障害となることがある。	確定拠出年金法第 11条 確定拠出年金法施 行令第29条1項 第5号	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	退職給与規定の改正・廃止によ 資産管理機関に資産を分割移 管する上が可能とされている が、その分割移管中に企業再編 に伴う厚生年金適用事業所が 成廃合等が生した場合、消滅事 業所の加入者は、加入者官、 被を喪失するとなるため、こ れをの加入者に係る未移換分を 一括して移換しなければならな い。
5057	5057052		G26	z130	3 厚生劣	働 確定案 公法第3		c	I	①老齢給付金は、従業員の老後の生活の安定を図るために支給するものであるため、一定の年齢に選した場合に支給することとしている。ただし、従来の適格退職年金の多くが、退職時に支給することとしているを整路また、50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職した場合も、年金として受給できることとして設備できることとして設備できることは困難である。10歳時の年金受給は例外的なものであり、「老齢給付金」の趣旨を逸脱する措置を認めることは困難である。60歳から65歳までの間の退職時支給については、制度改正時の検討課題であると考えている。 20確定給付企業年金は、事業主が従業員の老後の安定を受したものにすべく行うものであり、当該を書業に20年以上従事していた従業員の受給権保護の観点から、認めることは困難である。 3を齢給付金は、企業の従業員の老後の安定を多ために支給するものであるとの位置付けから、一定の年齢に達した場合に支給を開始することとしているもの。6歳歳以上で場合に支給を開始することとしているもの。6歳歳以上で場合に交給で着は給与が下がつている現状を踏まえると、65歳以上の規約で定める日での支給を認めることは困難である。		(社)日本経済団体 連合会	\$ 52	Α	確定終付企業年金における老齢 給付金の支給要件の弾力化	①ア、50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未 満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の支給開始 を可能とすべきである。 イ、60歳から55歳までの到達日以外の、例えば退職日な どの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能とす べきである。 ②加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定し ない取扱いを可能とすべきである。 ③65歳銀で定年俸齢が設定されている場合、65歳超の規 約で定める年齢に達した時点での支給開始を可能とすべ きである。	d   1   4	①ア. 既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制度されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業の主とは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業の制金の必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳・4年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の融資に合わない。また、現中化金が開始することは制度の融資に合わない。また、現中化金が開始することは制度の融資に合わない。また、大阪定数により事務負担の軽減を図ることができる。②加入期間が20年以上の場合にあっても、全金の支給要件を定め、一時金のみの設定としたいニーズが企業には強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金額度からの移行を使すことが指令さる。③2004年の高年齢者雇用安定法の立正により55歳までの経機配用が減度からの移行を使すことが想定される。今使合意のもと、企業の実情に合った支給開始を開始が選択できるようにすべきである。		厚生労働省年 金局企業 国民年金基 課	①老齢給付金の支給開始は60歳~65歳の到達日であり、50歳以上で追職した場合には、追職がから年金支給が可能となっている。とかし、ア・5歳未満で場合は、60歳到遺時まで年金の長り、10歳の最生日以降に当ます。40歳の誕生日以降に到来する30歳日は、年金の開始、60歳誕生日は在職中と20世紀を加入者期間を支給がらないとにって定めてはならないとになってている。3老齢給付金ないとなっている。3を齢給付金は、生命ながないとになる。またないとなってといる。3を齢給付金は、とかできない。

管	要望 頭理番 耳号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	ま 制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	争児館 革	東里性 別 規制改 基A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	5089 50	5089009		G26	z13013	厚生労債省	動 確定給等	金 左勢に達したロリ络に宇族市業能に	c	I	・老齢給付金は、企業の従業員の老後の安定を図るために支給するものであるとの位置付けから、一定の年齢に達した場合に支給を開始することとしているもの。68歳以上の場合に支給を開始すを必る日で取去を経りができるといる。60歳から65歳までの間の退職時支給については、制度改正時の検討課題であると考えている。20歳のは支給するとのであるため、一定の年齢に達しが出る。10歳の日本のでのあるため、一定の年齢に達しが場合に支給することとしている。それに場合で支給することとしている。それに場合で支給することとしている。とのよの場合に達している実態を踏まえ、50歳以上60歳未満の規約で定める年齢に達した自役に退職した場合に支給することとしているのように、退職時の年金受給に例がいたもの。このように、退職時の年金受給に例がいたもの。このように、退職時の年金受給に例がいたもの。このように、退職時の年金受給に例がいたのであり、「老齢給付金業年金は、事業主が従業員の老後の生活を安定したも従りにすべいた。後、事業主に20年に対しては、老齢給給付金の観点をの観点をいることは困難である。 ・・脱退一時金の関係については、老齢給付金の現の支給開始時点を可るも、脱退一時金の民砂時点を老齢給付金の報金を目費よりたまし、容易、5つな取りに対することにつながるおそれがあることから、認めることとは困難である。としたかかるおそれがあることから、認めることとしてながるおそれがあることから、認めることは因難である。		生命保険協会	9	A	確定給付企業年金制度における 老齢給付金の支給要件等の緩和	65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能としていただきたい。 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能としていただきたい。 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能としていただきたい。加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱しそ可能としていただきたい。老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支 老齢給付金の交給年齢要件以外の要件を満たす者に支 治する脱退・時金の観について、老齢給付金の受給権者になったときに支給する船付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱いを認めて頂きたい。		既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金 受給を制度されるに、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上、退職者との動物を図る必要なかある。さらには、ライフサイルなどの観点からも、50歳未遇退職者について、50歳~60歳の間における年金要を一一ズは高いと考えられる。年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣管11合かない。また、理力の場合であっても、年金受給の資格を付与しないで、一時金だけの設定としたこーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を使すことが期待できる。老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に大り、ないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を使すことが期待できる。	確定給付企業年金 法第30条、第41条	厚生労働省年金局 医局保年基金 国民年課	※戦争・野家ドア を輸給付金の支給開始は600歳  ~61歳の到達日(50歳以上で退 が可能) が可能) 類に場合(は即職から年の景格 が可能) 年齢50歳かり日で退職した場合 は即座に年金開始が可能であるが、年齢40歳11ヶ月で退職した場合 あが、年齢40歳11ヶ月で退職し たな場合は年齢が60歳まできな。 超過なる年報にいるできない。 企業の定年が、例えば年齢が60歳まできな。 を参加されている場合によ在るを得ない。 企業の定年が、例えば年齢が60歳の脳生の生金開始と せざるを得ない。 企業の定年が、例えば年齢する 「現れば年齢する。 関始は日本齢が65歳まで年か、の表の表の表の生年をの表の表の生産を開始と するとの表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表
:	5053 5	5053029		G27	z13014	厚生労働	厚 集 集 法	は (3)確定給付企業年金の老齢給付金 付 の受給資格は、以下のときに与えられ	2	I	(1)厚生年金基金、確定給付企業年金においては、年金での受給を基本としているため、給付減額についても給付現価での比較を行う必要がある。したかって、一時金ペースで給付減額に該当するか否かを判断する取扱いを認めることは困難である。(2)「雇用延長の見合いでの制度変更」は様々なケースが想定されるが、雇用延長を実制になんらかの給付内容を見直すという趣旨であれば、労働協約等の変更が行われるものと思料され、それで減額となるのであれば確定給付企業年金法施行規則第5条第1号により減額できるものと考えている。(3)60歳から65歳までの間の退職時を約については、制度改正時の検討課題であると考えている。(4)60歳支給開始にして、再雇用された者に繰下げを行うことで、ご要望の内容は対応可能であると考えている。		社団法人信託協会	29		確定給付企業年金・厚生年金基 金における制度設計の自由度向 上	・平成18年4月に高年齢者雇用安定法が改正施行されることに伴い、確定給付途業年金においても定年延長(雇用延長)に係る制度変更が想定されるが、同法の趣旨を副案し、支給要件の緩和準、以下の項目についての制限を展和した。大きを要件の緩和準、以下の項目についての制限を展和いただきたい。 (1)現状では、一時金ペースで減額がない場合においても、最低積立基準額及び給付運船が減少すると給付減額とみなされる。 ・一時金ペースで減額がない場合、最低積立基準額及び最低保金給付減額とみなさないこと。 (2)現状では、雇用延長の見合いで的制度変更は給付減額を行うことは、給付減額の合理的な理由とされていない。 ・雇用延長との見合いでの制度変更は給付減額を行うことは、給付減額の合理的な理由とされていない。 ・雇用延長との見合いでの制度変更は給付減額の合理的な理由となっていない。 ・雇用延長で見合いでの制度変更は給付減額の合理的な理由とされている。 ・法第36条第定項第1号では、60歳以上65歳以下では規約で定める年齢到減去を始め条件とされている一方で、同条同項第2号では、60歳未満では事業所に使用されななったとき支給が可能であるとされているが、雇用延長に伴って60歳以上においても窓2号に同様、事業所に使用されななったときの即時支給を認めること。 (4)現状では、雇用延長に守って60歳以上においても窓2号に同様、事業所に使用されななったときの即時支給を認めること。		(1)(2)高年齢者雇用安定法の施行により支給開始年齢の引上げ、あるいは、雇用条件の改善と引換えに年金の支給力法を見直すとも予想される。雇用延長に係る労働条件の引きといる。 通しを行いやすくする。 (3)現状、老齢給付金支給要件は60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したきとされているが、同法の改正施行により、高齢者に係る勤労形態が多様化するなかで、加入者本人及び企業の双方に、雇用か年金かりの選択肢がある方が望ましいと考えられ、60歳以上での退歳について、その結合を対したまた。56歳までの間の生活保障としての年金の支給で解としまた。65歳までの間の生活保障としての年金の支給を可能としまた。65歳までの間の生活保障としての年金の支給を可能としまた。56歳までの間の生活保障としての年金の支給を可能といまた。56歳までの間の生活保障という観点からも加入者にとおいことも可とすることにより、高年齢者の所得確保の選択肢を増やすこと。老後の安定という観点から加入者にとって特別の支険はないと考える。(制度全体として支給期間の下限の5年を緩和してほしいというものではない。)	いてJ(昭和41年9 月28日年祭第363 号、年教発第4号) 第3の7、確定給付 企業年金法施行規 則第5条、第12条 位当位業年 (4)「厚生金基金 の設立要件につい てJ(平成元年3月 号、年数発第4号 等2の4份)、確定 第2の4份)、確定 給付企業年 総付、企業年 についてJ(平成14		
,	5053 5	6053030		G27	z13014	厚生労債	( ) 经年间 ( ) 经银行 ( ) 是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	第第確定法第第第確定法第第第確定法第第第確定 (1) 現現行では、例えば、勤続5年以上を第第確定制度 (2) 加入者の資格をするなど、の代表有している別間を別して規制を設けている。 (2) 加入者の資格をする入者の資格をする取扱い的工程、力量、分配、以下だに、加入者期間が完整、大概期間を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた利用を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた規制を除いた利用を除いた規制を除いた利用を除いた規制を除いた利用を除いた規制を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた利用を除いた。 (4) 確定を持つに対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	(1):c (2):c,d (3):c (4):c	1 10	(1) 受給権保護の観点から、現行の加入者期間及び加入待期期間に係る規制を緩和することは考えていない。なお、ご要望に当たっては、具体的にどのような緩和を求めているのか明確化していただきたい。 (2) 休職開始時に資格を喪失しなければ、休職中も加名第一次ので、その期間を加入ない取扱いは認められない。なお、休職中の加入者の給与、ポイント等が零となることが定められている場合には、掛金を拠出しない取扱いを認めているところ。 (3) 選択一時金の支給上限である「保証期間に係る別価相当額」の計算に用いる割引率は、前回の財政計算の計算基準日以降、最も低い下限予定利率を用いることとしている。さらに、給付利率についても、前回の財政計算の計算基準日以降、最も低い下限予定利率を用いることとしている。さらに、給付利率にとしている。とから、要望理由にあるような、割引率が給付利率を上いる。要望理由にあるような、割引率が給付利率を上回るケースはあり得ない。したがって、現行の規制の機和は必要ないと考えている。(4)他の制度の事情により、給付の内容が容易になり、他の制度の事情により、給付の内容が容易になり、なり、ないない。		社団法人信託協会	: 30	A		・確定給付企業年金では、適格退職年金や退職一時金において認められている加入資格、給付設計等の要件について適用でさないものがある。 ・退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和ないし弾力化すること。 (1) 加入者期間・加入待期期間に係る制限の緩和 (2) 体職等の扱いについて、金社退職金で体職等の期間を動終期間に含めない場合は、確定給付企業年金においても禁期間に含めない場合は、確定給付企業年金においても労働金事時出とすることを認めていただきたい。 (3) 選択一時金の支給上限に係る制限の報和(例えば、選択一時金の支給上限に、一時金選択時に交易関に係る制限の組制額)の計算に用いる割引率として、一時金選択時に支給されている年金額または支給される予定の年金額の給付利率に使用する取扱いを認めること)。 (4) 給付において厚生年金基金給付との完全調整を認めていただきたい。		(1)企業のニーズに合わせた柔軟な制度要件による制度間の円滑な移行を促進し、公的年金を補完する役割を負っている各企業年金制度の普及、拡充への基盤を整備するもの(2)確定給付企業年金において、休職等の間の加入者期間を通真しないためには一旦喪失させることになるが、当該を受給できることとなってしまい、会社退職金の扱いと不一致が生ちることとなってしまい、会社退職金の扱いと不一致が当りの事であるととなってしまい、会社退職金の扱いと不一致が当りの事であるととなってしまい、会社国職会の扱いと不一致が結び利率を上回るととなるため、「前回の財政計算の下限予算事」を用いることとされており、今後これが給付利率を上回ると一時金支給へ効明度緩和を全変対するもの、なるとめ、中域17年10月の省令改正において割引率の一定の見直は行われたが、一層の制度緩和をお願いしたい、(4)現在、総合型厚生年金基金の給付と完全調整を行っている通格年金制度が数多く存在しているが、今後それらの制度の確定終行企業年金の移行が本格行する。報名では一次を通りを表する。移行に応じているが、今後それらの制度の確定を制度を更か多をとなり円済を移行の障害となるため、完全調整に関する企業の一一ズは大きに、労使らな意と見いる。対しないまないます。	亚法海20条、付金、 年金制度(二乙)共 (1)(平度、4年3年 (2)(平度、4年3年 (2)(平度、4年3年 (3)(在2年3年 (3)(在2年3年 (4)(在2年3年 (4)(在3年3年 (4)	厚生労働省	

要望管理者	要望事	分割補	統合	管理	型 所管: ド 庁等	省 該当		措置の 措置の 分類 内容		その他	要望主体	要望 (規制事項番 革A/	改 要望事項	具体的 具体的事業の 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	<b>催</b> 万		G27		4 厚生労省	確定案年代	合付 手金 井金に加入者負担のある制度におけ デ成 いものにかかる給付の額を定めなけれ ほいものにかかる給付の額を定めなけれ まを 該掛金の負担額に相当する額程度の 金を設けなければならない。		確定給付企業年金法第31条第2項に定める「不当な差別」につながるおそれがあることから、現時点の緩和措置は考えていない。		社団法人信託協会	ち間関	故	・現状では、掛金に加入者負担のある制度においては、加入者負担をする者としない者の給付額には、当些執金の負担網に当るの報告をする経理はつる必要を設けることもたいいる。 ・加入者負担掛金は加入者自身が負担するか否かを選択できることから、「当該掛金の負担額に相当する額」より大きい差額を設けることも認めていただきたい。	・適格年金において掛金の加入者負担を設ける場合、加 者負担をする者について事業業主も追加で掛金を負担する。 とにより、加入者行負担する時代の上野せを行うことが多い。これは、加入者と事業主双方で掛金 負担し、一層の給付の充実を図るもの充実を図るものである。 ・しかし、確定給付金票金官においては、加入者負担をする 者としない者の給付額の差は「当該掛金の自身観印(相当) る額程度」とされているため、加入者にとっては、加入者負 をする場合の事業主による財金の上乗せというメリットが 高のため、適格年金から確定給付企業年金に移行する際 に、加入者負担制度への理解が得られず、加入者負担制度 を廃止する事例がある。 ・加入者負担制をは加入者自身が負担するか否かを選択 きることから、不当差別の問題も生じないと考えられ、確定 付企業年金においても、財金の加入者負担及び事業主の) 加負担に基づいて一層の給付の充実を図ることができるよ う、上記のとおり要望する。	情報 (本学年) 「確定給付企業年 金規約の承認及び いて」(平成14年3 月29日年企発第 (329003号・東運発 第329002号)別 紙1 3-2-(4)	厚生労働省	(打造上于/男/
5057	5057049		G27	z130	4 厚生労	□□   企業在	合付 加入者資格は、労使合意により規約で 全金 定めることが可(確定給付企業年金法 6条 第26条)。	c I	確定給付企業年金は、従業員の老後の生活の安) を図るために支給する年金制度であり、加入者の 格、待期間は、支給更中の判定工法付額の 定基礎として重要な役割を果たす加入者期間に最 響を及ぼすものであることから、緩和することは困り である。	草	(社)日本経済団( 連合会	\$ 49 A	加入資格の弾力化	確定給付企業年金について、勤続条件が5年以上の場合でも、年齢条件が50歳以上の場合でも、加入資格を付与しないことを可能とすべきである。	実施中の退職一時金制度や適格退職企業年金制度(二 わせた柔軟な制度設計を認めることで、制度間の円滑込程 行を促進し、公的年金を補完する役割を担う各企業年金制 度の普及、拡充への基盤整備が図られる。	確定給付企業年金 法第4条、第26条金 法並びにこれに基 法立びにこれで基 づく政令及で会 について(法令解 駅)		極格退職年金では、加入待機間の設定を弾力的に行うことである。 可能だが、確定給付企業年 こついては、5年を超える勤終を 件や30歳を超える年齢条件 入資格の要件として定めては ならないことになっている。
5057	5057053		G27	z130	4 厚生労	確企法条条 確企法第1号条第第第条終年23第第第条終 1号条	テ金 カース の	с І, П	①休職開始時に資格喪失をしなければ、休職中者加入者資格を有しているので、その期間を加入者計間に算入しない取扱いは認められない。②老齢給付金の現価相当額と脱退一時金の比較店金を創給付金の支給開始時点とすると、脱退市金の受給者が、受給額を目ら運用することにより、容易に一時金の額を年金原資より大きとは得るこのような取扱いは、確定給付企業年金法が年金に重点を置いた法律であるにもかかわらず、脱退時金の受給を促進することにつながるおそれがあっことから、認められない。	期	(社)日本経済団体 連合会	\$ 53 A	確定給付企業年金における老齢 給付金の給付額等の算定方法の 弾力化	①労働協約等に規定する休職期間を加入期間から控除する取扱いを可能とすべきである。 ②『老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する配置・時金の観』と書齢給付金の現価相当観』を、老齢給付金の支給開始時点において比較する取扱いとすべきである。	①資格喪失により加入期間から休職期間の控除は可能であるが、受給権の発生等が伴うため、取扱いの緩和により、 雑な制度運営の負担の軽減を図るこができる。 ②老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に3 給する脱退一時命を接下けずる際に、付出返件とされていないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の 退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。	確定給付企業年金 法第36条、第41条 確定給付企業年金	格線にはまされた。 原生労働省年 金原企業年金 ② 副国民年金金 課 課 が、され	加入期間について、休職は資 喪失として取扱われ、脱退手 ととることになるが、加入年数 よっては受給権が発生してし、 は、従前の受給権を矢種させ うえて、休暇前期間を通算す ること、中途の額について、老 が出るのでは、その者が必 修付金の支給する形と 合付金の受給権者になったと と上回らないととされている その比較時点が脱退時点と その比較時点が脱退時点と 、実態として終すば、所では 、実態として終すがでいる。

要望管理	型 要望事 番 項管理 番号	分割補助番号	統	合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 (3	安宝性 別 規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事 要望内容 实施内	事業の 内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	3 505304			::28 ::	z13015	厚生労働省	確定業第6全年 確定業第6全年 企業施業年 行2条 前662条	確定給付企業年金の事業年度の末日 における積立上機額は、数理債券又は 最低積立基上機額は、が大きい額 に1.5を乗じて得た額としている。	c c	Ι, Π	確定給付企業年金における事業主負担の掛金は、法人税制上、損金に算入することが認められているところ、現行の積立上限額は、過大な損金計入のセナするという、税制との観点から定めれたものであり、これを撤廃又は引き上げることは考えていない。	5	社団法人信託協		D)	確定給付企業年金における積立 上限額の制限の撤廃	・現状では、事業年度の末日における積立上限額は、数理 債務または最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を 乗むの作用額とされている。 ・積立上限を立た150%基準の撤廃もくは3月上げを検 財額いたい。(米国も上限規制緩和の方向であると聞いて おります)		財政運営及び受給権者保護の観点より、当該基準の撤廃も	確定給併企業年金 法第付企 法第行码集業 全金 法施行規則 第62条	厚生労働省	
505:	3 505304	19	G22	1128 2	z13015	厚生労働省	確定給付金規 企業施行5 制第行5 東 第 2 第 2 2	確定給付企業年金においては、現在、 経過措置によって、平成19年3月末ま で、非継続基準に抵触する積立比率を 1. のから、9に、回復計画の最長期 間を7年から10年にしている。		ш	非継続基準に係る経過的な弾力化措置の延長にいては、今後、その必要性も含め、検討してまいりがしい。	) )	社団法人信託協	€ 49	A	確定給付企業年金における財政 検証に係る経過措置の延長	・確定給付企業年金における財政検証については、現在、経過措置によって、平成19年3月末まで、非継続基準の抵触ラインは0.9倍、回復計画の期間は10年とされている。・現在、経過措置によって、非継続基準の抵触ラインが0.9倍となっている点及び回復計画の期間を中を上ている点につき、平成19年4月1日以降4継続して実施いただきたい。・適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくも、適格年金からの円滑な移行を図るため、少なくも、適格年金の移行期限である平成24年3月末まで延長していただきたい。	G S	・厚生年金基金からの移行に伴う最低責任準備金相当額の国への返還により、厚生年金基金時代より著しく非継続基準の積立比率が低下している制度があることを勘案し、当該経要であると思われることから要望するもの。 遊格年金からの円滑な移行を図るため、少なくとも、適格年金の移行期限である平成24年1月末まで延長していただきたい。	確定給付企業年金	原件类科学	
505:	3 505305	50	GZZ	1128 2	z13015	厚生労働省	企業年金法施行規	確定給付企業年金の財政検証については、確定給付企業年金の財政運営基準上、最低積立基準額までの不足分を一括して拠出するほか、シュレーション方式(積立不足を一定期間内に償却するように掛金引上げを設定する方式)の選択肢をとることも可能となっている。	c	ш	積立期限の弾力化により、年金財政の早期健全化が妨げられるおそれがあり、受給権保護の観点から、認められない。	E	社団法人信託協	<b>À</b> 50	Α	確定給付企業年金における財政 検証に係る積立期限の延長	・確定給付企業年金については、制度間移行等の有無に 関わらず、非継続基準の適用により一定期間内の積立基 準確保が支められている。 ・代行返上等の制度間移行によって大幅に掛金負担が増 加することがないよう、非継続基準に抵触した場合の積立 期限を弾力化していただきたい。		企業年金制度は長期に亘って継続されることに鑑み、環境 変動による制度運営負荷を軽減する観点から、非継続基準 抵触時の積立期限の延長を求めるもの。	確定給付企業年金 法施行規則第58条	厚生労働省	

要管理	望 要 項 号 番	望事份明	計割補助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状		措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
500	053 505	3053		G28	z13015	厚生労働省	確定業結算第59 会主 会主 会主 会主 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	#継続基準の財政検証に抵触した場合の対応として、現状の法令では ① 1 積立比率に応じた掛金を追加拠出する方法 ② ②回復計画を策定する方法 の2通りが定められている。	b b	ш. гу	ご要望をふまえ、今後、対応を検討することとしたい。		社団法人信託協会	<b>k</b> 53	A	確定給付企業年金における財政 連営の自由度向上(その1)	・非継続基準の財政検証に抵触した場合の対応として、現 状の法令では ()積立比率に応じた掛金を追加拠出する方法 ②回復計画を策定する方法 ②回復計画を策定する方法 のご通りが認めたれている。 ・財政検証に抵触した決算年度の翌々年度初において制度変更や機能不足金の解消を行うことを決定した場合。上 記の②では当該変更等を考慮した上で翌々年度初からの 掛金を設定することができるが、()では当該変更等による 最低積立基準額や翌々年度以降の掛金水準の変動を見 込んで認力拠出網を設定することができない。 この部分につき、②の取扱いと同様、決算以降の制度変 更や機越不足金の解消による最低有立基準額や翌々年度 度以降の掛金水準の変動を算定で きるようにして頂きたい。		給付減額や繰越不足金の解消のような財政健全化策を実施した場合であっても、それとは無関係に追加拠出の額が決まるとなると、財政健全化の意欲が削がれ、健全な財政運営の遂行の妨げどなるで、回復計画と同様の取扱いを要望するもの。	法施行規則第58		
500	053 505	3054		G28	z13015	厚生労働	確定給金 企業行金 地 第第44 条 、条	は 特例掛金の額は、規約で定めるところ により、次回の財政再計算までに積立 スティス・オース・オース・オース・スティス・スティス・スティス・スティス・スティス・スティス・スティス・ステ		ш	(1)確定給付企業年金における事業主負担の掛金は、法人税制上、損金に算入することが認められているところ、財政計算を行わずに、いわゆる特例性を目的とした恣意的な掛金の拠出を防止する観点から、認められない。また、要望理由の財政計算で行わずに、柔軟に特例掛金の拠出を行うことを可能にすることで、財政の安定化を図ることができるよどの主張の根拠が不明であり、財政計算を行って特別掛金を拠出しても年金財政の安定化は図られない。規制の緩和が必要とは考えられない。 (2)同じ確定給付企業年金制度であるにもかかわず、規制空と基金型の間で、特例掛金の拠出に係に取扱いを差別化することは認められない。また、厚生年金基金の予算は、厚生労働大臣に届け、出会をのではない、厚生年金基金令等338条」が、「大機管会員のの議決を経なければならない(厚生年金基金令等338条」が、大機管会員である。したがって、(1)で述べたような恣意的な掛金の拠出を防止する観点から、厚生年金基金と同等に取り扱うことはできない。	こと等 左追・列 こうる・ナジャ・ニ	社団法人信託協会	<b>₹</b> 54	A	確定給付企業年金における財政 連書の自由度向上(その2)	現状、次回再計算までの不足見込みに基づく特例掛金を 拠出することが認められていますが、それに加え、以下について規制の緩和を認めていただきたい。 (1) 次回再計算までの不足見込みに基づら時か。 (2) 基金型確定行わずに、当該特例掛金の設定を行えるよう、緩和信金付金業年金では、毎事業年度の予算を 策定していることから、厚生中を基金同様、事業年度毎に 予算に基づき拠出する特例掛金を認めていただきたい。		(1) 次回再計算までに不足が見込まれる場合に、財政計算を行わずに、柔い当該特例財金の拠出を行うこと可能にすることで、東欧の安定化を図ることができると思われる。(2) 厚生年 (金基金) (2) 厚生年 (金基金) (4) 開発の変かった。以 (3) 原生年 (4) 開発の事業が、「4) 開発の事業が、「4) 開発の事業が、「4) 関係の事業が、「4) 関係の事業が、「4) 関係の事業が、「4) 関係の事業が、「4) 関係の事業が、「5) 大学の事業が、「5) 大学の事業が、「6) 大学のいまり、「6) 大学のいまり、	健定指刊正未平並	厚生労働省	
500	053 505	3055		G28	z13015	厚生労働省	確定給在主 使業年 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	①適用日前1年以内のいずれかの日 ②適用日前1年6ヶ月以内の確定給付		ш	確定給付企業年金制度導入後において、他の制度での決算データを基に財政再計算を実施することな 認めることは困難。また、初回決算を迎える前に財政再計算を実施することは接近、本行をあると思料されることから、改正の必要は無いと考えている。	Ē	社団法人信託協生	k 55	Α	確定給付企業年金における財政 運営の自由度向上(その3)	・現状では、財政再計算を実施する場合の計算基準日について、()適用目前1年以内のいずれかの日(2適用目前1年の7月以内の確定給付企業年金の決算日の何れかで定める必要があるが、確定給付企業年金で初回決算を行っていない場合、②を採用することはできず、()に従って計算基準日を定める必要がある。この部分につき、確定総付業年金で初日第2年では、10年の1年の第条年の場合、1年の第条集使の場合に関係しました。1年の第2年であるでは、当該決算月を計算基準日とする取扱いも認めていただきたい。		現状では確定給付企業年金の初回決算を行っていない場合において、左記でにより前政再計算を行う必要があり、決算日以外を計算基準日として改めてデータ確定に定じ取る可用時の動行算を行うこととなるので、円滑な規約変更に係る認可申請の動行となっている。本要望は、初回決算を行っていまっていまっていまっています。     要望するものである。	確定給付企業年金 法施行規則第49条	厚生労働省	

要望	要望事	分割補		管理	所管省	該当法		措置の	措置の				要望	安里性別(規制改	、民间開放安望書(2006め) 要望事項	具体的	具体的事業の			制度の	その他
管理番号	項管理 番号	分割補 助番号	統合	コード	广等	令	制度の現状	分類	内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項番号	革A/民間開放	(事項名)	要望内容	実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	(特記事項)
5053	5053056		G28	z13015	厚生労働省	確定業給金 定業施行金 規 則 第43条	古示じ足のる半(基準化し半)を基準		ш	年金財政の均衡を保つことにより受給権の保護を図る観点から、財政計算は極力最新のデータに基づき 行われるべきであり、新たさ予定死亡率の適用を遅 らせることは考えていない。	ŕ	社団法人信託協会	₹ 56	Α	確定給付企業年金における財政 運営の自由度向上(その4)	・現状では、例えば財政計算における平成17年3月10日付告示に定める新死亡率の適用は、計算基準日を平成17年4月1日以後でする法第58条第1項に定める財政再計算までに行えばよいわけではなく、平成17年4月1日以降の財政計算があれば、その時点で行わなければならない。特別政計算に合ける新死亡率の適用は、法第58条第1項に定める財政再計算までに洗い替えればよいこととしていただきたい。(厚生年金基金に同様の制度とすることとしたしたい。(厚生年金基金に同様の制度とすることとたいい。(厚生年金基金に同様の制度とすることを検討されたい。「修正前」・・・前回の財政計算において定めた基礎率(予定利率及び予定死亡率を除く。)のうち・・・		・確定給付企業年金法第58条第1項に定める財政再計算は 少なくとも5年に一度あり、当該計算の際には新死亡率を通 用するため、同法第58条第1項に定める財政再計算以外の 財政計算のタイミンプで必要とは思われない。 ・また、厚生年金基金では新死亡率の適用は財政再計算ま ででよいとされること。	確定給付企業年金 法施行規則第43条 第0項		
5057	5057057		G28	z13015	厚生労働省	企業年金 法施行規	確定給付企業年金の財政検証については、確定給付企業年金の財政運営基準上、最低積立基準額までの不足分を一括して拠出するほか、シューレーション方式(積立不足を一定期間内に償却するように掛金引上げを設定する方式)の選択肢をとることも可能となっている。	С	ш	積立基準や積立期限の弾力化により、年金財政の 早期健全化が妨げられるおそれがあり、受給権保 護の観点から、認めれない。		(社) 日本経済団体 連合会	57	A	確定給付企業年金等の財政検証 に伴う排金追加拠出の要件緩和	厚生年金基金から移行した確定給付企業年金の中には、責任準備金相当を代行返上したことにより、非継続基準での積立水準が著基準を増加化すべきである(掛金拠出年数を延長する)。		厳しい適用環境の中で、企業年金を維持していこうとする 基金や研体企業に対し、検証結果により新たな掛金拠出を 求めることは、かえって年金制度存練の道を険しくすることに 繋がるおそれがある。 企業年金制度は展開にわたって継続されることに鑑み、環 境変動による制度適電負荷を軽減する観点から、特に代行 返上などの一時的な特殊事由に基づ、非難裁基準抵触時の 掛金拠出の要件緩和が必要である。	法施行規則第58 条、第59条、第63 条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金	確定給付企業年金および厚生年金基金は、決算時に財政検証を実施し、制度間終得等の有無に関わらず、非継続基準の適用により一定期間の報宜基準、報立金額の部分は5年で、53以上の部分は15年で、53以上の部分は15年で、63以上の部分は15年で、74れぞれ不足分を解するめ要がある。また、積立水準の回復計画を存成する方法と認められている。(2007年3月までは非継続基準指触ラインの号との復計画期間10年とする経過措置がある)
5053	5053034		G29	z13016	厚生労働省	厚保度全年法、付金企業法	プェーニを立ては唯足和り正来ーエ の一部の実施事業所に係る権利義務 た他の原生を全其会及は確定給ける	_	I	1つの制度から可能な限りまとめて支給した方が受 終者にとって便宜性が高いため、ご要望の内容を認 めることは困難である。		社団法人信託協会	34	Α	確定給付企業年金・厚生年金基金における権利義務移転承継の 方法の多様化	・現状は、確定給付企業年金または厚生年金基金の「一部の実施事業所に係る権利義務系維」のように対象者を区分して権利義務承維することは認められているが、以下のように「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。 ・「部の実施事業所の第2年金部分別の確定はいて、一部の実施事業所の第2年金部分名2階建ての制度において、一部の実施事業所の第2年金部分別の確定が付企業年金制度と、他利義務系維」についても割性、企業を制度を実施する場合」。このような「一部の給付に係る権利義務系維」についても可能として頂きたい。		・今後、複数事業主による確定給付企業年金が増加していくにつれて、上記のようなニーズも出てると思われるので、企業側のニーズに柔軟に対してきるよう変望するもの、例えば、複数事業主が1つの年金制度を実施している場合で、企事業主共通の給付設計に加えて観会社のよが退職金落材でしたるテースにおいて、親会社の一部を共に常定給付企業年金制度を実施している子会社に営業譲渡した場合に、当該規金移行部分に係る給付の糸子会社が実施する別の確定給付企業年金に権利義務承継することを可能とするための措置。	法第79条 確定給付企業年金 法施行規則第49条 厚生年金保険法第 144条の2、厚生年 金基金令第41条の	厚生労働省	

要望管理	型 要望電番 項管理番号	事 分割 サイン 分割 かまり	補 号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 - 具体的事業の 要望内容 - 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505	3 50530:	138		G29	z13016	厚生労働	· 確定給年金 企業生 法	対 規約型企業年金と基金型企業年金の 合併手続きは規定されていない。	c	1	規約型と基金型とでは実施している法人格の種類 が異なるので、合併は不可能である。		社団法人信託協会	38	A	確定給付企業年金における続合・ 合併手続きの明確化	・現状、規約型確定給付企業年金間の統合、基金型確定 給付企業年金間の合併の規定はあるが、規約型確定給付 企業年金と基金型確定給付企業年金の統合手続きの規 定がない。 ・規約型確定給付企業年金と基金型確定給付企業年金の 統合手続きを規定していただきたい。	規約型確定給付企業年金と基金型確定給付企業年金を合する場合、一旦「型」を揃えてから統合(合併)するか、約型確定給付金業年金か、利義務承継することしか出来ない、事務手続の開業化をるため、「型」が集なっていても統合できるスキームを規定 ていただきたい。	規 権 確定給付企業年金 図 法第74条、第76条	厚生労働省	
505	3 50530:	139		G29	z13016	厚生労働	· 施定給給金 企業法	寸 社内年金・非適格年金からの確定給付金 企業年金への資産移換は認められていない。	c	I	社内年金・非適格年金については積立規制がないので、確定給付企業年金へ移行する場合には、過去勤務債務の償却として一定ルールの下で償却することとしており、資産移換という枠組みを作ることは困難である。		社団法人信託協会	: 39	A	非適格年金等からの確定給付企 業年金への移行の容認	- 現状では、社内年金、非適格年金からの確定給付企業年金への資産移換は認められていない。 - 以下の制度からの確定給付企業年金への資産移換を認めていたされた。 (1) 社内年金 (2) 非適格年金	適格年金や中退共からの移行と同様のスキームを要望す もの。既存制度において積立金がある場合。当該積立金 移換することにより、単期のファンデングが実現で 機の保護に繋がり、加入者の利益となるものと考える。	を 特になし	厚生労働省	
505	3 50530	142	1	G29	z13016	厚生労働	基金令等 41条の 41定業第11 確企業第11 確定業第全 確定業第一条 確定業年	・ 確定給付企業年金又は厚生年金基金から確定拠出年金へ資産移換する。	c	1, П	・受給権保護の観点から、厚生年金基金又は確定 給付企業年金から確定拠出年金への移行に係る規 約変更日において積立不足がないことが必要であ り、規約変更申請時に作成した「企業型年金の資管 管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載 した額を一括拠出すれば良しとすることは、認めら かない。・また、確定給付企業年金の終了についても、受格 権保護の息から、終了日において最低積立基金 額に対する不足がないことが必要であり、承認(認 可)以前に作成した「終了時の積立金の額近いに最 低積立基準額及びその基礎を示した書類」における 不足額を一括拠出すれば良しとすることは、認めら れない。		社団法人信託協会	42		確定給付企業年金・厚生年金基 金から確定拠出年金へ資産移換	・確定給付企業年金・厚生年金基金から確定拠出年金へ 資産移換する際、規約変更日における年金給付等積立金 の額が最低積立基準級、数理債務いずれか高い額を下回 る場合(積立不足が発生する場合)には、当該厚生年金基 金は当該下回る額を一括拠出しなければならないとされて いる。 ・この一括拠出する金額の算定基礎となる最低積立基準 額、数可度内局する月の末日以降の日を基準日として算 定したものを確定給付企業年金規約の施行日の 5分で東型年金の資産管理機関への資産の移換に係る 必要事項に記載することが求められている。 ・カ・実際に一括拠出を行う際は、企業型年金規約の 裏目口助であること)の前日までに払い込むことが必要とさ れ、実際に分別をの実施目(確定給付企業年金の規約変 更日以前であること)の前日までに払い込むことが必要とさ れ、実際に対い込む一括拠出額は、「企業型年金の資産 管理機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金 額と別への資産の移換に係る必要事項」に記載した金 領に拠出年金へ移換する場合とでは労働省中の確定拠出年金 (包&のMal23)が、確定給付金業年金の資産管理 機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金 領域というによって、(規約変更した)、で成立金側の一部を 確定拠出年金へ移換する場合、「企業型年金の資産管理 機関への資産の移換に係る必要事項」に記載した金額の 一括拠出色として、「規約変更しにおいてが立てかな いけのう見なして頂きたい。(厚生年金基金も同様) ・また、確定格付企業年金解数時については、認可日以前 の一括拠出額を解えて時の積立金の額並びに最低積立 また。確定格付企業年金解数時については、認可日以前 の一括拠出額を解えて時の積立金の額並びに最低積立る まれてとを検討されたい。	・そもそも積立不足が発生するかどうかは事後でなければ 証できないにもかかわらず、左記の規制に後えば、確定 付企業年金の規約変更日以前に計算した金額を、確定 企業年金の規約変更日以前に計算した金額をいる。・板に規約変更の 所載立不足の発しまでは、近半の要に対した金額とり多めに拠出した しても、その後の相場動の等によっては、規約変更時点 不足額が発生する可能性もあり実務連営に支障をきたす とになる。	給 確定給付企業年金 付 法施行令第89条第 日 1項第6号 厚生年金保険法第 こと 144条の5 は 厚生年金基金令第	厚生労働省	

要管	望 要 理番 項	望事 分管理 助导	分割補 加番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
50	053 505	3044		G29	z13016	厚生労働省	41条の4	正来午並における船が減額を実施して、積立金の一部を個人毎の移換額に 立 充てることしており、当該移換額は、第 が は減額前後の最低時立其準額の差額	_ C	ш	厚生年金基金又は確定給付企業年金から確定拠出 年金への移行については、厚生年金基金又は確定 給付企業年金の解散(終了)に準じた取扱いとする ことに合理性が認められることから、現時点で、個分 毎の移換額を給付減額前後の最低積立基準額の 差額とする取扱い(移換額の上限を給付減額前の 最低積立基準額とする取扱い)を変更する必要はな いと考えている。		社団法人信託協会	E 44	A	確定給付企業年金及び厚生年金 基金から確定拠出年金への移換 額算定方法の弾力化	確定給付企業年金または厚生年金基金から確定拠出年金本の移行時の個人毎の移換額について、現状は最低積金本等額のみとされているが、認識金制度の設計に合わせた移換を可能にするなど、柔軟な設計を認めていただきたい。		最低積立基準額の概念が非常に複雑であるため、確定拠出 年金への移換額が分かりづらいものとなっている。要支給額 の差額を移換する等、より簡便な方法による確定拠出年金 への移行を可能としていただきたい。	法施行令第75条	厚生労働省	
500	505	3051		G29	z13016	厚生労働	確定業施約1年令の6	のみ確定拠出年金へ移行するには、 制度全体の最低積立工とがを一括拠出 数理債務)に対する不足分を一括拠出	С	п	確定給付企業年金や厚生年金基金の一部を確定拠出年金に移行する際の、全体としてのフルファンディング規定を緩和することは、受給権保護の観点から、考えていない。		社団法人信託協会	È 51	Α	確定給付企業年金から確定拠出 年金への移行に関する要件の緩 和	・複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金・移行したいというニーズも生じている。 ・この場合、現状の法令においては制度全体の最低精立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければ、当該事業所に係るとはできない。 ・このような場合においても、確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る全金資産を確定拠出年金制度へ移換できるよう。一括拠出の範囲を緩和して頂きたい。		・確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても追加負担が発生するスキームとなっており、結果的に一部の事業所のみ確定拠出年金、移行する手業所の砂速は非常に困難な状況にある。 ・確定拠出年金へ移行する事業所の積立不足のみ一括拠出を行ったとしても、受給権保護の観点でも当該確定給付企業の報節を振することにないことがら、一括拠出の財団を指するとにより、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では、中枢では	確定給付企業年金	厚生労働省	
5(	505	7055		G29	z13016	厚生労働省	①付金令厚基40条四保企法经年,然每行6金等原保证企法第生全令の生候定课保证法的金等原保证金法的金额。	①規約型企業年金と基金型企業年金 の合併手続きは規定されていない。 ②複数の事業主が1つの年金制度を実 施している場合において、一部の事事。 所のみ確定拠出年金へ移行するに は、制度全体の最低積立基準額(もしく は、数理債務)に対する不足分を一括拠 出しなければならない。 ③厚生年金基金又は確定給付企業年 金の一部の実施事業所に係る権利数 務を他の厚生年金基金又は確定給付	E C	① I ②Ⅱ ③ I	①規約型と基金型とでは実施している法人格の種類が異なるので、合併は不可能である。 ② 確定総付企業年金や厚生年金基金の一部を確定拠出年金に移行する際の、全体としてのフルファンディング規定を緩和することは、受給権保護の観点から、考えていない。 ③1つの制度から可能な限りまとめて支給した方が受給者にとって便宜性が高いため、ご要望の内容を認めることは困難である。		(社)日本経済団 連合会	\$ 55	Α	等を阻害しないための	企業のグループ再編、組織再編などの動きを阻害することがないよう、以下のような措置を講じるべきである。 ①確定給付金業年金において基金型と規制を到りて型と超えた統合手続きを規定すべきである。現行では、同一型に変更するか、規約型から基金型への権利義務承継しか途がない)。 ②複数事業主で1つの年金制度を実施している総合型の企業年金において、一部事業所の持口よる確定拠出年金への移行は、当該事業所の積力による確定拠出年金への移行は、当該事業所が領力下足分のみを一括拠出することで可能とすべきである。 ③同様に一部の実施事業所が第1年金と第2年金からなる包贈建ての制度を実施している場合、第2年金部分のみを別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継」についても可能とすべきである。		国際競争力の強化や経済の変化へ対応するため、企業の 組織再編等、アライアンスが活発化している中で、企業年金 制度に関する規制がそうした動きを折げることとならないよ う、制度が整備される必要がある。		会服 ① の金銭を ① の年期金 報実 を ② を実 るら 体 な 日 活 の 年 日 会 会 年 金金 年 金金 年 金金 年 金金 年 金	記のような現状の規制は、等のスムースな企業再編を 等のスムースな企業再編を する要因の一つと企業年金間 記念時では、一定のでは、 記念を開始でいる。 記念は、一定のでは、 記念は、 記念は、 記念は、 記念は、 記念は、 記念は、 記念は、 記念

																人间所放安主旨(2000份)						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号		統合		理が		該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要量性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	505304	13	G30	z13	8017 厚	生労働省	厚保「確企法確企法則第則第「厚基確企に行る続納要続い150第の年55年候30定業第定業施第4時間9年金定業移返際安に件等で年日の13名。年法条給年92給年行5、6項9年か給年行上のび係よで年日の1発の運3号を第一付金条付金規条規条第、金ら付金代7月季初る手で用月企33号の年5日第の20年間を10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を1	加入者については、代行返上時に、、 加入者については、代行返上時に、、 わゆる薄皮年金を全て一時金とし、清 第することを認めている(ただし、給付 滅額に該当する場合には、法令に定め を手続(規則第6条第1項第1号)が必 要)。		ш, ю	加入者については、代行返上時に、いわゆる薄皮を金をて一時金として清算することを認めていると、る(ただし、給付減額に該当する場合には、法令に定める手続(規則第6条第1項第1号)が必要。加入者及び受給者等の受給者等では、対しては、終東した給付を確実に支給することが大原則であり、厚生年金基金時代に約束した給付を、代行返した場合で、代行返した場合で、長後者の一時金清算については、本人の同意なしに、受給者の不利益になりる一律一時金清算するという取扱いを認めることは適切ではないと考えている。	= 1 1 5 6	社団法人信託協	会 43		基本部分の上乗せ部分の一時金	現行、代行返上時のいわゆる薄皮年金の年金・一時金選択は各個人の選択に委ねられているが、加入者・受給者の給付減額時と同様、対象者の一定割合以上の同意を前接に、代行返上時に一時金として全て清算することを認めること。		薄皮年金は一般に少額であるため、代行返上による確定給付企業年金への移行に際して給付設計の見直とそ行うケースがほとんどであり、時金清算のニーズは高い。また、少額の年金受給機者が多数存在することによる事務負荷が円滑な移行の障害となっている。	特になし	厚生労働省	
5057	505706	51	G30	z133	8017 厚	生労働省	金第確企法②付金令 確企法則除30給年99定業施4号給年行条 付金規条	□厚生年金基金の代行返上の際の基本部分の上乗せ部分については、確定給付企業年金に移行後(あるいは移行と同時に)確定給付企業年金の基準に則って給付設計の変更をして一時金の選択肢を設けるといったことは可能、もただ、年金の受給資本のどうかは基本的には本人の選択。また、過去期間分がみた場合に給付減額の手続が必要。 ②受給権者等については、確定給付金額で乗り、第3号にでいては、確定給付金額で乗り、新名付減額の手続が必要。 ②受給権者等については、確定給付金額で乗り、総付減額の手続が必要。 ②受給権者等については、確定給付金額で乗り、結付減額(不利益変更)は認められない。	①c ②c		①加入者及び受給者等の受給権保護という観点から、厚生年金基金や確定給付企業年金においては、約束した給付を確実に支給することが大原則であり、厚生年金基金時代に約束した紛大保行送上後は、代行部分以外継続することを基本とする制度としている。したがって、本人の同意なしに、受給者の不利益になりうる一律一時金清算するという取扱いを認めることは適切ではないと考えている。 ②受給権者等については、既に法的に年金受給権が確定している地位にあることから、規則第5条第号又は第3号に定める給付減額の理由がない限り、このような取扱いは認められない。	で区別 こう 産2	(社)日本経済団 連合会	体 61	A	代行返上に伴う一時金清算方法 の見直し	代行返上に伴う以下の規制を緩和すべきである。 ①基本部分の上乗せ(いわゆる薄皮)部分については、年金支給額と経済的に等価本、時金(財政しの予定利率による過去分の給付規価)を支給する仕組みを設けるならば、個人の選択によらず"単に一時金による清算を認めるべきである。べきである。べきである。べきである。できである。できである。できなり、他人の選択したので、というない。というないるというない。というない、というない。というないるない。というない。といるないるないるない。というない。というないるないるない。というないるない。というないるないるないるないるない。というないるないるない。というないるないるない。というないるないるないるないるない。というないるないるない。というないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな		理的な水準への切り下げであることから、一般的な企業業績 悪化等に伴う給付減額を前提とした給付減額要件及び手続 き要件より制約を緩和すべきである。現状は各基金で補填を 行っており、給付コストや事務コストが基金の財政を圧迫し ている、(特性、小等の分析が多数発出でいる。)	件・手続等につい て」(平成15年5月 30日年企発第 0530001号・年運発 第0530001号) 確定給付企業年金 注等5条11百5号	中 生	代行返上し、新型企業年金に 移行した場合、 総行した場合、 総有でした場合、 銀形による一時金支約 では、 近郊による一時金支約 かられているが、一津に一時金とする清算は認められているが、一津に一時金とする清算は認められているが、一津に一時金とせる活発は高いのより、 この主義をの中に よでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
5053	505303	37	G31	z13	8018 厚	生労働 省	25条	透 適格退職年金から確定給付企業年金 へ移行する場合に、適格退職年金によ ける過去勤務債務の一括償却は認め	c	Ι, Π, Π	適格退職年金及び確定給付企業年金における事業主負担の掛金は、法人税制上、損金に算入するこれが認められているところ、過去動務債務の一括偿金を認めない規制は、過大な損金算入を防止する観点から設けられているものであり、これを緩和するとは困難、また、適格退職年金から確定給付企業年金への移行権判義務系継時に、積重な水準が高なかったとしても、確定給付企業年金においては、非継続基準上開始しない積立水準までは、掛金の一括拠出を認めており値定終付企業年金法施行規則第58条)、ある程度早期に積立水準を回復することが可能であることから、移行(権利義務承継)時の過去動務債務の一括償却を認める必要性は高くないと考えている。	と印ままくのできる。	社団法人信託協	会 37	A	適格年金から確定給付企業年金 へ移行する際の過去勤務債務の 一括償却の容認	・適格年金から確定給付企業年金に移行する場合に、移 行前の適格年金の積立不足(適格年金制度に急行る責任 準備金に対して、当該報立不足相当 額を一括拠出することにより償却することは認められてい ない。 ・上記の場合の積立不足相当額について、一括拠出によ る償却を認めていただきたい。		・適年では財政検証が行われていないため、積立水準が必ずしも高くないため、確定給付企業年金に移行した際に健全な財政運営を行えるようにすることを受望するもの。なお、厚生年金基金からの権利職務承継を行う場合、最低積立基準観を上限とした「出拠出を行うことができることなっているため、適格年金からの移行においても、同様に一括拠出が可能となるようお願いしたい。	法人税法、法人税 法施行令附则第16 条	財務省厚生労働省	

要望 管理番	要望事 項管理 番号	分割補助番号	統合	管理コート	型 所管省 ド 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	5053040		G31	z1301	8 厚生労働省	確定案給付金第 之業附別 25条	確定給付企業年金の規約の制定・変 更においては、特に軽微な変更を除き 労働組合等の同意が必要。	c	ш	企業年金の給付設計や費用負担等は労使関係に関わることであるため、閉鎖適年から確定給付企業年金への移行において労働組合等の同意を不要とすることは困難である。	2.7	社団法人信託協会	₹ 40	B)	確定給付企業年金への移行手続きの簡素化	・現状では、適格年金の確定給付企業年金移行にあたっては、被用者年金被保険者の過半数もしくは過半数で組織する労働名のの同意等定の手続きが必要となっている。 ・閉鎖適年の確定給付企業年金移行にあたっては、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意等を不要しただきたい。		適格年金における年金給付をそのまま確定給付企業年金へ 権利義務承継することとなり、不利益変更が発生する訳では ないので、通常の確定給付金集年金移行に比べ、簡便的な 取扱いを要望するもの。	確定給付企業年金 法附則第25条	厚生労働省	
5053	5053041		G31	z1301	8 厚生労働省	法人則条 所 定之 定之 所 方 条 行 章 章 年 則 条 合 章 条 ( 章 条 ( 章 条 ( 章 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 条 、 5 、 5	) 適格退職年金は平成24年3月までに他 一の企業年金制度へ移行しなければなら	c	I	適格退職年金から確定給付企業年金への移行については、これまで積立義務がなかったところに、新たに積立基準を適用することなることか。 十年間 等についても見直しが必要となることから、十年間 いう十分な経過措置を設け、周知も行ってきているところである。 引き続き円滑な移行を進めていてまたって特例を認めることは適切でないと考えている。		社団法人信託協会	÷ 41	A	適格年金の確定給付企業年金移 行の特例の容認等の移行弾力化	・適格年金は、平成24年3月末まで経過的に存続すること とされている。 ・平成24年3月末に向けて、適格年金の動向にご留意いた だき、他制度への移行状況によっては、突熱権保護および 混乱回避の観点から、例えば労使合意の遅延等のやむを 得ない理由により、平成24年3月末までに確定給付企業年 を移行の認可を得ることができないことが見込まれる場合 には、申請期限の平成24年1月末までに当該理由を記載し た書面等を労役合意の上、提出することはより、特例により り1年程度の一定期間について従前の適格年金制度の設 計のまま権利務所継巻行うことを暫定的に認めていただ 会等、弾力的な措置の検討を行うことをお願いしたい。		・高齢者雇用安定法の改正による定年延長等による基本的な雇用関係に関する他の労使協議との関係から、確定給付企業年金の制度設計等の検討が労使間でやむなく建建しまう可能性が想定されること、そのような制度について仮に当該専力的な措置が無い場合には無発制度となってしまうため年金資産が目減り、受給権保護の観点から支障があると、具体的な措置の例としては、労使合意の遅延等のやむを一般ない理由により、平成24年1月末までに遺族程由を記載した書新期限の平成24年1月末までに当該理由を記載した書前期限の平成24年1月末までに当該理由を記載した書前が使合意の上提出することにより、特例によりす程度の一定期間について使前の連絡年金制度の設計のまま権利義務承継を行うことにより、特別によりまを経過である。	確定給付企業年金 法附則第25条	厚生労働省	
5053	5053045		G31	z1301	8 厚生労働省	年金法施	適格退職年金から確定給付企業年金 に移行する際の年金資産の払込みに ついて、受託機関同士で直接移換する ことは認められていない。	С	ш	受託機関間における直接移換は、適年の契約解除 に関わる積立金の移換における権利関係が不明確 となるため、適切でないと考えている。		社団法人信託協会	₹ 45	Α	適格年金から確定給付企業年金 に移行する際の年金資産の払い 込み方法の簡素化	確定給付企業年金法施行規則附則第13条に基づく移行を 行う場合、現状は一旦年金資産を事業主に返還し、特別 掛金として払い込む手続きとなっているが、受託機関間で 直接移換することを認めていただきたい。		・適格年金からの円滑な移行を行うため、事務手続の簡素 化を要望するもの。 ・また、事業主資産と混在すること等による不測の事態を回 選することは、受給権保護の観点から、より適当であると思 われるもの。	確定給付企業年金 法施行規則附則第 13条	厚生労働省	

要望	型 要望事番 項管理番号		前 統領		管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	) 措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望	安里性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505			G3	z z	z13018	厚生労働省	(法人税	金へ移行する場合に、適格退職年金に おける過去勤務債務の一括償却は認 めていない。 ②確定給付企業年金制度の終了時に おける残余財産を事業主に返還するこ とは認められていない。	①:c ②:c		①適格退職年金及び確定給付企業年金における事業主負担の掛金は、法人税制上、損金に算入することが認められているところ、過去勤務債務の一共情期を認めない規制は、過大な損金算入を防止する軽息から設けられているものであり、これを緩和ることは困難。また、適格退職年金から確定給付金業年金への移行権利義務承継時に、積立水準大高くなかったとしても、確定給付金業年金においては、非継続基準に抵触しない積立水準までは、掛金の一括拠出を認めており、確定給付金業年金法施行規則第58条)、ある程度早期に積立水準を回送することが可能であることから、移行(権利義務承継)時の過去勤務債務の一括償却を認める必要性は高くないと考えている。 ②確定給付金業年金の積立金は年金事業に要する費用に充てるべきものであり、事業主の利益としてはならないため、残余財産についても全額を加入者等に支払うこととしている。	o 5 - すたが. 金 i 1 と る i	(社)日本経済団 連合会			適格退職年金から確定給付企業 年金への移行を促進するための 対応【新規】	適格退職年金からの円滑な移行を促す観点から、以下について措置すべきである。 ①移行前の適格温報年金の責任準備金に対する積立不足について、移行時に一括過出による債却を認めるべきである。 ②適格年金から移行した開盟地確定給付企業年金制度が終了する場合の残余財産について、事業主へ返還できることを規定すべきである。		①適格年金では財政検証が行われておらず、積立水準が必ずしも高いとはいえないことから、確定給付企業年金に移行 生を急金から砂度運搬を行えるよう要望する、なお、厚生 年金基金からの権利機務系継を行う場合、最低積立基準 を上限とした一括拠出を行うことができることとなっており、 適格年金からの移行においても、同様に一括拠出を可能と ②適格年金からの移行においても、同様に一括拠出を可能と 実施される場合かある。閉鎖年金では、制度終了時に最後 の受給者が最終給付時に残余財産のすべてを受け取る(分 助しまれる)ことが想定されるが、パランスに欠ける取扱い いため、事業主へ返還できるようにすべま欠ける取扱い がたり、また、受給権者保援の観点からも実質的な問題が生じな いため、事業主へ返還できるようにすべきが企業年金に第第102 条件項の利定により、当該時類型確定給付企業年金法第102 条件項の利定により、当該時類型を対位企業年金にあり、 規約の承認の取消しをすることも考えられるが、この場合、 規約の承認の取消しをすることも考えられるが、この場合、 規約可求認取消しのタイミングにより、受給権者の間で相当な 不公平感が生じる恐れがあり、現実的ではない)。	則第16条 確定給付企業年金	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基 課 国税庁	適格年金から確定給付企業年 金に移行する場合に、移行前の 適格年金の積立不足(適格年金制度における責任単備金に対 する積立不足)について、当該 積立不足制は調本することは認め られていない。 また、閉鎖型することは認め られていて、受給権者等が存在 位ななった(合材終了)ことに任 い制度終了するる場合の発余財 産の取り扱いが規定されていな い。
505	3 505303	31	G3	32 z	z13019	厚生労働省	(1)確企 統一年 第1第1確企 第1第1確企 第1(2)付金 等 41条項 41条項	者が残余財産を連合会に移換することは認められていない。  (2) 事業所脱退による資格喪失の場合、 助児一時会の場下ばけできない。	c.d	I	(1)確定給付企業年金法第91条の3第1項において、終了した場合の残余財産を、老齢給付金の支託に関する義務を負っていた者として加入者・受給権者にかかわらず企業年金連合会に移換できることない。(2)事業所脱退の場合は、事業主が据置利率に対応する追加拠出を行わないため、総下げ(当該時点以降に支給開始をすることを認めることは困難である。		社団法人信託協会	₹ 31	A	確定給付企業年金における制度 設計の自由度向上(その2)	以下の者については、現在、連合会への資産の移換が認められておらず、結果的に生金受給の選択ほかない状態にあるため、本人の選択により連合会への移換を可能とすることを認めていただきたい。 (1) 確定給付企業年金法第91条の3における終了制度加入者等は、同条により残余財産の連合会への移換を申し出ることができるとされているが、当該終了制度加入者等は「終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日においない。一方で、同法第91条の2で中途脱退者は、脱退一時金相当額の連合会への移換を認められているが、上述の主給給付金の受給機のない者は、脱退一時金相当額の連合会への移換を認められているが、上述の金給給付金の受給機のない者は、助退の一般が表別であることか、移換ができない状況とかっている。このような者にも得来の年金受給の適と形である。人のような者にも得来の年金受給の道を開たため、本人の希望により選合会移後で到能とする法故正をお願いたい。。(故正案)同意と表が、またの、本人の希望により、連合会議を引きいたの、またの、本人の希望により、通信と表別である。とか、このような者にも得来の年金受給の道を関いため、本人の希望により、通信と表別を引き、といている。このような者にも得来の年金受給の道を関いため、本人の希望により、通信会議を引き、といている。このような者にも得まなの第1策の等とした日において書始に対した。(故正案)同業を引きないたのに関る。以下この条及び第3条の2第1項第7号において同じ、」と判除する。(または、中途脱退者である。とかできると経釈する。)。 (② 確定給付企業年金、をあったのでかつ間法書のには、制度終了により、企業を給付企業年金法第41条第4項では、事業所脱退した場合に同法第31条第49の中途脱退者に該当しないために書きないを発見する。。)。 (② 確定給けるため)脱退一時金の支給の発り下げもできない状況とある。このような者の年金を終め選択肢を確保するため、連合会への移換を可能としていただきたい、連合会への移換を可能としていただきたい。		(1)「終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した 目において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた 者」は分配額を連合会へ移換して老齢給付金を得ることができるのに対し、「終了した確定給付企業年金の事業主等がそ の終了した日において老齢給付金の支給に関する意がは関する意かは、 は、ボータビリティの拡充との整合をとるべきであること。 は、ボータビリティの拡充との整合をとるべきであること。 な、厚生年金基金の解散基金加入員等には同様の制限が なく、厚生年金基金が解散上なかったとしたら中途脱退者で あったはずの者を含めたすべての解散基金加入員等が連合 会への分配額の移換が可能となっていると認識している。 (2) 事業所能退する前日に資格喪失した者と事業所能退す る日に資格喪失した者とで、連合金移版の百分類なってしまうため、ボータビリティの拡充との整合をとるべきである と。(なお、厚生年金基金において設立事業所減少した場 合、当該減少事業所の入員であった者も中途脱退者とし て連合会への移換が可能。)	(1)法第91条の3 (2)法第41条第4項	厚生労働省	
505	7 505705	51	G3	32 z	≥13019	厚生労働省	確定業施 会年在 (本達 (本達 (本達 (本達 (本年)) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年) (本年	脱退一時金相当額の移換申出期限 は、政令により規定されている。	c. d	I	①脱退一時金相当額の移換の仕組み(いわゆる企業年金間のボータビリティ)は、離転職や年金受給におけるデメリットとならないインフラ整備が求められる状況において、事業主等の事務負担も踏まえ今後ポータビリティを発展させていく上で必要最低のルールを法令に定めたものである。②退職時点における脱退一時金の移換に係る選邦については、例外的に選択を留保した者以外は退職時点で連合会または転職先に移換するか受給するかを選択させる仕組みを認めている。IRAの導入については、昨年10月に施行されたポータビリティ制度により、執行建下制度から本人の申出で確定拠出年金に持ち込めることとしたところであり、それにより十分対応できていると考えている。	( )	(社)日本経済団 連合会	<sup>5</sup> 51	A	当額の移換申出期限の弾力化	①脱退一時金相当額の移換申出期限については、個別企業の状況を踏まえた労使合意により期限を定めるべきで、法による一律的な規定は廃止すべきである。②確定給付型企業年金のボータビリティについては、転職者の年金化の途を確保するうえで通算の仕組みを設けることは重要であるが、あくまでも転職者本人の自己責任に重点を置いた制度とし、企業への過度な負担は回避すべきである。例えば、退職時合金への移換、イ、受給可能な脱退一時金の受給、ウ、上記以外は企業年金連合金への移換、のいずれかを選択する前度を原則とし、説明すべき事項も簡素化すべきである。また。あわせて米国のIRAのような制度の導入を検討すべきである。		認退一時金相当額の移換は、企業の私的年金制度における取扱いに係る問題である。申出期限等その詳細については、基本的に各企業の状況を踏まえて労使合意により決定すべきであり、法令等により一律的に規定規制すべきものではない。また、ボータビリティの活用は個人の自己責任を原則とすべきであり、参加も制造や企業ペースでなく、個人の自由意志でなされることが適当である。その通算を担う組織も、独立性・透明性を重視した組織・スキームの構築を検討すべきである。	法施行令第50条の 2、第65の5、第73 条、第88条の2 確定給付企業年金	厚生労働省年 金局企業全 国民 課	①移換申出期限は次のように規  7. 確定給金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金

<b>亚</b> 切	<b>亚切</b> 司	<del>=</del>												安里位						
安里 管理都 号	安里司 項管理 番号	予 分割補 型 助番号	統領	合 :	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 措 分類 「	計置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 (規制: 革A/! 号 間開加	₹ (事項名)	具体的 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	505304	47	G33	z	:13020	厚生労働 省	確定業等68条 行金法第68条 確定業施69条 確定之法第56条 第57条	確定給付企業年金法における解散時 の残余財産の分配は解散時における を入の「最低積立基準額」の比率に応		п	制度終了時までの加入者期間に見合う給付額(最低保全給付額)を給付するための原資たる最低積立基準額の比率による、現行の残余財産の分配基準を改定することは考えていない。		社団法人信託協会	9)		・現状では、確定給付企業年金については、制度終了時の 残余財産分配に関する基準は最低積立基準額を基準とす ることされている。 ・このため、保証期間付終身年金の場合、制度終了時に 「保証期間部分を優先的に配分する」といった分配を行うこ とができない。 ・確定給付企業年金の制度終了時に「保証期間の現価(終 身部分を除いたもの)を優先的に分配し、その後終身部分 を基準として分配する」ことも可能としていただきたい。	確定給付企業年金については退職一時金を移行原資とすことも多い、その際、確定給付企業年金につき、保証期間的分(終身年金削成とした場合でも、当該退職一時金と保証期間的分(終身所分を除る。以下同じ)の現価が対応するように再度設計されることが通常であり、そのため、選択・時金についても、保証期間部分に対応させることが一般的である。このため、制度終了時においても「後距期間部分優先的に分配したい」というニーズが高いことから要望するもの。	確定給付企業年金 法第89条第6項 確定給付企業年金 法施行令第57条 確定給付企業年金	厚生労働省	
5053	505304	48	G33	z	:13020	厚生労働省	確定給付金業年3条 第6項	、  惟足和刊止未平立制及の於」时にの	c	т	確定給付企業年金の積立金は年金事業に要する費 用に充てるべきものであり、事業主の利益としては ならないため、残余財産についても全額を加入者等 に支払うこととしている。		社団法人信託協会	48 A	閉鎖型確定給付企業年金における残余財産の取扱いの明確化	・閉鎖型確定給付企業年金について、受給権者等が存在 しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の残 余財産の取り扱いが規定されていない。 ・このため、当該残余財産については事業主へ返還できる ことを規定していただきたい。	この場合、閉鎖年金終了時の最後の受給者が最終給付時 に残余財産のすべてを受け取る(分配される)ことが想定されるが、バランスに伏り取扱しと思われ、ます、実質的に 受給権者保護の観点からも問題が生じないため、事業主へ 返還できることを要望するもの。(一方、受給権者等が少数 なったときに、確定給付企業年金法第102条第令項の規定に より、当該問題型確定給付企業年金に係る規約の承認の頂 消しをすることも考えられるが、この場合、規約承認の のタイミングにより、受給権者の間で相当な不公平感が生じる 恐れがあり、現実的ではないものと考える。)	社 確定給付企業年金 法第89条第6項	厚生労働省	
5057	505708	56	G33	z	:13020	厚生労働 省	確定結合 定業第88条 確定業施9条 確定基施56条 第56条	確定給付企業年金法における解散時 の残余財産の分配は解散時における 人の「最低積立基準額」の比率に応		п	制度終了時までの加入者期間に見合う給付額(最低保全給付額)を給付するための原資たる最低積立基準額の比率による、現行の残余財産の分配基準を改定することは考えていない。		(社)日本経済団体 運合会	56 A	企業年金解散時の残余財産の分 配基準の改定	確定給付企業年金の制度終了時に、保証期間の現価 (終身部分を除いたもの)を優先的に分配し、その後終身 部分を基準として分配することを可能とすべきである。	確定給付企業年金については退職―時金を移行原資とすることも多い。その際、確定給付企業年金につき、保証期間付終身年金制度とした場合でも、当該退職―時金と保証期間前が、終身部分を除く。以下同じ、の現価が対応するよう制度整計されることが通常である。そのため、選択―時金についても、保証期間部分に使るとが一般的であり、制度終了時においても「保証期間部分を使た的に分配したい」というニーズが高い。	付 確定給付企業年金 法第89条6項 確定給付企業年金 法施行令第57条 確定給付企業年金	厚生労働省年 配に 金局企業年金 準 国民年金基金 期 課 終	とすることとされており、保証

雷切	西切市													安里俚	氏间開放安望書(2006め)						
安室 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理	理 所管省・ド 庁等		制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	(規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	5053057		G34	z130	21 厚生労働	確定給在企業年金 企業年金 計第6条。第 12条、第 16条	労働人臣の承認が必要。(軽減な変更 は届出。一部、届出を不要とするもの	c(一部b)	1.1.11	確定給付企業年金における規約の変更にかかる承認・認可申請手続きについては、例えば、加入者にとって将来の給付の額が減るなど不利益な変更となる恋れがあることから、必要最低限のものについて、承認・認可を必要としているところ。ただし、今後、加入者や受給者の権利と直接関係のない規約変更であって、届出制の導入が可能と考えられる具体的事例が示されれば、届出制の適用範囲拡大について、検討することとしたい。		社団法人信託協会	57	A	確定給付企業年金における規約 の承認・認可手続きの緩和	・確定給付企業年金の規約の変更等に際しては、軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認・認可が必要となっている。 ・確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化した上で、不利 強変更に該当しない場合等、一定の条件を充たす場合に つき事後届出制を導入すること、及び届出刊・要とする範囲 を拡大することを要望する。		が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、スムーズな 許認可運営のためにも、手続きの緩和が不可欠と考える。 ・確定給付企業年金の導入から約4年間が経過したところで	第7条、第12条、第 16条、第17条 確定給付企業年金 法施行規則第7条	厚生労働省	
5053	5053058		G34	z130	921 厚生労働 省	確定業場では、 確定業規認可で年年の の3290年 14日年 の3290紙 の3290紙 の3290紙	確定給付企業年金における規約の承 認又は認可に必要な申請書類は、申 請内容に応じ、「確定給付企業年金の 規約の承認及び認可について(平成14 年3月29日在免第第0329003号・年連 発第0329002号 ) 別紙3で明確化して いる。	c(一部b)	īV	①、②については、ご要望を踏まえ、今後、見直しの 必要性を検討してまいりたい。 ③については、規約型確定給付企業年金においては、企業の資産と企業年金の積立金を分別し、企業 の倒産等の影響から年金資産を隔離することにより、加入者の受給権を保護する観点から、法律により、加入者の受給権を保護する観点から、法律により、北外さの積立を強制することとし、事業主が、速化とされている(法65%)。規約の承認時において、上記契約が締結されているかどうかを確認するまからしば、「資産管理連用契約に関する書類と蓄章する必要があり、必要書類からの書類を除てためには、「資産管理連用契約に関する書類と蓄章する必要があり、必要書類から、因難である。 ④については、真に同意があったことを確認するため、「同意書」自体の提出も求めているところ。		社団法人信託協会	58	Α	確定給付企業年金における規約 の承認・認可申請手続きの簡素 化	・確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きにおいては、以下の)~④のとおりの書類等が必要とされている。 ・認可申請における書類について、以下の措置をお願いして、以下の力を必定を含めまった。書類について、以下の持書をお願いして、「「加入者と加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類した」とは「財政再計算報告書」で確認できるため不要として、いただきたい。②直衛中のも権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、権利義務等をの限度を示した書類は、全部の移転しかないため、不要としていただきたい。③「資産管理連用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の事業に、全話を出ていた。「「大学社会」である。不要としていただきたい。 ④「・・・の同意を得たことを証する書類は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書・の提出が不要であることを明確化していただきたい。		・①~③については、上記のとおり。 ・④は申請時の無用な混乱回避のため明確化すべきと考え る。	「確定給付企業在金規約の承認及び 認可の基準等につ 1、「「理成4名" 第032903号、年運 第032903号、海運 無3別派	厚生労働省	
5053	5053059		G34	z130	921 厚生労働	HE VE MO I.	者が掛金の一部を負担することとなる とき及び当該掛金の額が増加するとき には、本人の同意を必要としている。	c	п, ш	厚生年金の一部を代行する厚生年金基金と異なり、 確定給付企業年金は労使共助ではなく事業主負担 を基本とする制度であることに鑑みれば、加入者が 掛金を負担する場合には、事前に加入者本人の同意を得て、本人の理解の下に制度運営が行われる べきであり、事後的な規約の周知義務等があること を理由に加入者本人の事前の同意が不要であると 考えることはできない。	:	社団法人信託協会	59	Α	確定給付企業年金における加入 者負担掛金導入時等の手続きの 簡素化	・確定給付企業年金において、加入者負担掛金の導入または額の引上げについては、加入者本人の同意を得ることが必要とされている。 ・加入者負担掛金の導入・引上げについて、本人の同意は不要としていただきたい。		規約に加入者負担掛金の有無で給付額が異なる記載があること、基金または事業主はその規約について加入者に周知する義務があること、拠出に同意しない加入者はその旨を選択できることから、同意の原律は不要としても差し支えないと考える。	確定給付企業年金 法施行令第35条 確定給付企業年金 法施行規則第37条	FF 44 34 FE 415	

要望	要望事	分割補	44.	管理	所管省	該当法	上 人	措置の	措置の	#\$\square \( \frac{1}{2} \rightarrow \frac{1}{2} \rig	7.04	### 2-11	要望	安里俚 別 (規制改	要望事項	具体的事業の	32 AB 92 L	The re- Vege	制度の	その他
管理番号	項管理 番号	助番号	統合	コード	广等		制度の現状 ○ いわゆる基金型確定給付企業年	分類		措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項番号	革A/民間開放	(事項名)	要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	所管官庁等	(特記事項)
5053	5053060		G34	z1302	厚生労債省	全域科学のでは、 全域科学のでは、 全球のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	金(以下「企業年金基金」という。)によいては、契約の相手方(以下「直角度は、以下に変対の通用方(以下「直角度は、なければならないこと、ないでは、実体では、現代では、原生年金、は、では、は、ないでは、原生年金、は、では、は、ないでは、原生年金、は、ないでは、原生年金、は、ないでは、原生年金、は、ないでは、原生年金、は、ないでは、原生年金、は、ないでは、原生年のは、原生のなどのないでは、原生をのは、ないでは、原生をのは、ないでは、原生をのは、ないでは、原生をのは、ないでは、原生のは、原生のなど、のは、のは、原生のは、原生のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のないでは、原生のは、の名がは、原生のないでは、原生のは、ないでは、原生のは、ないないでは、原生のは、ないないでは、ないないでは、ないないないでは、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	おとをうまる確に企員 なけいりを引 るずから発で引工 よが		○ しかゆる基金型確定給付企業年金、以下「企業年金基金」という。)においては、契約の相手方(以下「運用受託機関」という。)の名称など基金資産が出来る。以下で連用受抗機関」という。)の名称など基金資産が出来る。以下では、原本のでは、は、1条を第1号、かつ、企業年金基金を対立業年金、1条を第1号、かつ、企業年金基金の提別の変更には、代議員会の議決が必要であるとされている(法第18条第1号)。 ただし、迅速かつ効率的な業務執行の必要性に関い、規約に定めなければならないとされている(法第18項のうち、基金資産運用契約に関する事項については、厚生年金基金と同様に、規約上に、規約上に、規約上に「運用管理規程と定める」を規定した上で、規制に運用管理規程と定めることができ、このも、運用管理規程と記載される事項については、厚生年金基金と同様に、規約上に、規約上に「規約上に「運用管理規程を定めることができ、このも、運用管理規程に記載されるとを要しないにの旨は、原生・労働省年金局長通知「確定給付企業年金制度について、は、重生労働省年金局長通知「確定給付企業年金制度について、「平成14年月2月日午発第0329008号)中の第二において示しているところ)。すなわち、運用受財を総権保護のための事が、対策を制度については、規約に変更言思が記載されることとな。連目・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・		社団法人信託協会	<i>t</i> ± 60		基金型確定給付企業年金における運用受託機関の変更手続きの 簡素化	・受託機関の変更を行う場合には、基金型確定給付企業 年金においては、代議員会の議決が必要とされている。 ・受託機関の変更について、基金型確定給付企業年金で は厚生年金基金同様に、理事会の議決により可能とする 取扱いを認めていただきたい。	運用管理規程の変更手続きを規約上明記することにより 思決定が透明なものとなり、適正であると考える。	「確定給付企業年金規約の承認及び 認可の基準等につ 意 いて」(平成14年3 月29日年2第第 0329003号-年運発 第0329002号)別 統1 2-7 ④	厚玍労働省	
5057	5057054		G34	z1302	厚生労債省	確定総合 企業年余 法第5条 第12条 16条	会 労働人臣の承認が必要。軽減な変更は届出。一部、届出を不要とするものもある。) ちゅう な字がける *** ケー・ボール **	E 更 ) c(一部b) f	1 . п . п	・確定給付企業年金における規約の変更にかかる 承認・認可申請手続きについては、例えば、加入者 にとって将来の給付の額が減るなど不利益を変更と なる恐れがあることから、必要最低限のものについ て、承認・認可を必要としているところ。ただし、今 後、加入者や受給者の相利と直接関係のない規約 変更であって、届出制の導入が可能と考えられる具 体的事例が示されれば、届出制の適用範囲拡大に ついて、後計することとしたい。 ・添付書類についても、承認等に当たり必要最低限 のものについて、添付を要請しているところ。ただ し、今後、添付を省略しても問題ないと考えられる具 体的事例が示されれば、当該添付書類の省略につ いて、検討することとしたい。 ・確定給付企業年金制度に係る照会事例集につい ては、今後公表することとしたい。		(社)日本経済団体 連合会	<b>*</b> 54	A	規約の承認・認可申請手続きの 緩和	確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、 現在の承認・認可に係る審査基準を明確化したうえで、不 利益変更に該当しない場合等。一定の条件を充たす場合 につき事後面制を達みする、および届出工を受きする範囲 を拡大すべきである。 また、事前の承認・認可手続を要する場合においても、申 請手続きに係る提出書類を簡素化すべきである。 法令等の解説・個別事例集としくは確定給 付企業年金用Q&Aを作成するなど、規約の承認・認可基準 をできる限り明確化し、手続きを効率化すべきである。	現状の確定給付企業年金は、原則として事前の承認・手続が必要とされており、不利益変更を除けば適度の規定なっている。 原生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため、可申請制度でも運営が可能であったと想定されるが、現50,000年起が確定総付金業年金へ移行するにあたってスムースな許認可運営のからいにも、手続きの緩和が不可と考える。 確定給付金業年金の導入から約4年間が経過したとご確定給付金業年金の実施件数は約1,100件を超えたとこあるが、一方で、適格年金の実施件数は約1,100件を超えたとこちるが、一方で、適格年金の実施件数は対位業年金の承認・設申請の件数は大幅に増加するものと予想される。このた、受給権保護にも配置しつの系配。認申請の件数は大幅に増加するものと予想される。とのと	制 認在できる。 確定 第5条 第5条 第5条 第5条 第6条 第5条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6年 第6年 前 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	男 「厚生労働省年金 国民年金基 実	確定給付企業年金制度では、 建約(制度の制定・変更に係る 承認・認可申請手続きについ、 、適格退職を制度からの移 の場合を含め、原則として、厚 労働人臣・申請書を提出し、 静前に承認・認可を受けなけれ ならない。主た・申請に要する 書類は多岐にわたっている。 さらに、事前に当局別照 をそ行わなければならない事例 が多く、規約の承認・認可手続 に時間を要している。
5057	5057059		G34	z1302	厚生労債省	確定案結果 確定業施第5条 第6条	か、給付減額の埋田が必要。また、支 給者の給付減額を行う場合には、当割 受給者等が希望したときには、最低積 立其準額相当を一時令として受け取る	また 亥 言る to	ш. гу	加入者や受給権者等の受給権保護を図るためには、給付減額の実施について厳格な要件を定めることが必要であり、労使合意のみで給付減額を可能とすることは認められない。企業年金は、選択一時金を選択せず年金を選択した受給者に対しては、年金を支給する約束を行っているのであるから、給付減額の際に受給者が第呈して受け取ることができる額を、一般に年金の現価よりも小さい選択一時金とするのは、適切ではないと考えている。		(社)日本経済団位 連合会	<b>*</b> 59		確定給付型の企業年金における 給付減額に係る承認基準及び手 続きの緩和	各年金制度において、制度存続のための労使合意によ (*)したがって、制度を継続するためなど、 る給付減額を可能とすべきである。また、給付減額時に受いては、制度 給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度 上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	た場合 【権/目の人多数が一時並消算を選択することが認定され き、制度 【果として、年金制度の維持という趣旨に合致しないだけで	超 "	記述 厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基金 課	現状の制度では、給付減額の 忍可基準が厳しいため、現行の 習可基準が厳しいため、現行の 用環境下においても高い予定 利率を維持しなければならな る一時金は、最低積立支縮 30分のでは、最低積立基準額 相当ますることが義務付けられ おり、減額前の最低積立基準 を確保する措置が必要になっ ている。

														安宝悝	I						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 劫番号 統		管理コード	所管省 庁等	該当法令		置の 分類	昔置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	別(規制改革A/民間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5089	5089011	G	::34	z13021	厚生労働 活	作正和刊	確定給付企業年金の規約の制定・変更においては、軽微な変更を跨厚生労働大臣の承認が必要。軽微な変更は届出。一部、届出を不要とするものもある。)のでは一般で発行企業年金の一部の事業所に係る権利義務を他の確定給付企業年金に承継等を場合には、厚生労働大臣の承認、認可が必要。	一部b)	, п, п	確定給付企業年金における規約の変更にかかる承認・認可申請手続きについては、例えば、加入者にとって将来の給付の額が減るなど不利益な変更となる恐れがあることから、必要長限のものについて、承認・認可を必要としているところ。ただし、今後、加入者や受給者の権利と直接関係のない規約変更であって、届出制の導用が示されれば、届出制の適用範囲拡大について、検討することとしたい。添付書類についても、承認等に当たり必要最低限のものについて、張付き要請しているところ。ただし、今後、添付を省略しても問題ないと考えられる具体的事例が示されれば、当該添付書類の名略について、検討することとしたい。		生命保険協会	11	Α	確定給付企業年金における規約 の承認・認可申請手続きの簡素 化	・確定給付企業年金における規約の制定にかかる承認・認可申請手続については、多くの書類を添付して厚生労働大臣へ申請書を提出しなければならない。 ・また、規約の変更にあたっては、部分的に周出制となっているものの、原則として規約制定時と同様に厚生労働大臣へ申請書を提出する必要がある。 ・ついては、届出で足りる(もしくは届出不要の)規約変更内容の範囲を拡大するとともに、申請書類の簡素化を図っていただきたい。 ・さらに、一定要件を充たす場合は、規約の制定にあたっても届出制を導入していただきたい。		・確定給付企業年金規約の承認・認可は、事前の承認・認可手続が必要とされており、適度の規制となっていると考えられる。適格は無年金制度では受託機関が自主審査を行い国税庁へ届出を行うことにより実施することができたが、確定を持てかなければならず、企業年金制度を実施しようとする事業主等の負担が大きく増加している。「厚生年金基金は最多でも1800基金程度であったため認可申請制度での適當が可能であったと思うとのの000件以上の適格年金(100人以上でも10000件起)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、厚生労働省のスースな計器可事務道盤のためにも、手続きの間集化が不確定給付企業年金の等がから約3年半が経過したところで初定が計算の事務道盤のためにも、手続きの間集化が不確定給付企業年金の実施件数は約1,200件を超えたところで初度を給付金業年金の実施件数は約1,200件を超えたところで初度を紹介企業年金の実施件数は約1,200件を超えたところでで変け企業年金の実施件数は約1,200件を超えたところでで変け、適定総付企業年金の実施件数の地が加に対した。10年に確定総付企業年金の実施件数の地が加には、その規約変更の件数が増加することは確定ならとものと予想され、承認・認可手続きの価素化を図らなければ厚生がある未なる。ともに、確定総付金業年金の実施件数の地加に付い、その規約変更の件数が増加することは規定であり、さらなる承認・認可手続きの価素化を図らなければ厚生が場省の承認を記述することも想定される。といまのは一様が登延するよとも想定される。主会により表記を記述することも想定される。本盤、居田で見り規約変更内容の範囲を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を	確定給付企業年金 法第9条、第9条、 第12条、第16条	厚生労働省年 金局企業年金 国民年金基	確定給付企業年金制度では、規約(制度)の制定・変更にかかる 承認・認可を明ま続きについ て、適格退職年金制度からの移 生労働大臣へ申請書を提出し、 事前に承認・認可を受ける手続 きを行われなければならない。 (届出で足りる範囲は限定的 ある。また、申請に要さ は多峻にわたっている。このた の、円滑な扱りの制定・変更に 支障をきたす恐れがある。
5053	5053035	G	:35	z13022	厚生省 有1%则为 在1票以上 12	権企去第確企去則か 確定制い 定業施22業施第66 定業度(年日 相等では14年では14年では14年では14年では14年では14年では14年では14年	(1) キャッシュバランスブランでは、法令上、「加入者であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規定されていることから、「累計額」に自己都合減額率を乗じて給付額を算定することは認められない。 (2) キャッシュバランス類で観り等に連動させて、改定することができる。キャッシュバランスブランの再評価指揮については、多観的かる理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを認めており、定率、国債の利回りに加えて、「全国消費者物価指数」、「賃金指数」を用いることとなっている。	e 1	∵ <b>, Ⅲ, Ⅳ</b>	(1)キャッシュバランスプランは、加入者であった期間のうち規約で定める期間にどの各期間につき、定額又は給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行ったものを確定的に給付原資として積み立てていくこととしている制度であり、その給付原資(いわゆる「仮想個人制定残高」)を退職事由等に応じて、滅額する取扱いは認められない、(2)キャッシュバランス類似制度においては、受給開始後の最低保障額を指標に連動させて改定する取扱いを認めていなかったが、平成15年の弾力化には観光を認めていなかったが、平成15年の弾力化には額とでは、受給開始後の最低保障額を指標に連動させて改定することが可能となっている。しかし、給付額に下限を設けない制度については、確定給付という趣旨にそぐわないため、導入生やジシスプランスブランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものについて、指標として用いることを認めているところ、定率、信何利回りに加えて、「全国消費者物価指数」、「全国消費者物価指数」、「全国消費者物価指数」、「全国消費者物価指数」、「全国消費者物価指数」、「全国消費者物価指数」、「大量に変していて、指標として用いることを認めているところ、定率、信仰利回りに加えて、「全国消費者物価指数」、「全国消費者物価指数」、「大量に対していて、表現していることができるよう平成15年5月に弾力化した。これ以上の指標の追加は困難である。		社団法人信託協会	35	Α	キャッシュバランスブランにおける 制度設計の選択肢拡充	・キャッシュバランスプランに関しては、自己都合減額率を乗することができず、また、再評価率の下限等について制限が存在する。 ・キャッシュバランスプランに関する比下の制限を緩和すること (1) キャッシュバランス利度においては法律上の記載から 最終付額の算出におたって自己都合減額率を乗ずることができないため、規制に複数の総与や別表を規定して実質的に同様の効果を得ている、規約した表現を簡潔にするため、自己都合減額率を乗じる取扱いを認めていただきたし。 (2) 給付額に下限を設ける場合の適當の弾力化、再評価指揮の拡大(市場インデックスを組み入れた複合ベンチマーク等の認容)等の規制緩和を認めていただきたい。		(1) 現在は法律上の記載から、給付額の算出にあたって自己都合減額率を乗しることができないため、規約に複数の給与や別表を規定して実質的に同様の効果を得ている。この方法は、実質的に同様に近い効果を得てはいるが、規約しての表現が複雑になること、残高管理を複数行う必要があり管理コストが高くなること、受高管理を複数行う必要があり管理コストが高くなること、改善のは関係を必要する場合が生じることが必要が異なる場合が生じることが必要が異なる場合が生じることが影響を減が可能となる有意義な方式であり、たとえば市場インテックスを組み入れた複合ベンテマークルような市場連動の指標を採用することが認容された場合、年金財政の安定化へも寄与すると考えられることから、確定給付型の安定化へも寄与すると考えられることから、確定給付型の安定をの一層の普及・充実のため更なる選択肢の拡充を求めるもの。	「確定給付企業年 金規約の承認及び 認可の基準等につ いて」(平成14年3	<b>学工刀</b> 侧有	
5057	5057050	G	i35 ::	z13022	厚生省 有1%则为 存1件以 12	ビ来平金 去施行規 川第25条 いら第29	キャッシュバランス類似制度については、受給中の年金額を最低額を保証しつつ。国債の利回り等に連動させて改定することができる。 キャッシュバランスプランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを認めており、定率、国債の利回りに加えて、「全国消費者物価指数」、「賃金指数」を用いることとなっている。	c 1	∵. Ш. Ⅳ	①キャッシュパランス類似制度においては、受給開始後の最低保障額を指標に連動させて改定する取扱いを認めていなかったが、平成15年の弾力化により、一定の要件のもとでは、受給開始後の最低保障額を指標に連動させて改定することが可能となってしな。しかし、給付額に下限を設けない制度については、確定給付という適宜にそかわないため、導入は困難である。 ②キャッシュパランスプランの再評価指標については、客観的かつ合理的に予測可能なものについて、指標として用いることを認めているところ、定率、国債の利回りに加えて、「全国消費者物価指数」、「賃金指数」を用いることができるよう平成15年5月に弾力化した。これ以上の指標の追加は困難である。		(社)日本経済団体 連合会	50	А	キャッシュバランスブランの選択肢 の拡充	退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するため、以下のとおりキャッシュパランスプランに係る 選択股の拡充を行うべきである。 3、3、4、4、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、5、		キャッシュバランスブランは、適用リスクの年金財政への影響経滅が可能となる有意義な方式であり、確定給付型の企業年金における一層の音及・充実のためには、5もなる選択 股の拡充が必要である。、 特に、再評価率については、キャッシュバランの魅力を高め合ため、あるいは資産通用との運動性を高めるためにも、市場インデックスを組み入れた複合ベンチマークの指標の採用を認めるべきである。	確定給付企業年金 法施行規則第26 条、第28条、第29	金局企業年金基金国民年金基金課	①あらかじめ定めた給付を算定する際の年金換算利率は、通常、下限予定利率を用いるが、下限予定利率を用いるが、下限を利率の場下において年金換算利率の場下において年金換算利率の場下を行うと、当初の下限利率で定める最低保証額を下回るケースが出る。2003年5月30日の厚生労働省を登して、最低保証額の変動が可能となった。20再評価率については、2003年5月30日と6分解が、年の第一の表でのでは、2003年1日末数や物価・製造のは、20第一位率については、2003年1日末数や物価・製造の計りが可能となったが、市場連動する評価率に対いては、2003年1日末数や物価・製造用が可能となったが、市場連動する評価率は採用されていない。

								I		1		1 1	_	3	安里悝	式间開放安望書(2006めし			I			
要望管理都	要望事 項管理番号	分割補助番号	統合	管:	理 所・ド 月	管省下等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	李 智 田 直	別規制改革A/民間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5053	505303	33	G36	z13(	D23 <sup>厚生</sup>	物	確定給付金条 全法第34条	確定給付企業年金においては、受給権の譲渡・担保提供、差押えが禁止されている。	c	I	確定給付企業年金においては、受給権者の権利を保護する趣旨から、譲渡、担保提供、差押を法律上 禁止している(差押禁止債権は民法第510条により 相投む禁止される)。また、そもそも確定給付企業年 金は、適格退職年金における受給権保護が不十分 であったことから、その受け皿匙して制定されたもの であったことがって、適格退職年金において他の債 権との相殺が認められていることを理由に同様の取 扱いを求める本要望は、確定給付企業年金制度の 立法趣旨に沿わないものであり、認めることは困難 である。	Z	社団法人信託協:	♠ 33	A	る一定の場合の本人以外への記	・現状は、規約型確定給付企業年金における給付に際しては、資産管理連用機関から受給者以外の者に給付することは認められていない。 ・規約型確定給付企業年金における給付に際して、一定の要件を満たす場合に資産管理連用機関から受給者以外の者に給付する取扱を認めていただきたい。(適格退職年金における一時金の事業主口座への送金に準じた取扱を想定したもの。)		適格退職年金においては、一時金の受給者が「事業主に対して社内住宅融資等に基づく借入金の残高がある場合」またば退職に際しやむを得ない事情により事業主から適率契約に基づく一時金相当額の立替払いを受けた場合」等により、事業主に対して賃金の場合場合による場合において、適年契約の受・受給者からの「適年契約に係る一時金の全部または一部の受領する旨の委任状の受領を行うことを削提に、一時金の事業主口産死途金が認められている。上記の取扱いは、適格退職年金において同様の取扱いが認められないことは、適格退職年金において同様の取扱いが認められないことは、適格退職年金からの移行の阻害要因とないる。本件、受給者の委任意思確認を前提に実施されていることを勘案し、確定給付企業年金においても適格退職年金と同様の取扱の容認を要望するもの。	確定給付企業年金 法第34条	厚生労働省	
5053	505303	36	G36	z13(	023 厚生	等衡 红	確定法第 定業施行金令第 1 5 5	確定給付企業年金における年金給付の保証期間の上限は20年としている。	c	п	要望理由の一つに60歳超の雇用延長への対応を挙 けながら、50歳支給開始を基準に保証期間を設定 すべきとする主張は妥当とは認めがたく、現行の上限(20年)を直ちに拡大する必要はないと考えてい る。		社団法人信託協	<b>≙</b> 36	A	確定給付企業年金における年金 給付の保証期間の制限の緩和・ 撤廃	・現状、保証期間の上限は20年とされている。 ・現状20年である保証期間の上限を35年に拡大していただ きたい。		-60歳超の雇用延長や平均寿命の伸長への対応等、基金・事業主及び加入者の多様なニーズに合わせたより柔軟な制度設計を可能とするために、要望するもの・日本人の平均寿命(男子約90歳、女子約85歳)及び規約に定めた場合の50歳支給開始を勘案し、保証期間の上限を55年に拡大することが適当であると考える。	確定給付企業年金 施行令第25条	厚生労働省	
5053	505305	52	G36	z13(C	023 厚生	生労働	確定給付金 法 法	確定給付企業年金の掛金には、先取 特権が認められていない。	c	1	厚生年金基金の給付は、代行部分を含んでいるという準公的性格を踏まえて、厚生年金基金の掛金に先取特権が認められているものであり、代行のない確定給付企業年金に同様の取扱いを認めることは困難である。	:	社団法人信託協	<b>☆</b> 52	A	確定給付企業年金の掛金に係る 先取待権の認容	・事業所脱退時の一括拠出について、厚生年金基金は加 募部分に係る額も含めて、先取特種の順位が一般債権よ 切高いものとわれているが、確定給付企業年金においては そのような規定はない。 ・受給権保護が強く求められる確定給付企業年金において も、当該一括拠出について、先取特権の順位を一般債権 より高いものとしていただきたい。		確定給付企業年金でも受給権保護が強く求められているため、厚生年金基金と同様の取扱いを要望するもの。	特になし	厚生労働省	

要望管理	型 要望著 項管 番号		J補 등	統合	管理 コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項(事項名)	具体的	体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505	7 50570	062		G37	z13024	厚生労働	付企業名 金法第5 条確定扱 出年金派	会	b	I	高齢社会が進展する中、企業における退職金・企業年金制度について社会の関心が高まる一方、働き方の多様化、企業の吸収、合併等経済社会の変化、への対応としてボータビリティの拡充など制度の充実が求められている。このような現状を踏まえ、中小企業組造生産制度への移行を認めることについては完拠出年金制度への移行を認めることについてもれた「企業に本当な「に調査を行い、先般取りまとめられた「企業における退職給付制度に関する調査労策報告書」の内容等を踏まえつつ、動労者の福祉の向上等の観点から、遅くとも平成18年度中に検討な関始することとしている。		(社)日本経済団 連合会		B	中小企業退職金共済制度からの 確定給付企業年金、 確定拠出年金への移行の弾力適 用	①中小企業者が中小企業者のまま確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業組職金共済制度の解約 手当金を確定給付企業年金の掛金に充当することを認めるべきである。 《マウである。 ②中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に 返還せず、移換できる対象として確定拠出年金も加えるべきである。		①企業のアライアンスが活発化している中で、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い、中小企業退職金共済契約を実施している中小事業者が領定給付企業年金に無約11年後の大学を売出したいとするニーズが、20確定拠出年金の設立状況をみても、適格退職全金からの資産移換が2005年9月末で50%を超えており、中小企業組職金共済契約からの移像が可能となれば、さらに確定拠出年金の導入は促進される。	確定拠出年金法第 54条 確定拠出年金法施	厚生労働省年 金局民年課 場上 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	①中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は、現在、中小企業退職金共済制度、現在、中小企業退職金共済制度、設立、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、企力、
508	9 50890	010		G37	z13024	厚生労働省	·中山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山山	位表 1 中小企業退職金共済制度から確定給 付企業年金制度への移行は、中小企 業退職金共済制度に加入している中 小企業者が中小企業者に該当しなく なったときのみ認められている。	b	I	高齢社会が進展する中、企業における退職金・企業 年金制度について社会の関心が高まる一方、働き 力の多様化、企業の吸収・合併等経済社会の変化 への対応としてポータビリティの拡充など制度の充 実が求められている。このような現状を踏まえ、中小 企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度 の移行を認めることについては、中小企業を対象に 調査を行い、先般取りまとめられた「企業における退職給付制度に関する調査研究報告書」の内容等を 踏まえつつ、勤労者の福祉の向上等の観点から、 遅くとも平成18年度中に検討を開始することとして いる。	いた。	生命保険協会	10	A	中小企業退職金共済制度からの 確定給付企業年金への移行の弾 力適用	中小企業者が確定給付企業年金制度を実施する場合に も、中小企業退職金制度の解約手当金を被共済者に返還 せず、確定給付企業年金の掛金に充当することを認めて いただきたい。		企業のアライアンスが活発化している現状において、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済契約を美地している中小事業者が 値定給付企業を金を憲施している中小事業者と併するな ど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとする ニーズがある。	中小企業退職金共 済法第17条	者生活部勤労 者生活課	現在、中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は中小企業組造共 済制度実施事業が中小企業 着に該当しなくなったときのみに 駅められている。
508	9 50890	012		G37	z13024	厚生労働省	確定給信 加 企業年到 法附則 28条			I	高齢社会が進展する中、企業における退職金・企業 年金制度について社会の関心が高まる一方、働き 力の多様化、企業の吸収・合併等経済社会の変化 への対応としてポータビリティの拡充など制度の充 実が求められている。また、適格退職年金制度にている。このような現状を踏まえ、適格退職年金契 約を締結するとともに中心企業退職金共済契約を表 結している中小企業事業主が、適格退職年金契約 に係る資産を中小企業退職金共済制度に移換する ことを認めることについては、中小企業の実態等を 踏まえながら、今後検討していきたいと考えている。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	生命保険協会	12	Α	適格退職年金廃止にともなう他制 度への移行に関する規制緩和	すでに中退共を実施している団体の適格退職年金についても、中退共へ移行を容認いただきたい。		加入者が少ない適格退職年金実施団体では、中退共への 移行を希望するケースが多いが、この要件のために移行を 断念せざる得ないケースがある。この規制をなくすことで廃 止される適格退職年金の移行スムーズになると考えられ るため。	確定給付企業年金 法	国税庁および厚生労働省	すでに中小企業退職会共済会 (中退共)に加入している団体 は、適格退職年金を中退共へ移 行できない。

要管理	望 要望	マロー 山	割補	統合	管理コード		該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 (注 )	東重性 別 規制改 基A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事 要望内容 実施内		要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
50:	57 5057	1144		G38	z13025	厚生労働省	》 法第10约	E 消費生活協同組合(生協)が行う共合 済事果については、消費生活協同組 条 合法に基づき、生協の特質を踏まえた 4 上で、現時点において必要と考えられ る規制を行っている。		1	生協においても、より一層の経営・責任体制の強化、共済事業における契約者保護等を図る必要性があるため、現在、有識者による検討会を設置し、検討を行っているところである。		(社)日本経済団( 連合会	144	A	共済事業にかかる契約者保護 ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を改正し、 終監の健全性規制(責任機企の視立基準、共済経理人 の設置、ソルン・マージン基準および事界展正措置 等)、情報開示規制、募集規制等については、保険業法、 農業協力と整合から、現行の最高限度額や許可 基準等にかかる通知を法令で規定すべきである。	i	「保険」も「共済」も、一般消費者から見た保障の確実性に 対する期待に変わりは無く、対象を組合員に限定している生 協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化と いった実態を高度すれば、石部の消費者保護のための規制 は必要不可欠である。 現行、通知に規定されている規制は法的実効性に疑問が あり、改正の際にパブリックコメント手続に付されないなど、 行数の透明性に大欠いている。 2006年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済 については、特定・不特定を相手方とするかどがかに関わら ず、共通の消費者保護ルールが適用されることを踏まえれ は、少なくともこれらの制度の整備状況と平仄を合わせ、消 費生活協同組合法についても抜本的な見値と行う必要が ある。 金融書議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮 称)に付けて」においても、農業協同総合法、小小企業等符 に同台法以外の制度共済につい程14年に必業等格 にあるのについては、利用者保護のための適切な措置で で、も続いたので、場合のについては、利用者保護のための適切な措置で 売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい」と指摘 されている。	消費生活 <b>位</b> 同組合 法	厚生労働省社 会援護局地域 福祉課等	根拠法のある共済は、各々の 主務管庁の監督を受けて事業を 行っているが、各れぞれの根拠 規制の整合性がとれていない。 特に消費生活に同組合法については、保険業法、農業は同組合法については、保険業法、農業は同組合法にのいては、保険業とは豊出された、中小企業等協同組合法に受けるが、第年、日本の契約者保護ルールがな、イー分であり、さらに現体的ない。 ルールは定されるなど、透明性に、ターリールは、企業をは、企業をは、企業をは、企業をは、企業をは、企業を は、日本のではなる。 東京は、日本のではない。 東京は、日本のではない。 東京は、日本のではない。 東京は、日本のではない。 東京は、日本のではない。 東京は、日本のではない。 東京は、日本のではない。 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のではない。」 「本のでは、「本の
500	5089	0005		G38	z13025	厚生労働省	″ 法第10⋬	話 消費生活協同組合(生協)が行う共合 済事業については、消費生活協同組条 合法に基づき、生協の特質を踏まえた4 上で、現時点において必要と考えられる規制を行っている。	. b	1	生協においても、より一層の経営・責任体制の強化、共済事業における契約者保護等を図る必要性があるため、現在、有職者による検討会を設置し、 検討を行っているところである。		生命保険協会	5	A	共済事業にかかる契約者保護 ルールの整備	消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に 改正し、経営の健全性規制、責任準備金の積立基準、共 済計理人の設置、ツルベンシーマージン・基準および早期是 正措置等、情報開示規制、募集規制等について、保険業 法、農業協同組合法と整合的な規制を優備する。 また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許 可基準等にかかる通知を法令で規定する。	L	・「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する崩落に変わりはなく、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、左郎引費者保護のための規制に、たいた実態を考慮すれば、左郎引着者保護のための規制を持ている。 現行、通知に規定されている規制は、法的実効性に欠けるうえ、改正の際にいブリックコメント手腕に付されないなど、行政の透明性に欠けている。 18年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済に18年4月施行の改正保険業法により、根拠法のない共済を17、消費者格別レールの技術の整備が図られることを蓄まえれば、少なくともこれらの制度の整備状況と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても技術的な立正を検討すなお、金融審議会金融分利金等一部金報告「投資サービスない、金融審議会金融分利金等」の記しても、農業協同組合法、中小企業等協同組合法に以外の制度共済について「特に個広く募集を行っているものについては、利用者保護のための適切な措置(販売・勧誘ルールの整備など)を講ずることが望ましい。」と指摘されている。	消費生活協同組合 法 等	厚生労働省社 会援護局地域 福祉課 等	根拠法のある共済は、各々の主 務官庁の監督を受けて事業を 行つているが、それぞれの根拠 規制の整合性が取れていない。 特に消費生活の組合法については、保険業会に最出された 中小企業等協同組合法で工業 制等の契約をは、選集と協同組 と比較、規制を登また。要集協同組 ・計算の大きなでして、 ・一、大きな内容が表現で、 ・一、大きな内容が表現で、 ・一、大きない、大きな、 ・一、大きない、大きな、 ・一、大きない、大きな、 ・一、大きない、大きな、 ・一、大きな ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、
500	57 5057	7001		G39	z13026	厚生労働省	<b>労働基</b> 準 法第149	期間の定めのある労働契約について は、契約期間の上限を原則3年(一定 の場合には5年)に制限されている。	c	I	有期労働契約期間の長期化について大きな二人ズがあるとは言えないものであり、3年の有期労働契約すら十分に活用されていないという現状がある。また、平成15年の労働基準法改正により、有別労働契約期間の上限を原則3年(一定の場合については、三級に正委したところであるが、当該改正に対してすら、国会における改正法案の審議過程において、「常用労働者が有期契約労働者へ置き換えられるといった第用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないか。」といった懸念が示されたところであり、5年に延長することは、よりいろう常用代替を進めるという途い懸念が考えられることから、御要型にはお応えできないものである。なお、労働基準法第137条については、契約期間の上限延長に伴い人身拘束の弊害が発生するのではないかとの強い懸念があら、国会審議において、設けられたものであるが、当該規定は、労働基準法の一部を改正する法律で成15年法律第104号)附則第3条に基づく措置が講じられるまでの間の規定であり、同措置について、労働政策審議を記するのではないかとの強い懸念があり、国会審議において、対していて、労働政策審議と対け、労働契約法制の在り方に係る議論の中で御検討いたたいているところである。	月 ころう なり・月つ に 10.5	(社)日本経済団仏 連合会	1	A	有期労働契約に関する雇用期間 の上限の延長	有期労働契約の契約期間の上限を、民法の定める5年と すべきである。また、労働者は労働契約期間の初日から1 年を経過した日以降いつでも退職できるとしている、労働 基準法第137条を撤廃すべきである。	ا	有期労働契約期間の長期化は、労使双方のニーズである。かつてのような長期労働契約による人具拘束はまれになり、仮にあったとしても労働基準法第5条で対処すれば足りることから、民法の原則とおりとしても問題はない、期間が延長とれれば、労働者の働きが企業の雇用発出に選択股本ない、使用者は安心して教育投資を行うことが可能となり、労働者のメリットにもつながる。	労働基準法第14 条、第137条	厚生労働省労 働基準局監督 課	2003年の労働基準法改正 (2004年1月1日施行により、有 期労働契約の契約期間の上限 は原則3年とされたが、高度の 専門的な知識を有する者や満 80歳以上の者「限っては、その 期間の上限がちとなっている。 また、民法でも、期間の定めの ある雇用契約は5年を経過すれ は解除できるとされている。

要望	要望事 項管理	分割補	統合	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	章理 「「」	所管省	該当法	制度の現状		力措置の	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里性 別 (規制改	要望事項	具体的	要望理由	根拠法令等	制度の	その他 (##PT声で)
77	507000:		G39		3026		令 労働基準 法第14条	期間の定めのある労働契約について は、契約期間の上限を原則3年(一定 の場合には5年)に制限されている。		内 r	有期労働契約期間の長期化について大きなニーズがあるとは言えないものであり、3年の有期労働契約すら十分に活用されていないという現状がある。また、平成15年の労働基準法改正により、有当労働契約期間の上限を原則3年(一定の場合についてする。国会における改正法案の審議過程に対してする。国会における改正法案の審議過程にいて、「常用労働者が有期契約労働者、監過程につながるおそれがあるのではないか。」といった懸が示されたとろであり、5年に延長することは、いっそう常用代替を進めるという強い懸念が考えられることから、御要望にはお応えできないものである。なお、労働基準法別37条については、契約間の上限延長に伴い人身拘束の弊害が発生するではないかとの強い懸念から、国会審議において、設付られたものであるが、当該規定は、労働基準法の一部を改正する法律(平成15年法律第104号)財則第3条に基づ代措施が議にられるまでの間の対定であり、同措置について、労働政策審議会労働が件分科会における労働契約法制の在り方に係る議論の中で御検討いただいているところである。	- 5 男o こ (5.0:食り po 男 D . 去 . 是 . 是	社団法人 日本 動車工業会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	革A/民間開放 C	(事項名)	要望内容 乗施内容 働き方・雇い方の選択肢を広げ、新たな雇用の創出と企業 活動の活性化を図るため、有期雇用契約期間について は、全ての職種で最長6年の締結が可能となるよう要望す る。	均期間の 繊末も、雇用影能の名様ルー本公対庁でまず。企業上改成		厚生労働省	<ul><li>(特記事項)</li><li>・平成17年10月度の再要望</li></ul>
5057	7 5057009		G40	) z1:	3027	享生 <u>労</u> 働 省	法第32条 の4 労働 基準法施 行規則第	1年単位の変形労働時間制にかかる 要件は次のとおりである。①対象期る を1か月以上の期間ごとに区分するとととした場合においては、当該各期厚生 が働省合で定めるところにより、当時の では、おける労働かさせるところにより、当時間における労働がさせる日数の時間における労働がさせる日数の間においては1週間においては1週間においては1週間においては10分働時間の限度は50時間、②対象期間が30月を超える過の制度は10時間、13日の労働時間の限度は52時間、④対象期間が30月を超える過の制度は連続3日以か、月至超える週の制度は5時間、10分割期間を超さる場合、48時に2日に公内と期間を超さいた名間間を超さいた名間では10分割には10分割に10分割に10分割に10分割に10分割に10分割に10分割に10分割に	C	1	1年単位の変形労働時間制は、労働者の生活別計を損なわない範囲内において労働時間を弾力化し、週休2日制の普及、年間休日日数の増加、業表の繁閑に応じた労働時間の配分等を行うことによって労働時間を記縮することを目的とするものであるしかしながら、特定の期間に労働日及び労働時間集中させることは、過車労働による健康管室を発させることも懸念されることから、1年単位の変形労働時間制をとる場合においても、労働時間の限度連続して労働さる日数の限度等の要任を維持する必要があるものである。よって、御要望の内容は上配の変形労働時間制の趣旨や過重労働対策とととはできない。	らろう ・を 目分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(社)日本経済団 連合会	<b>*</b> 5	А	1年単位の変形労働時間制の規 制緩和	①区分された期間の労働日・労働時間の決定を、期間の初日の1週間前までに緩和すべきである。 ②対象期間における連続して労働させる日数の限度を12日とすべきである。 (2対象期間の労働時間の限度を00時間とすべきである(10時間)×6日。 ③1週間の労働時間の限度を00時間とすべきである(10時間)×6日。 (4対象期間が3ヵ月を超える場合の労働時間週48時間超の週に係る規制を撤廃すべきである。	経営環境の変化が急速な中では、30日前に翌月の負荷正確に予測することは困難である。そも活動等の労働時制度の下で事前の休日、各日の所定時間数の特定は最付けられていないのに対し、1年単位変形労働時間制では区分布の労働日数、総労働時間数を特定することが求めれており、労働者の生活の予定が立てられるようにする配はされているため、労働者の集はは一般では、連続して労働させる日数の限度は「週間に日の日が確保である数、すなわち最大で12日であった。対象側間が3月以上の台における限度時間が高端と対域、設定されているほか、労策環境・作業負荷の軽減が進んでいるため、労策機・作業負荷の軽減が進んでいるため、労策機・作業負荷の軽減が進んでいるため、労策機・作業負荷の軽減が進んでいるため、東、生活のリズム等に及ぼす影響」はない。	間 各 合 虚 労働基準法第32条 の4 労働基準法施行規 則第12条の4	厚生労働省労 働基準局監督 課	1年単位の変形労働時間制にかかる要件は次のとおりである。①対象期間を19月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該各期間の少なくも30日前を2かるところにより、当該各期間を認めるところにより、当該各期間を認めておいては、20分略(②対をせる日数のに対いては、20分略(②対をせる日数のに対いては、20分略(②対をせる日数のに対いては、201日の休日が確保できる日数には10時間、1週間(の対象期間には10の休日が確保できる日数に10時間、1週間(の対象期間があり月を超れる場合、48時間を加入する週の制度は25時間を入る場合、48時間を配入する週の制度をの利用を超える週の制度をのかり、対り月ど上の大を期間を表の30日以内。
5057	7 5057001		G41	z1:	3028	享生労働 省	労働基準 法第32条 の3	すべての労働日について始業及び終業の時刻を労働者の決定に要ねることが、フレックスタイム制の導入要件となっている。	0	I	プレックスタイム制は、始業・終業時刻の決定を労働者の決定に委ねることで、労働者がその生活と付事との場がたるの生活と付事との場所を図りながら効率的に働くこかできる。度であるが、労働者が労働しなければならない時間帯(コアタイム)を労使協定に規定することもにより、こしかっスタイム制を導入することもできるものである。コアタイムを設定することもがき、カらかりめコアタイムを設定することで対応可能であるもの等も可能であることから、御要望のような場合には、あらかりめコアタイムを設定することで対応可能であるものである。また、そもそも、フレックスタイム制の下でも、業務への包括的な指示は可能である。り、労働者人が当該指示を踏まえて、始業・就業時刻を決定することも可能であることからも御要望にお応えすることはできない。	土制引力。こうだい ドナ	(社)日本経済団 連合会	体 6	А	フレックスタイム制の全労働日適 用要件の緩和【新規】	特定の日または曜日、あるいは清算期間内の一定の日 数について、あらかじめ就乗規則等に定めることを条件 に、始業・終業時刻管理を通常の労働時間管理に戻すこと を認めるべきである。	フレックスタイム制は、労働時間管理を労働者本人の決に受わるもので、個々人のライフスタイルに合わせた柔軟働き方を可能にするとともに、労働時間の削減、健康管理子育で支援など様々な面で効果が見込まれる。しかし、現制度では、対象期間中の全労働日について、対象、終表制がの決定を労働者本人に受わる必要があるため、例えば、客対応や立会作業等で月のうち何日かは使用者が始ま;業時刻を指定する必要がある労働者には適用することが、またい。このため、そうした労働者・フレックスタイム制の恵恵を受けられるようにし、制度の一層の普及を図るべきである。	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	働基準局監督	すべての労働日について始業 および終業の時刻を労働者の 決定に委ねることが、フレックス タイム制の導え。 る。

要望管理等	要望事 項管理 番号	分割補助番号	精 持 統1			所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5070	507000	1	G44	11 z	13028	厚生労働省	労働基32労 労第32労 が第32労 東京 第3準規 第03 第12 第03 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12 第12	たとしても、一定時間を時間外労働技が いとしなければならない月外発生する。 こうした状況を回避するためには、フ レックスタイム制を適用しない日を設け るか、あるいは、平成9年3月31日基発 328号の通達で定める要件を満たす必 要がある(同通連は、①週休2日で、か		IV	曜日の巡り等によるフレックスタイム制の運用の2都合を解消するため、当該通達により1か月の端数日の時間計算の特例を認めているところであり、ごの場合には、労働時間の偏り等、不当な長時間労働を助長するおそれがあるため、厳格な要件を設けているものである。後の月において各週及び各日に法定労働時間勤務するのであれば、現行制度において特段の不都合はないものである。しかしながら、例えば、29日を基算日とするがの翌月1日、2日、3日の労働時間が活走党労働時間が過入場合には、当該週の実労働時間が過剰があるしないためにも御要望にお応えすることはできないためにも御要望にお応えすることはできない。	女・・・ナも・・・周りに長	社団法人 日本自動車工業会		D)	週休2日制の場合のフレックスタ イム制度の適用について	完全週休2日朝を実施し、年所定労働時間協定において週 平均40時間を下回る協定を結んでいる場合においては、 清算期間1ヵ月の所定労働時間を「1日の所定労働時間の 時間)×清算期間の所定労働日数としても、ご思念の 当な長時間労働を削見することにはならないと考えられ る。通達使行のうち、特に「329日日を記算日とする1週間における実際の労働時間の和が週末定労働時間を超え るものでないこと」との要件の緩和を要望する。	れていること 8(3) 当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働者の実際の労働日ごとの労働時間が過去定労働時間を超えるものでないこと (4) 清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむ	のとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い	労働基準法第32 条の3 労働基準12条の3 平成9年3月12条の3 平成9年3月1日 基発第228号	厚生労働省	・平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目
5070	507000	4	G44	2 z	13027	厚生労働省	法第32条 の4 労働 基準法施 行規則第	1年単位の変形労働時間制にかかる 要件は次のとおりである。①対象期間 を1か月以上の期間ごとに区分対象 ととした場合においては、当該各期厚生 か初日の少なくとも30日前までにより、当時間 の初日の少なくとも30日前までにより、当時間 におけて変更のるところにより、当時間 におけて強制におけるが働いては1週間 において進制して労働が間の限度は30回 において進制でできる10時間、3回 間の労働時間の限度は10時間、3回間 間の労働時間の限度は10時間、4回 第期間が3か月を超える縁の1日、49時間 を超える週の制限は連続3日以内、月 と超ス多週の制限は連続3日以内、月 とに区分した名期間で48時間 える週の初日は3以内。	С	I	1年単位の変形労働時間制は、労働者の生活設計を損なわない範囲内において労働時間を弾力化し、週休2日制の普及、年間休日日数の増加、業者の緊閉に応じた労働時間の配分等を行うことによって労働時間を延縮することを目的とするものであるしかしながら、特定の期間に労働日及び労働時間集中させることは、通軍労働による健康書を発生させることも懸念されることから、1年単位の変形労働時間制をとる場合においても、労働時間の限度連続して労働させる日数の限度等の要件を維持する必要があるものである。よって、御要望の内容は上記の変形労働時間制の趣旨や過重労働対策との変形労働時間制の趣旨や過重労働対策となき性を欠くこととなるため、御要望にお応えすることはできない。	380 of Ed.	社団法人 日本自動車工業会	4	Α	1年単位の変形労働時間制の規 制緩和	経営環境が激変する中においては、業務の繁閑に対し柔 教に対応することが求められる。そのような中、1年変形労 朝に対応するために大変務の繁閑に対応するために は大変有効な制度である。しかしながら、現行の厳格な要 件が急激を変動に対応できない場合が出くきている。 現行の要件の緩和を要望する。	らない。 ②対象期間において連続して労働させる日数の限度は 6日(特定期間においては1週間に1日の休日が確保で きる日数)。	経営環境の変化が急速な中では、30日前に翌月の負荷を正確に予測することは困難である。 また就労環境・作業負荷の軽減が進む中で、現行の規制は、業務の繁閑への柔軟な対応が妨げられている。	労働基準法第32条 の4 の4 対動基準法施行規 則第12条の4	厚生労働省	・平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目
5009	500900	1		z	13029	厚生労働 省	介護保険 法条の29 1項及項 第2項	ラ 寺か週切かつ円滑に介護サービスを 利用することができる機会を確保する。 ためにハニされることが必要なものを	c	I	介護サービス情報の公表制度では、基本的な事実情報であり公表だけで足りるもの(基本情報)につしては、介護サービス事業者・施設から部立を客観にこり書きるのみとしている。また、事実かどうかを客観にに調査することが必要な情報(脚を情報)については、都道府県(又は指定調査機関)が中立・公正に調査を行った後で公表することとしている。当該調は、要介護高齢者等である利用者に適正な情報を提供するための客観的な仕組みであるため、当該提案を認めることは困難である。	、	特定非営利活動 環境ISO自己宣言 相互支援ネットワー クJAPAN		Α	介護サービス情報を自己調査・報 告するシステムの確立【追加】	きは、同条第2項の調査を受けなくてもよいこととし、事業 者に自己調査・報告する余地を与える規制の緩和を要望し ます。 同条第2項に「ただし、介護サービス情報を公正かつ適正 に報告でき得るものとして厚生労働省令による方法で前項	業の運営を管理し、継続的改善を行い、内部監査に厚 生労働省の基準に適合するかどうかの確認を含めま 、す、事業者は、監査結果を当該省令で定める様式に取 りまとめて介護サービス情報として報告します。 当団 休は添付資料で示す当該省令に適合する「介護・福址 サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を提供 し、内部監査で得られる介護サービス情報を知事に報	介護保険法第115条の29第2項の目的には介護サービスにおける悪意や劣悪さ、思い遠い、など「負の側面」の排除も含まれるこの排除には年1回のスポット的な調査より「継続的改善」を主張せずるい3日14001の管理手法が優れてると思われます。大多数の善良な事業者に定期的調査を受けることを強制するより、日常的に介護サービスの質の向上を目指す習慣を付けさせるように管理する事業者を育成、誘導すべきと考えます。	7年0月29日 法 律第77号) 第115条の29第2	厚生労働省	介護・福祉サービス の質の自己評価・方法開示支援ソフトモ デル      ○添付資料1:     rww.selfded.jp/NewSelAsess/h     youka000.htm     のモデルはより窓は4001規格を ペースにして開発中のもので、これを事業をの管理に用いてもらい、介護サービスを書画している。 効果的なものにするため、このソフトには社会福祉法に係る自己評価支援プログラムを含めて     いる。      小護保険法 第77号     (第115条の29)

												_	- 1277011714	~+~0	氏间開放安望書(2006めし	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
要望管理程 号	要望事 項管理 番号	分割补助番号	新 統合	管理コー		該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里俚 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5009	500900:	2		z130	130 <sup>厚生労働</sup> 省	法第78条 第1項、第	社会福祉法第78条第1項において「社会福祉法第78条第1項において「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことでめ他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立て及提供するよう努めなければならない」を表しました。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	e		要望主体は、サービスの質の自己評価の位置づけや評価基準を明確にすること及び事業者に選択する自由を与えることを要望するとともに、自ら開発するソフトを事業者に選択するとにはり事業者の己評価を支援する意思を表明している。ま、事業者自身の自己評価が必要なことは社会福祉法第78条第1項においても明らかであり、詳しているがら自己評価は可能である。更には、第三者評価の受審時には質の向上に向けた取り組みが組織的に行われているが(特制が内部で整備されているか)についても、ガイドラインにおいで評価項目としている。また、事業者の選択の自由については、そもそも国のガイドラインは直接事業者に評価の受審を義務づけるものではなく、また、自治体が実施する事業における時価の受審と事業者のである。従って、要望内容についての規制自体存在しないものである。	ī :	特定非営利活動法 人 環境ISO(自己:セフ 有互支援 クJAPAN	2	А	社会福祉法に係る福祉サービス の質の自己評価・開示方法の明 示	同法では、事業者は自らその提供するサービスの質の評価をすることとされている。現行では、第二者評価を受けるとか「通知」作理受されていることか。「自己評価」の質の自己評価を乗なり自己評価が決立が、「特制用示法を厚生労働省令で定めて自己評価の法的位置付けを明確にし、事業者に選択の自由を与えることを要望します。」と、「成者の主などを関係を受ける。」と、「表表に選択の自由を与えることを要望します。」と、「成者の主義を関係を受ける。」と、「表表」に対していただきたいです。	社サービス事業の運営を管理し、継続的改善を行い、 内部監査に厚生労働るの基準に適合するかどうかの 確認を含めます。事業者は、監査結果を当該省令で定 める様式に取りまとめて福祉サービス情報として報告し ます、当団体は添付資料で示す当該を有い適合する 「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソ アトバモデルを提供し、事業者がこれを用いて日常的に	極い、なと「良い助国」が保険でしまれなす。 いか呼称にはる 年1回のスポット的な第三者評価より「継続的な書」を主眼と するJISQ14001の管理手法が優れていると思われます。 大 多数の番負な事業者に第三者評価を受けることを推奨する より、日常的にサービスの質の向上を目指す習慣を付けさせ オーロに発用する事である。 発達するそれを表する。	付「福祉サービス第	写生労働省 1	介護・福祉サービスの質の自己評価・方法開示支援ソフトーモデル
5010	501000	1		z130	厚生労働31 省、環境省	・ 場に 3 浴 1 等等 で 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	- -	е	-	浴槽水を含む公衆浴場における衛生措置については、地方自治法上の自治事務として、都道府県等においてその具体的な内容を条例で定める盲公衆浴場法で規定されており、国においては当該内容の規制は行っていないところである。		株式会社 ヒロ	1	А	「濃縮温泉水」を温泉法に基づく 温泉として温泉利用幹可対象とし でもらいたい。	・環境省においては「濃縮温泉水」は、ゆう出口における状態を分析することにより「温泉」かどうか判断されることから、人工的に製造しているため成分の変更があるので、温環及(グタンクローリーの温泉供給といった。源泉以外のものに接触しているこからのは自然の変更があるので、温漏度など多ンクローリーの温泉供給といった。源泉以外のものに接触しているこから向いた自分には自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は自己は	申 粘 た 沃 什 士 ス ー し	・「濃縮温泉水」は源泉温泉を人為的に加工し、水分のみを 素発させ、一次的に成分を指定された所定の濃度に濃縮す ・「濃縮温泉水」は使用する指導において所定の倍率によ リ、水道水等で希釈すれば元の源泉温泉になる。 ・「濃縮温泉水」は安全及び梅生面において、水の腐食等が ないために最も有効であり、レジオネラ属等の繁殖もしにく いために最も有効であり、レジオネラ属等の繁殖もしにく いために最も有効であり、レジオネラ属等の繁殖もしにく いために設備対策及び容楽。助力ビ対策にも使立つ。優れも のである。 ・国内の限りた認識の下の温泉が全国の温泉の80%以上も 存在していることを、平成15年7月31日付けで、公正取引委 員会の報道発表があったが、未だして著されてい、よっ て、天与の影みでもある温泉事業は、何処までも偽りがない。 本物温泉としてあるべきで、この点、財温縮温泉水」は、正 に本物温泉としてあるべきで、この点、財温縮温泉水」は、正 に本物温泉としてあるで、での点、砂のない、温泉として温泉法に基づく温泉利用約可対象としてもらいた。 ・アドビー性皮膚炎専門医及びアドビー性皮膚炎患者から 「濃縮温泉水」の公衆治場使用早期実施を求める要望が多 数寄せられている。	·温泉法 公衆浴場法	·環境省·厚生 労働省	
5011	501100	1		z130	総務務省省省 新務務生 開軍 132 132 132 132 132 132 132 132	労務士法	既に士業間の「相互乗り入れ」は認められている。	е		社会保険労務士の独占業務について社会保険労務士法第27条但書は、「政令で定める業務に付随して行う場合には、この限りではない。」と規定し、これを受け、同法施行令第2条で、「公認会計士、税理士が行う財務書類の調製等の業務」を規定してより、既に士業間の「相互乗り入れ」は認められている。		国民利便·負担軽込 推進協議会	i, π	A	各士業間における業務制限(禁止)条項を相互に緩和する措置の 制定	務士、土地家屋調査士、海事代理士等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない書類の作成・申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範	法人股立登記、事業目的変更を記等の司法書士業務 を行う場合、司法書士がその登記手続きに関連して、 権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合。祝理士が関与している法人の変更登記等を行う場合。行政書士 社労士等が記帳会計や宣急計算を行っている小規模法人の投務申告業務を行う場合・土地家 屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記を行う 場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接 に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。 (具体的には、各士業の業務制限条項に但書を付加す	おける業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減の	税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社	法務省、財務 省、総務省、厚 生労働省、国 土交通省	

要管	望要		分割補助番号	統合	管理 コード		該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5(	5 4	16001			z13033		条 协 医療法院	2 医療機関がエックス線装置を備え付ける場合には、エックス線装置を備え付ける場合には、エックス線使用に係る安全全確保のため、構造設備について使用前検査を行った上で都道府県知事等3 の使用許可を受けることを義務付けて			医療機関がエックス線装置を備え付ける場合には、エックス線使用に係る安全確保のため、結婚達設備について使用前検査を行った上で都道所県知事等の使用許可を受けることを義務付けている。一方で、構造設備に関する使用前検査については、平成12年に簡素化を行い、エックス線装置の使用室の変更を件わない装置の更新又は増設等、都道府県等において軽板変更と認める場合には申請者による自主検査を認める場合には申請者による自主検査を認めて形裁車やMRI措動車をレンタルして継続的に用いる場合において自主検査を認めるかどうかにていても各都道府県等の判断で対応可能である。		<b>株式会社フリー</b> /			レンタルCT搭載車・MRI搭載車、 レントゲン車の取り扱いを全国で 簡素化、統一。	医療機関がレンタルCT搭載車、MRI搭載車をレンタルする時に、添付資料1)群馬県医第229-3号「医療機関が診療用エックス線装置を搭載した車輌を断線的に使用する場合における医療法上の手続きについて」(受わり、断線的に使用される限り、使用の当初以外は使用前検査がなされないこととなる) に添った対応を全国都適府県、政令指定指定部のに重か、大力の一般では、大力の一般では、大力の一般で開から、医療機関がCT車、MRI車をレンタルする時に、初回のみ使用許可等を行い、レンタル契約(月1回、2回など)が継続しているかぎり、破棄届けを出さない。よってレンタル毎の使用許可等を行い、レンタル契約(月1回、2回など)が継続しているが支援といるがでは、大力の一般りに手続き費用(約48000円)が発生し、契約が継続している限り以後は手続き費用(約4800円)が発生し、契約が継続している限り以後は手続き費用(約4800円)が発生しないない包括的手続き求める。	都市に出す。通知例: ICT・MRI車の取扱については医療法に則以、届け入れ、または構造変更許可、使用所可、X線装置届け入れが必要である。また使用をしなくったら破棄品が必要である。よって7月1回、毎週、4回/年など継続されうるものは破棄届の必要性はない。 継続性がある場合の証明はレンタル契約書、知を書いる場合である。 1点で石月1回、毎週、4回/年など継続されうるものは破棄届の必要性はない。 継続性がある場合の証明はレンタル契約書、知を重要が重要を表している。 2000年の観点が表しませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	諸外国の実例 アメリカではCT車1600台 MRI理1700台、PET車400台 が既にあります。イギリス、ドイツ、オランダ、フランスでも固 定装置の約15%は車車はやれています。欧米諸国は「医療機関的高級装置を持っつではなく、共同用することにより、合理化、採算化するために使用されています。このような 良いサービスですが、各県の医療法の解釈により規制を受 したい現在、医療機関が0千年、MRI車を通りの手続きが必 群馬県は初回のみ提出と手数料は必要であるが、レンタル 契約が継続している限り、それ以後は上記書類は必要なく、 手数料金を発生しない。代籍県は「摩・関は「あるとは「説券 み)しかし、東京都、亥城県、川崎市、横浜市などは実地毎回に根拠法令1440手を	2項及び医療法施 行規則第1条第3 建物の商型の 変更許可可 2. 医療法第27条 施設使用第5可 3. 医療法第27条 ※189年 ※189年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 ※187年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 ※189年 第187年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18年 第18	厚生労働省	添付資料1) 群馬県医第229 - 場装置を搭機関が診療用エックス 場装置を搭載した車輌を断続的 に使用する場合における医療法 上の手続きについて」。添使資 料21神奈川県に対してある要望 書。添付資料41東京都要対 成計では1年3月1日神奈川県医療 2料11年3月1日神奈川県医療 2米117年3月1日神奈川県医療 2米117年3月1日神奈川県医療 の医療法の搭載を接近の設備がありま 額を医療施設に設置する場合 の医療法の指数があいて が立て株式を指する。 が対して株式を対して、 プロンフレット
50	019 501	19002			z13034	厚生労債省	毒物及及 劇物第3余 第3条第1 7条第11	帝 目的で灯風し、運搬し、右しくは陳列してはならないこととしている。		-	毒物及び劇物取締法において劇物とされているのは、JIS規格が定められているメタノールの原体(工業用練品、濃度99.8%以上)のみである。このため、メタノールを含有する製品であっても濃度が99.8% 満であれば、毒物及び劇物取締法における劇物には該当せず、その販売等についても都道府川型総料電池用に使用されるメタノールの濃度は通常99.8%未満であるものと思われる。		株式会社三井物 戦略研究所	産 2	Α	毒物又は劇物の販売業の都道所 県知事等への登録及び毒物劇物 取扱責任者の設置を要しない電 接メタノール型燃料電池(OMFC)用 メタノールを取り扱う店舗の設置	保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならないこ	も可能となるように、コンピニエンスストア等の小売店で 販売を行う。なお、販売するメタールルについては、液漏 れ等が発生しないよう密閉性の高い容器にメタノール 取扱業者が注入する。メタノール消費後の容器は、メタ ノールを販売した小売店又はメタノール取扱業者が回	燃料電池の燃料として利用されるエタノールの貯蔵、取扱等に係る規制の歳和を図ることにより、燃料電池の流通及び利用を促進し、もってエネルギーの消費多様化に資するもの。	毒物及び劇物取締 法第4条及び第7条	厚生労働省	参考資料「直接メタノール型燃料電池(OMFO)に用いるカートリッジのイメージと安全対策」
5(	5034	34007			z13035	厚生労働省	" 法施行规	労働者の預金を受け入れた使用者は 集 毎年、3月31日以前1年間における預 現 金の管理状況を4月30日までに所轄 条 の労働基準監督署に報告しなければ ならない。	b	ш	預金管理状況報告については、労働者の預金の受入れを行う事業場の使用者が当該事業場の預金の管理の状況につき記入し、報告すべきものであるが、同一企業の属する各事業場の預金が本社等においてまる等の場合にあっては、各事場場の管理状況について記入することが困難な場合もあることにかんがみ、その内容については一定の要件を具備している限り、当該事業場に関する状況とすることを可とする等、これまでにおいても理力的に運管用しているところである。このような状況の中で通常理しているところである。このような状況の中で通常理大沢報告の本社一括届出については、事業場単位での届出に係る労働基準関係法令の考え方の整理もしつつ、今後検討していくこととする。		(社)日本損害保 協会	<b> (</b> )	Α	労基署への届出書類の一括届出 化	就業規則の変更届や三大協定の届出と同様に、例えば 労働基準法施行規則第57条で截務付けられている預金 管理状況報告等についても、各事業場ごとの届出ではな く、本社での一括届出を認めていただきたい。		支店や支社が多数あるため、各労基署への届出や報告に 相当なロードがかかっている状況にある。届出や報告の内 容については本社で一元管理をしていることから一括届出を しても問題はないと考えられる。	労働基準法 労働基準法施行規 則57条	厚生労働省	

要望	型 要望 番 項管理	埋一品。	割補	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番(	安里性別(規制改革4/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	5 503500		4			厚生労働済	高保守 在 五 法 、 一 任 安 設 規 生 会 記 規 規 を 合 、 名 の も の も の も の も の も の も の も の も の も の	労働安全衛生法に基づく圧力容器構 造規格において、圧力容器の構造要 件を定めている。		III	上力容器構造規格は、平成15年に性能規定化し、例示基準として、ABMEに基づき制定されたJIS B8265を参照しているので、今後はご指摘のような問題は生じないと考える。特に添付資料・2について、考え方を示せば次のとありである。「40 番号1について、圧力容器構造規格は平成は制定されておらず、日本ではASMEに基づきJIS B8265が制定されておらず、日本ではASMEに基づきJIS B8265が制定されている。圧力容器構造規格は平成15年に性能規定化し、例示基準として当該JIS規格を参照しているので、海外での製作は不可能ではなく、行われているものである。 (2) 番号2について、労働安全衛生法に係る法令・告示の英訳は、ホームページ (http://www.jicosh.grjp./で公開されている。また、日本で申請する場合に和文で表記するのはやむを得ないと考える。 (3) 番号11について、要望事項5057112を参照されたしい。 (4) (海外より機器調達した場合の具体的な事例)の番号2について、圧力容器構造規格では、JIS規格と同等と認められる他の試験方法を用いることができることとしている。 (5) 同事例の番号3について、東国で実施した耐圧、気密試験に同題があれば再度現地で実施する必要があるが、指定外国検査機関が海外で検査とたに入済を書談を引いて、東国で実施した正氏であるが、指定外国検査を機関が海外で検査を場合していて、は、原則・再度 日本国内で検査を行う必要再ばない。 (6) 同事例の番号4について、日本で申請する場合に和文で表記するのはやなを得ないと考える。また、材料は、本来、安全性を確認した上で使用を認めるべきものであるが、一定のJIS材であれば改めて安全性を確認した上で使用を認めるべきものであるが、一定のJIS材であれば改めて安全性を確認した上で使用を認めるべきものであるが、一定のJIS材であれば改めて安全性を確認するためであるが、一定のJIS材であれば改めて安全性を確認することなどは表現を表現する。		石油連盟	1	革A/民 間 G A	1.各種基準/規格のグローバル スタンダード化の推進	・各種法規による基準/規格を国際基準に準拠した内容 に統一するか、共通の技術基準を制定・参照できるように すると共に、改定時期についても整合を取っていただきた い。 一般終的には、各種基準/規格を ASMEに統一するか、共通技術化を図る等対応していた だきたい。 第三者評価による特認制 度を簡素化し、審査期間を短縮して頂きたい。		(1)問題点 関わる技術基準のうち高圧ガス保安法、労働安全衛生法の技術基準、及びJISB8265等については、ASMEを準用した考え方に基づき規定されているが、許容応力、溶接の本の考え方にあるごき規定されているが、許容応力、溶接の本の考え方に一部差異があるため(流行資料-1参照)ユーザーによる照査にはそれぞれの規定を参照する必要がある。・上記基準/規格は、ASME等から必定された場合に改定されるが、次定や規格は、ASME等からの参照範囲が異なり、また各基準/規格は、ASME等からの参照範囲が異なり、また各基準/規格は、ASME等からの参照範囲が異なり、また各基準/規格は、ASME等からの参照範囲が異なり、また各基準/規格に本格器を表している。(2)生じている参響。添付資料-2参照)、海外規格に準拠しているものの各種基準/投格の整合が取られていないため、安価のコストで競技が多生から、海外規格に登しているものの各種基準/規格の整合が、カルトに機合、無済を加り、ブラン・建設において機器を海外から調達しようとした場合、照査に時間を変し、結期的に実現困難な状況が発生する。 「国内各法により許容応力、溶接効率の考え方に差異が効り、ブラン・建設において機器を製作する場合、各法有の技術を指して限者する必要があり、プロジェクト業務量肥大化、及び提出書類状の一因となっている。 ・上記技術基準/規格に合致しない場合、特認制度、添付資料・3)を利用することも可能であるが、第三者評価機関に、たけま物を利用することも可能であるが、第三者評価機関にある対象が表別であるが、第二者評価機関にあり、表別技術に基づ、海外からの装置・機器類、或いは設計基準の導入の妨げになっている。	尚上ガス保女法、 特定設備検査規 則、製造細目告示 労働安全衛生法、		(打造山中/男/
503	5 503500	002				省、経済	衛生法、 電気機械 器具防爆	可燃性ガス等が爆発危険濃度に達するおそれのある箇所において電気機 機器具を使用するときは、電気機械器 具防爆構造規格に適合した防爆構造 電気機械器具化に適合した防爆構造 電気機械器具を使用がまたい。 規格に基づき製造された防爆電気機 規格に基づき製造された防爆電気機 機能具であって、当該構造規格と同等 以上の防爆性能を有するものについて は、当該構造規格に適合するものと見なされる。	1	111	・構造規格については、最新のIEC規格を取り入れるための調査研究を平成18年度に実施しており、その結果を踏まえて平成19年度以降にできるだけ速やかに改正することとしているので、改正後にはIEC規格との不整合は生じなくなると考えている(「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部)別、・構造規格と関連する国際規格に基づき製造された防爆電気機器であって、構造規格と同等以上の防爆で観光をあって、構造規格に適合するものと見なされる(構造規格第5条)。このため、IEC規格に適合した輸入品については、構造規格であるものと見なされる(構造規格第5条)。このため、IEC規格に適合した輸入品については、関内での防爆認証の取得(型式検定合格)に困難を生じることはないと考える。		石油連盟	2	A	2. 防爆機器	・現在、JISとIECの整合および防爆指針とIECとの整合作業が行うれているが、この作業進捗を加速していただきたい。 ・国際基準の所爆検定に合格した機器は、国内の防爆検定の省略もしくは簡素化を検討いただきたい。		(1)問題点 市防爆認証に対する要求内容の相違により、海外電気機器、計談も含めた 子機器の国内における防爆認証の取得が困難な状況が発生している。 「国際基準に基づき的、方面にないて承認された機器を輸入して使用する場合でも、らいに(社)産業安全技術協会の防爆検定を受ける必要がある。(2)生じている/肥念される夢まる。 (2)生じている/肥念される夢まる。 (2)生じている/肥念される夢まる。 (2)生じている/肥念される夢まる。 (2)生じている/肥念される夢まる。 (2)生じている/肥念され、かつ実績もある電気機器、計芸機器等が国内に容易に受力となる。 検定受験のための手続きや検定費用が発生すると共に、検定に期間を要するたの迅速な導入の障害となっている。	電気機械器具防爆	厚生労働省	
503	9 503900	001			z13038	警総法財文省労務務務務部原働省省、学生省	出入国管理及び難民認定法	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更にまたっては、具体的要望内容にあるような事項が要件として明示されていない。	b	I	外国人の在留管理に関するワーキングチーム等 において、今後の検討事項として、日系人等の在留 許可要件(更新許可要件も含む)の見直も基議 なりうるところであるが、現時点においては具体的な 回答ができる状況にない。		外国人集住都市市 議 座長 四日市市 長 井上哲夫		Α	新および永住者の在留資格への 変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の 在留資格への変更に当たっては、①外国人が就労してい る場合、雇用・労働条件に法令違反がな、社会保険に加 入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③ 学齢期の子生がある場合もの子ともが終史しているこ と、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査 項目に加え、それらの実施が不十分又は法令違反がある場合、 在留資格の変更又は在留期間の更新並びいる場場へ、 在留資格の変更と留保し、市区町村や関係機関と連 携して、その是正を図る。子ともの就学や日本語能力の程度 度を審查項目に加える場合、すでに日本に在留している外 国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会 を十分に提供するために、国の責任において必要な環境 を中心に登場にある。		【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、	出入国管理及び難 民設定法第20条、 21条及702条、永位許可ご開するお イドライン(21条) 21条位 21条位 21条位 21条位 21条位 21条位 21条位 21条位	局、厚生労働 省労働基準 局、厚生労働 省年金局。厚 生労働省健康 政策局、文部	

要望管理符号	要望事番 項管理番号	分割補 統合	管理		·管省 該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5043	3 5043001		z1303	19 厚至	障害者の促開律 無強す第37条 第第48条。 第第48条 び第447条	障害者の雇用の促進等に関する法律 (以下)障害者雇用促進法」という。)に おいては、障害者の雇用の促進を図る ため、社会連帯の理念に基づき、事業 主に対して法定雇用率以上の障害者 を雇用する義務を課している。そして、 障害者雇用保進法においては、事業 主の障害者雇用無務の履行を確保するため、雇用率未達成企業のうち雇用 率が特に低い等の条件に除めを命ずる こととしている。また、作成された雇入 れ計画が蓄とは、不適当である場合には、雇用 本が特に低い等の場合には、雇用 本が特に低い等のまで、作成された雇入 れ計画の変更又はく不適当である場合には、雇用 を設定している。また、作成された足 がありまでである場合には、雇用 な計画に従い、百重に対して 計画に従い、自重に対して 計画に従い、自主的な努力によって 計画に従いない場合には、障害者の雇用 を進保する。さらに、事業主がこれらの雇 用を確保するの雇用を進めることを求めている。 さらに、事業主がこれらの雇 用を確保するという社会的制裁を加えることとしている。	c	I	障害者雇用促進法においては、社会連帯の理窓に基づき、各事業主に対して法定雇用率以上の障害者を雇用する義務を課している。そして、事業主の障害者雇用有義務の履行を確保するため、雇用率株達成企業のうち、実雇用率体特に低い等の条件に該当する企業に対し雇人れ計画の作成を命ずるととしている。また、作成された計画が着しており、関する自会の政策を関する動きのでは、関する自主的な努力によって着実に障害者の雇用の場のでは、関する自主的な努力によって着実に障害者の雇用の場合では、関する自主的な努力によって着実に障害者の雇用の場の確保に関する自主的な努力を多り、社会連帯の趣自ではなったいる。まらに、事業主が直正な計画のといる背景としては、雇用関係は労使の信頼を基拠を対している。という社会的制裁を加えたい。では対ない旨を公表するという社会的制裁を加えたといるは事業を関係に関する自主的な努力を使すことが、関連者の適正な雇用を実現する人の結合であり、特に保力ない。皆を公表するという社会的制裁を加えたい。をは、雇用関係は労使の信頼を基調とする人の結合であり、時になりない。自主的な努力を使すことが、重要であり、障害者の雇用を表現する自主的な努力を使すことが重要であり、障害者の雇用を刑罰などの直接的な労力を関するといる情景としては、といって実施しようとすることは必ずしも適切ではないしたがって、当核事業主が社会連帯の理念に基づき事業主の理解と協力を得で障害者の雇用促進をを事業主の理解と協力を得で障害者の雇用促進を表している。といるは、対したがって、当核事業を対社会連帯の理念に基づき事業の理解と協力を得て障害者の雇用の選挙を得ることはものである。したがって、当核事業を対社会連帯の雇用の定義を対している。		菜名展広	1	A	障害者法定雇用率を達成していない事業主に対する措置の強化	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「法」)では、 等素主に対し、法定雇用率1.89%以上の障害者の雇用を義 務付けており、厚生労働大臣はその履行を図るため、障害者 の雇用の促進等に関する法律能行令容別をから、障害者 の雇用の促進等に関する法律能行令容別を決している。 設証入れ計画が不適当と認められる場合には、その変更 を勧告に接着946条第5項」と行なうととされている。当該 能の勧告(法第46条第5項)と行なうととされている。当該 能合し能力・一定の改善がかられない事業主について は、企表を前提とした特別指導を行ない、なお改善の見込 みがない場合には企業名の公表(法第47条)を行なうこと としている。本制度に基づく実際の適用として、まず、平 成12年10月に雇い入計画の作成命令を117社に対して 発出し、翌中か計画を実施した。2年後の平成14年10月 には、このうち21社に対して通正実施動告を発出した。更 を対し、翌中か計画を実施動告を発出した。更 生労働省は平成17年6月24日付で、特に改善の見られな い2社の企業名を公表することでいる。この2社の雇用 状況は、実雇用率19年16上高流たないきわめて低い水準であるが、指導や企業名の公表では支持の対しているが るが、指導や企業名の公表に留まらず、正当な理由な く、第46条第項又は第年6月24日付で、特に改善の見られな い2社の企業名を公表することでいる。この2社の雇用 をが、第4年2年2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年		厚生労働省の調査によると、民間企業の障害者雇用率は、全体としては近年増加傾向にあるものの、平成17年の段階で149%と、法定展用率の13%には程遠い状況にある。障害者雇用学は、全体としては近年増加傾向にあるものの、平成17年の段階で149%と、法定機工業には表記を雇用率に選すべきことを事業主の義務と定めているが、現行の制度では、未達成企業で改善努力の見られないを実に対する有効的な法的手段を欠いている。日本の批准する「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約1982年)1982年)1月において、国家が「障害者である労働者と他の労働者との間の機会的等の原則」に基づき、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討等の原則に基づき、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討等の原則」に基づき、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討等の原則」に基づき、障害者の職業リハビリデーション及び出来が自然を表記している。同条約第2条では、「国内事情及び国内債行に強い、かつ、国内の可能性に応じて」とされが我が国で投票していない企業が多数存在する中で、特定の企業にのみ罰則を作う是正命令を発出することに対し、命令対象企業から、といない企業が多数存在する中で、特定の企業にのみ割削しては、障害者雇力、出計画作成命令、変更動活・適正実施制き、及び報告を対象と表して、対しては、関語者を表して、対しては、関語者を表して、対しては、関語者を表して、対しては、関語者を表しては、関語者を表して、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し	障害者の雇用の係 進等に関する法律 第37、43、46、47の 原書者の雇用の 近等に関する法律 施行令	厚生労働省	
5045	5 5045001		z1304	0 厚生	マジ・参等る1条マジ・及うる成定 摩一師の施要 摩ジ・参等る1条マジ・及うる成定 摩一師の作務を関ルか指は砂・指がのできた。あり指はび師学施 マジ・師及師設 働 労 ( ) 一種 ( ) 一種 ( ) できまる ( ) できまな ( ) できまる ( )	医師以外の者で、はり又はきゅうを 業としようとする者は、それぞれ、はり 師免許又はきゅう師免許を受けなけれ ばならない。 免許は、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することの できるで、三年以上、学材入臣の認定した学校文は厚生労働省令で定める基準に適合 するものとして、文部科学大臣の認定した学校文は厚生労働大臣の認定した学校文は厚生労働大臣の認定したをあのにあれては対節又はきやら師となるのに必要な知識及又はきゅう師は教となるのに必要な知識及又はきゅう師は験に合格したものであって、厚生労働大臣が、これを与える。	c e	1	はり師・きゅう師の養成については、養成所の設置や教育内容について法令上飯格な規制を設けるとともに、国家試験を行うことにより、はり師・きゅう師として必要な知識・技術が身に付いているかどうかの確認を行うなど、その質の確保を図っているところであり、修業年限や教育内容を見直す必要があるとは考えていない。また、はり師・きゅう師は、医業類似行為を行う専門家として、他の医療関係職種と同様に、不断の自研館により質の更なる向上を図っていただきたいと考えており、御指摘のような生態教育の養務化や管理鍼灸師の資格の創設等の必要はないと考えている。なお、現在でも、はり、きゅうを業として行う場合には、はり師免許・きゅう師免許が必要であるとされており、御指摘のようにはに関係なく無秩序に広があり、御指摘のようにはに関係なく無秩序に広があらに、、御指摘のような被施術者との間で情報を共有することを妨げる法令上の規定はない。		社団法人 宮崎県 鍼灸マッサージ師会	1	A	日本国における鍼灸医療の確た る医療化	「日本国における鍼灸医療の確たる医療化」と、その後の、「日本鍼灸医療の世界標準化の実現」を要望いたします。すなわち、昭和29年6月29日他台高裁判決に基づく、鍼灸医療の確定を要望します。 判決・「医業類似行為とは疾病の治療または保健の目的でする行為であって医師。歯科医師、お小摩師、はり師、きゅう師または柔道整復師等の法令で正式にその資格を認められた者がその業務としてする行為でよいものをいう」鍼灸医素は上記の通り医師と鍼灸師が医療として行いまず、ほいまして、昭和29年6月29日他台高裁判決に基づき、日本国における鍼灸医療の水準を確かなものとし、アメリカ台衆国、英国等と同水準またはそれ以上にしなければなりません。	昭和29年6月29日仙台高裁判決に基づく、日本国鍼灸 医療の確たる医療化のために行わねばならない規制 改革 立	日本の鍼灸医学のレベルアップを行うことで、WHOの提唱する鍼灸医学やアメリカ、イギリス等がその国民に対して提供する鍼灸医学と同等以上の医学水準を目指さなければなりません。 日本の鍼灸医学及び鍼灸医療提供体制が中国、韓国並び、に西洋の先進各国よりも下回る事は、日本国の恥であります。現在の低レベル日本鍼灸医学が、特医第9次に提案の通り鍼灸医療の療養要助り扱いに関する規制緩和」のような規制という弊害を作っています。 その鍼灸医学を日本国に同じて日本医療の一部として安全に提供できるようにしなければなりません。また、現在のままでは、鍼灸は法に関係なく無秩序に広がる事になり、法治国家日本の国民にとって後後です。別紙の添付資料もご参照ください。	(鍼灸医療は医療であると決) ②あると決) ②あんまではります。 当時に無いますが、 をゆうになり、 をゆうになり、 をしまする。 は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		別紙に提案詳細を記載いたしました。 版付書類: 日本国における鍼 灸医療の確たる医療化全文別 就付資料②鍼灸医療の養養費 取り扱いに関する規制緩和の為 の活質料③。鍼灸医療の食養費 取り扱いに関する規制緩和の為 のは資料。鍼灸医療の食養費 取り扱いに関する規制緩和(特 区提案)
5048	5049001		z1304		生労働 児童福祉 法	保育所の施設基準については、児童 福祉施設最低基準によって規定されて いる。	c	I	○認可保育所に係る児童福祉施設最低基準は、劣悪な保育環境を排除し、子どもの健全な発達のために必要な最低限のものであり、当該基準を満たす認可保育所がサービス提供の基本であることから、当該基準さえ満たしていない認証保育所について、国が制度として形めることは困難である。のお、認可と保育所の登当本制限については、平成12年に撤廃しており、また。多様な保育ニーズへの対応については、子ども・子育て応援ブランに基づき、保育所のさらなる多機能化をめざすことにより対応しているところである。		東京都	1	A	保育所制度における規制緩和	大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創 設した認証保育所を制度的に認めること。		・現在の認可保育所では応えきれていない、大都市の保育 ニーズに対応できる。 ・多様な事業者の参えとサービスの競い合いを促す制度に 改めることにより、多様化する保育ニーズに応えることができ る新しい保育所設置が可能となる。	児童福祉法	厚生労働省	

															以间别放安主音(2000 <i>的</i> )C						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	と 制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	要量性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 <b>要望内容</b>	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5049	5049002			z13042	厚生労債 省	児童法 福量 児童改基 憲 基 憲	資用を領収しに場合に、品での象別に一号 える影響を考慮して保育の実施に係る 年齢等に応じて定める額を徴収することができる。 とができる。 保育所の施設・設備の整備について は、対助が象付が金行動においてまる。	Property Co.	ш	(リニついては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日開議決定)に基づき、平成18年1月月から直接契約がまにより本格実施される認定こども園の実施状況幸を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について長期的に検討することとなっている。保育料の設定については、仮に保育所において自由に保育料を設定することが可能となれば、特別・配慮が必要な家庭の児童が保育サービスを受けられなくなる可能性があるため、慎重な検討が必要引かなる可能性があるため、慎重な検討が必要引が、「現代18年3月31日開議決定)」(平成18年1月3月1日開議決定)」(平成18年1月3月1日開議決定)」(平成18年1月3月1日開議決定)」(平成18年1月3月1日開議決定)」(平成18年1月3月1日開議決定)」(平成18年1月3月1日開議決定)」(本述1年3月3日開議決定)」(本述1年3月3日開議決定)」(本述1年3月3日開議決定)」(本述1年3月3日開議決定)」(平成18年3月3日開議決定)」(平成18年3月3日開議決定)」(本述2年3月3日開議決定)」(本述2年3月1日開議決定)」(本述2年3月1日開議決定)」(本述3年3月1日開議決定)」(本述3年3月1日開議決定)」(本述3年3月1日開議決定)」(本述3年3月1日開議決定)」(本述3年3月1日開議決定)」(本述3年3月1日開議決定)、「本述3年3月1日開議決定)、「本述3年3月1日開議決定)、「本述3年3月1日開議決定)、「本述3年3月1日開議決定)、「本述3年3月1日開議、大学3年3日開業、「大学3年3月1日開業、「大学3年3月1日開業、「大学3年3月1日開業、「大学3年3月1日開業、「大学3年3月1日開業、「大学3年3月1日開業、「大学3年3月1日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3月3日開発、「大学3年3日第1日第1日開発、「大学3年3日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日第1日	5学) - ようでようでを表示して 10で - 10・11に近ら	東京都	2	Α	保育所制度における規制緩和	現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を 促し、サービスの競い合いによる利用者本位の制度となる よう成本を行うこと。 ①保育所利用方法について、利用者が施設と直接契約で きる制度とすること ②保育料を一定成基準の下に、保育所が自由設定できる ようにすること ③施設整備について、民間事業者も次世代育成支援対策 施設整備受行の対象とすること ④保育所設置基準を緩和すること		①、②保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用 者の選択権に実効性がなく、施設の努力と関わりなく児童が 入所するた場かとなっている、利用者本のサービス担機と 実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上して いく性組みとしている必要がある。なお、特別な配慮が必要な 家庭の児童に対する保育料の設定については、行政の責任 により対か可能である。 ③認可保育所は、設置主体に制限はなく、株式会社等でも 設置できることとなっているが、社会福祉法人等と同様の施 ②保育所の認可権限は都道有県知事にあるものの、その基 準は全国一程の最低基準を必ず満たさなければならない、 ・でいまた、職員定数の全てに保育士資格を求めており、よま、職員定数の全てに保育士資格を求めており、 ・、また、職員定数の全てに保育士資格を求めており、 まず、報見定数の全ていて常勤職員配置が原則とされて いるため、短時間勤務職員の導入ができない。	児童福祉法 児童福祉施設最低 基準	厚生労働省	
5057	5057002			z13043	; 厚生労 <b>債</b>	労働基55% 人物等働基65% 人物等等。 15% 15% 15% 15% 15% 15% 15% 15%	条 カ働 基準 広	į	ш	労働基準法第15条に基づく労働条件の明示については、労働条件の中でも労働契約の期間、賃金等重要な事項を労働者に確実に示すために書面による交付を義務づけており、労働者保護の観点から慎重な検討が必要であると考える。なお、労働基法第15条の労働条件の明示の在り方については、労働政策議会労働条件分針会における労働契法法制の在り方に係る議論の中で御検討いただいているところである。	: 	(社)日本経済団体 連合会	k 2	Α	労働条件の明示の方法にかかる 電子メール等の解禁	派遣労働者に対して労働条件を明示する際に、派遣労働者が希望する場合は、ファクシミリないし電子メールでの通知方法を認めるべきである。 早期に実質的な検討を開始すべきである。		労働者派遣事業では、「就業条件の明示」と「労働条件の明示」を一体的に通知することが一般的に行われている。労働者派遣法の改正により、該業条件の明示については、の変にない。 現場 (政策を) でいます。 は、書面による方式が認められない。 現制改革のメリットが受けられない。 現制改革・民間開放推進3か年計画、再改定)では、「書面による場合といるが、この点については、(道派遣元以外の場所で就労するという派送の場合を限度を確定する観点から検討を行う」とされているが、この点については、(道派遣元以外の場所で就労すが多という、運動を関係では、書面による場合といるに登場であると、(2 郷送に比べ迅速に労働条件の確認が可能となり、労働者の保護に資することなどから、書面による場合と同等の労働者保護を図ることなどから、書面による場合と同等の労働者保護を図ることなどから、書面による場合と同等の労働者保護を図ることができる。	労働基準法第15条 1項,労働基準法施 行規則第5条	厚生労働省省 等	労働基準法第15条1項、労働 基準法施行規則第5条により、 働条件の明示は書面によるも のとされている。
5057	5057003			z13044	厚生労働省	・報に法成律・理る報なをる事講者す(年厚省生産の現代の著作年)、 ・ 理る報なをる事講者は、「年度者を開発して、「日本の取確た業ず置る平7生告59届関人造扱保め者へに指成月労・6月、11年、11年、11年、11年、11年、11年、11年、11年、11年、11	度るア 法 7 を	th C		個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)「以下「個人情報保護法」という。)第22条第項において、個人情報保護法」という。)第22条第項において、個人情報取扱事業者は、同項各号あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを望の出向(候補)・転籍(候補) 矢に提供する場合についてもその例外ではない。したがって、法に基づき策定された雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ず、音措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第239号)「以下管宗」という。及び同解説に、「具体の要望内窓の内容を明示することは法に反するため不可能である。本た、国としては、雇用管理に関する個人情報については、病気、収入、家族関係のような機能による情報を含むことから、当該情報を第三者に提付する際の本人の事前同意については、第三者提供に係る本人の意向が的確に反映されるよう、可能を限りその都度、当該意理確認を行うことが望ましい。考える。	こうり 夜支・こうち こうもよぶ	(社)日本経済団体 連合会	k 3	Α	従業員の個人情報の第三者提供 に関する取扱いの見直し	人事管理上必要な範囲で出向(候補)先 に労働者の個人情報を提供することは第三者提供に当た らない首を、指針および同様説において明示すべきであ る。		個人情報提供の都度労働者本人の同意が必要となると、 労働者は開示に同意しないことによって出向・転籍人事に対 する事実上の圧否権を持つことになるほか、同意後に出向・ 転籍候補先企業が当該労働者の受け入れを拒否すると本 人のモチベーションが下がるおそれがある等、人事管理上支 障が生じる。	雇用管理(に関す正本語を対している。 原用管理(に関す正本語の) 原本 ために手機能の 成功に本業置 (東京 18年	厚生労働省政 策統括官付労 働政策担当参 事官室	雇用する労働者を出向・転籍 せる際、個人情報取扱事業者 よ、出向氏・転籍人場では 場合に本人の同意を取得した。 場合に本人の同意を取得した。 現本のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、

															安半性「	以间册放安主音(2000 <i>0</i> )C						
要望管理:	要望事 項管理 番号	分割補助番号	兼統	充合	管理コード		該当法令	制度の現状	措置の 持 分類		措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	規制改 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057004	4			z13045	厚生労働	労働基準 法第32条 の4の2	。  有について、ヨ該カ側させに期间を平 「		I	労働時間管理は各事業場の実情を考慮して、適切に行われることが原則であり、1年単位の変形労働時間制についても事業場ごとに、当該事業場の実情を踏またらえで適切に労使協定を結び、事業場位で導入するものをある。また、そ七、1年単位の変形労働時間制は、あらかじめ、業務の繁閑を見込んで、それにあわせて労働時間を配う労働の実施であり、そのような業務の繁閑も含めた労働の実施は、事業場ごとに異なるものであるので、御要望にお応えすることはできない。	う実易 to Dans	(社)日本経済団( 連合会	k 4	Α	1年単位の変形労働時間制にお ける変形物間途中の 異動者の時間外清算に関する適 用除外	変形期間途中で他の事業場に異動した場合でも、異動 前事業場と同じ変形労働時間制の適用を受ける(年間の 労働日および各日の労働時間数が変わらない)ときは、賃 金清算の対象としないことを認めるべきである。		①対象期間を1ヵ月以上の期間毎に区分して適用している場合であっても、1各期間における労働日変、総労働目ごとの別間の初の30日以上前に定める労働日・労働日ごとの同意内容が、異動前の事業場目できない。 (2)事業爆性位で1年単位変形分働時間制を運用するという原則の趣旨は、労働時間の実態が事業場で異なりうるため、導入の是非や条件を異にできるようにする点にあり、条件を同じにした事業場間で消算を要求するものではない。	労働基準法第32条 の4の2	厚生労働省労 働基準局監督 で 課	1年単位の変形労働時間制の 線労働機であって、当初設定 上分類象期間の途中で他の事 業場に異動した労働者につい 、異動前の労働時間の平均が 、関動前の労働時間を超えてい た場合、当該超過時間分の労 動については、影増資金を支払 わなければならない。
5057	505700	7		7	z13046	厚生労働省	労働基準条例 物高空間 が高等別 が行理規 が可 が可 が が の の の は の の の は の の の は の の の の の は の の の の の の の は の の の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も の も ら も ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	たとしても、一定時間を時間か労働扱いしなければなっないりが発生する。 してとなければなっないりが発生する。 こうした状況を回避するためには、フ レックスタイム制を適用しない日を設けるか、あらいは、平成9年3月31日基発 3228号の通達で定める要件を満たす必 要がある(同通達は、①週休2日で、か		IV	曜日の巡り等によるフレックスタイム制の運用の不都合を解消するため、当該通達により1か月の端影日の時間計算の特例を認めているところであり、この場合には、労働時間の偏り等、不当な長時間労働を助長するおそれがあるため、厳格な要件を設けているものである。(御要望の通り、どの月においては、法定労働時間勤務するのであれば、現行制度において特段の不都合はないものである。しかしながら、例えば、29日を起算日とする週の翌月日、2日、日の労働時間が法定労働時間を超える場合には、当該週の実労働時間が高大定労働時間を超える場合には、当該週の実労働時間が高大定が最初を担いためにも御要望にお応えすることはできない。	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	(社)日本経済団 連合会	7	A	週休2日制の場合のフレックスタイ ム制の適用	平成9年3月31日基発228号の要件のうち、「週休2日の要件」以外のものを削除し、これにより、週休2日でフレックスタイム制を選用する場合、法定労働時間数値・動務しても時間外労働が発生することのないようにすべきである。		現行制度は運用が煩雑であり、フレックスタイム制の導入 を阻害する要因となっている。週末2日制を条件とすれば、労 傷時間の偏り等、不当な長時 い。	労働基準法第32条 分割基準法集63 期第12集673 平成9年3月31日基 発第228号	厚生労働省労出 湯 本名 人名	選休2日でフレックスタイム制 運用する場合、曜日の巡りに こつては、法定労働時間数(8時間)とおりに勤務したとしても、 定時間を時間外労働級いとしなければならない月が発生す。 こうした状況を回避するためには、フレックスタイム制を適用、 ない日を設けるか、あるいは、 平成9年3月31日基発22号の 虚変で定める要件を満たす必要がある(同通達は、①週年8日 で、かつ、②29日を発す日とす。 77日間の東労働時間が旬時間 超えず、③各日の労働時間が 超えが、36日に駆り、時間外 粉として扱わないこととしている。 る)。
5057	5057008	8		2	z13047	厚生労働	労法 労法制 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	4. 当談来物の強打の子校及い時間的な 分の決定等に関し使用者が具体的な 指示をしないこととする業務であること 平成16年1月1日から改正労働基準 法が施行され、企画業務型裁量労働 制については、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使 委員会を設置し、当該委員会がその姿 員の5分の4以上の多数による議決に にはまた・サルス車項に押するい姓を	ь	I	裁量労働制の在り方については、現在、労働政策 審議会労働条件分科会における労働時間法制の在 り方に係る議論の中で御検討いただいているところ である。	Ξ	(社)日本経済団体 連合会	8	Α	企画型裁量労働制に関する対象 業務の早期拡大	営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に企画 型裁量労働制を適用するため、同制度の対象業務を大幅 に拡充する、もしくは対象業務の制限を原則撤廃すべきで ある。		企画型裁量労働制をホワイトカラー労働者に広く適用することで、自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となるほか、企業にとっても、労働者自身が「仕事の買・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる「今後の労働時間制度に関する言及がなく検討が不十分である。包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねているあ。包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねている、マリイトカラー労働者に増えており、現行の対象範囲に抜すぎる。営業戦であっても、個々人が異なるこ一ズ等を分析しながら企画提案を行うケースも多くみられ、対照を選出して対象外とすべきではない、対象を配配は、業務実態を知る個別労使に委ねるべきである。	労働基準法第38条 の4	厚生労働省労 働基準局監督 課	企画型裁量労働制の対象は、事実の適当に関する事項につての金画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の負責上これを適切に基分動者の成立にかられる必要がある1業務であることとされている。

要望管理符号	要望事 項管理 番号	分割補助番号	統合		所管で	省該当			措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安主性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057		9		z130	18 厚生学	第344200 (1241)	基準 4 当該業務の遂行の手段及び時間高 切の決定等に関し使用者が具体的な 指示をしないこととする業務であること 75 平成16年1月1日から改正労働基準 15		1	裁量労働制の在り方については、現在、労働政策 審議会労働条件分科会における労働時間法制の在 り方に係る議論の中で御検討いただいているところ である。	E	(社)日本経済団 連合会		間開放 C	企画型裁量労働制に関する手続きの簡素化の早期実施	①労使委員会の決議に替え、労使協定の締結等により制度導入ができるようにするべきである。 ②本人同意要件をなくすべきである。 ③労働基準監督裏への周出が義務付けられている報告 書の届出頻度を現行の6ヵ月以内ごとから1年以内ごとに 延長するべきである。 ④勤務状況の把握義務をなくすべきである。		①「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」(2006年1 月27日)は、労使委員会の設置負担を理由に中小企業でそ の設置を求めないことを提出でいるが、設定の貴田といるで 手続きの負担は中小企業に限られるものではなく、広節かつ 大幅な手続き緩和が求められる、労使委員会の決議要件を 廃止することで、制度の利用拡入を図ることができる。 ②専門型裁量労働制の3台、本人口高は要件となっておら ず、企画型数労働制につしても同様とすることが望まし い。例えば、チームで仕事を行う場合、チームの中に企画型 製量労働制同に同意しむ者がいると、業務に支障をき たしかねない。また、同意した者を同意しない者を区分して管 理することはま即電である。 ③労働基準監督署長に対する報告書の届出は、実務上負 担たなっている。 ④動務状況の把握は、労働者の健康への配慮措置として義 務付けられているところ、健康への配慮措置として義 務付けられているところ、健康への配慮措置として義 務付けられているところ、健康への配慮措置として義 を を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の4 平成15年10月22日 厚生労働省告示第	厚生労働省労 働基準局監督 課	①企画型裁量労働制を導入するには、労使委員会を当該事業場に設定し、労使委員会を当該事業場に設定し、労使委員会で決議を行わなければならない。②企画型裁量は労働制を適用する本人の同意と得なければならない。③制度適用上、途中書は69月に公画型数量が動制に関する報告をしなければならない。④制度適用時刻用の記録等による方法により、出意時刻用の記録等による方法により、日本とは予議を労働制を適用者が対象があるの労働時間の状況等の勤務者の労働時間の状況等の勤務者の労働時間の状況等の勤務状況を把握しなければならない。
5057	5057010	D		z130	[9] 厚生 <sup>注</sup>	<sup>」 劉</sup>  法第3	管理・監督の地位にある者等について 基準は、労働時間規制の適用が除外されて 17条 いるが、深夜に労働した場合には労働 条 基準法第37条に基づき割増賃金が支 払われなければならない。	5 b	Ι	管理監督者に対する深夜業規制の適用除外については、現在、労働政策審議会労働条件分科会における議論の在り方に係る議論の中で、管理監督者の範囲等の見直しも含めて、御検討いただいているところである。		(社)日本経済団 連合会	体 10	Α	管理監督者に対する割増賃金支 払い義務の見直しの早期実施	現行の管理監督者に対する深夜業規制の適用除外について積極的に検討を行い、早期に実施すべきである。		使用者と一体的な立場にある管理・監督職は必要に応じ深 夜業を行うことが求められる一方、製造現場における交替動 務のように深夜業が常態となることは考えにくく、深夜寒の規 制について適用を除外しても保護に欠ける族性はない。 「規制な事・民間開放推進さか年計画(再改定)」(2006年3月 31日)では、管理監督者の部立ない、管理監督者の能力と 制の適用除外について検討するとしているが、一体的に検 計なならない理由はない、管理監督者の範囲の員 直しとは切り難して、現行の管理監督者に対する深夜業の 規制の適用除外を検討すべきである。	労働基準法第37 条、第41条	厚生労働省労 働基準局監督 課	労働基準法第41条は同法第4章、第金章及び第章後の2で定め 金、第金章及び第章後の2で定め 労働時間、比較及び休日の規 定を適用除外としているが、深 変象の関係規定(第37条の関係 部分及じ第67条の規定)は適用 除外とされるものではない。した 次でに労働させる場合は、深夜 業の割増減ならない。 ばならない。 ばならない。 ばならない。 は は は は は は は は は は は は は
5057	5057011			z130:	50 厚生学	<b>小</b>		b	I	解雇のいわゆる「金銭的解決制度」については、 現在、労働政策審議会労働条件分科会における労 働契約法に係る議論の中で御検討いただいている ところである。		(社)日本経済団 連合会	体 11	Α	解雇の金銭解決制度の早期導入	2006年度の早期に結論が得られるよう、解雇の金銭解決 の導入要件について積極的に検討すべきである。		金銭賠償による解決策が労使双方に提示されることにより、紛争の解決方法の選択肢が増え、紛争の早期解決に資するととも、労働力の流動化、中長期的には経済の活性化につながる。使用者側からの金銭解決の申し入れについては、いかなる解雇について思診めるのではなく、ネガネプリストにより一定の解雇を除かするなどすれば、使用者による濫用の懸念を払ばできるので不都合にはな、2002年12月26日の労働政策審議会建議(「今後の労働条件に係る制度の在り方について」)では、解雇の金銭解決制度の必要性を謳っており、これ以上の結論先延ばしば問題である。	労働基準法第18条 の2	厚生労働省労 働基準局監督 課	解雇については、判例における解雇権濫用法理および同法理を明文化した例為基準法第18条の2によって酸く制限されて、必る。また、中いゲビに場合、裁判では当該解雇が有効であるか無効であるかの解決しむないため、妥当な紛争解決に至らなかったり、早期解決が妨げられている場合もみられる。

5	要望 男理番 耳	要望事	分割補助番号	統合		所管征				措置の	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望	安宝性 別規制改		具体的 具体的事業の		要望理由	根拠法令等	制度の	その他
	号	057012	助番号	NL G	z1305			管理・監督の地位にある者等については、労働時間規制の適用が除外されている。		内容 I	自律的労働にふさわしい制度の創設については現在、労働政策審議会労働条件分科会における労働時間法制の在り方に係る議論の中で御検討いただいているところである。	, T	女主工作 (社)日本経済団( 連合会	号 !	革A/民放 同 A	(事項名) ホワイトカラーエグゼンプション制度の早期導入	要望内容 管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者など一定の 要件を満たす労働者等を労働時間規制の適用除外とする ホワイトカラーエグゼンプション制度について、対象者の要 件が客観的かつ包括的なものとなるよう留意しつつ検討を 行い、2006年度の早期に結論を得るべきである。	あと基上げ、ま裁ホ行間す度用	ホワイトカラーの場合、労働時間と非労働時間との境界がいまいであり、ブルーカラーと比較して、労働時間と仕事量の関連性が低いにもかかわらず、公の賃金は労働時間を提に計算されている。そのため、効率的に民時間で成果を上げた労働者のよりま党が事的に長時間動いて同じ成果を上げ、労働者の方が、結果として組織が多なるといった矛盾が生じる。 また、多様な働き方を実現するためには、労働者が自己の一分で労働時間を弾力的に適用できる制度が必要である。 量で労働時間を弾力的に適用できる制度が必要である。 一般で労働時間を弾力的に適用できる制度が必要である。 一般で労働時間を弾力的に適用できる制度が必要である。 一般で労働時間を弾力的がつ自由で多様な働き方を可能とる社会の形成を目指すべきである。 「今後も働き方を可能とる社会の形成を目指すべきである。「今後も働き方を可能といる研究会報告書」(2006年1月27日)が提案する適能外者の対象者は限定的であり、その基準も不明確であっため、上記を十分達せられない制度となることが懸念される。			(特記事項) 管理監督者等に限って、労働 時間規制の適用が原則的に除 外されている。
5	057 50	057013			z1305	2 厚生労省	職業等第5.1 6 32条第 12、条	、第 9 のことをは、これを文理しないことが の できる。 の職業紹介事業者等は取り扱う職種 533 の範囲その他業務の範囲を完めること	c,d	Ι	○ 職業安定法(以下「法」という。)第5条の5及び第5条の6において、職業紹介事業者は末人及び、第6条の6において、職業紹介事業者は末人及び、第6条の6において、職業紹介事業者は末人及び、第の中込みは全て受理しないにどができるとされているが、当該申込みの内容が法令に違反するとき等は、これを受理しないことができるとされているとってある。 ○ ご提案の「求人企業の取扱基準を定め、問題は合業の5条の5において、求人申込みの内容が法令は遠反する等、明白な事由に限り全件受理原則のが規定を設けている趣旨に鑑みると、個々の企業を設することに記載することには困難できる。 ○ しかしながら、法第32条の12第1項及び第2項及びそれを読み替えて適用する法第33条第4項において、職業紹介事業者等は取り扱う職種の範囲等と定め、と定めることができ、取扱職種の範囲等を定め「生労働大臣に届け出た場合、厚生労働大臣に届け出た場合、厚生労働大臣に届け出た場合、厚生労働大臣に届け出た場合、厚生労働大臣に届け出た場合、厚生労働大臣に高け出た場合、原生労働大臣が意取取職種の範囲等が「特定の者に対し不当など認め変更を明別に第5条の5及び第5条の6)は、その範囲において、別的取扱いをするもの」による第0条の前まれている。 ここでいう「特定の者に対した場合、「生きの場合とは、個別にその可含を利肌に、ここでいう「特定の者に対して当なが記されている。」とは、国別の規定に基本、特定の属性を持つ者に対して発力を行う意図を持っていると推定される場合等が話とするが、社会的報者等についてのみ業務対象とするが、社会的報者等についてのみ業務対象とするが、社会的報者等についてのみ業務対象とするが話とは、個別にその可含を利肌しているとである。すなわち、ご提案の「きまざまな属性で対象とするが、といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	状でこと あいこりの容み しこういり当をに 法値 を見り当こら	(社)日本経済団( 連合会	k 13	Α	民間職業紹介所における「求職の 申込み」と 「求人の申込み」の全件受理原則 の緩和【新規】	(*)年齢に限らず、卒業後の経過年数、持つ女性などさまざまで異性で対象者をやかなサービス接換を行えるようサービ、定を明文化することを認めるべきで明文人の中込み」の全件受理原則を緩和すべきである。  民間職業紹介所における「求職の申込み」と「求人の申込み」の全件受理原則を緩和すべきである。  民間職業紹介所においては、個々の企業過去の紹介においては、個々の企業の多い企業、悪質、反社会的な企業等に蓄積してきている。民間の職業紹介所が企業の政務差別を企業のとなる場合を受理しないことができるよう全件受理のべきである。	帰亡(象るみ)のの力費の付入人をいる。 はいまるのの力費のでして者情を入みするのでして者情を入みするのでして者解求込和するに対している。 はいまれば、 はいまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない	全件受理の原則のもとハローワークが全国に整備されてり、セーフティネットとして大きな役割を果たしているが、民職業紹介所についても同様に全件受理の原則を求めることは、社会的コストの重接となっている。民間職業紹介所における求職の申込みについては、年齢に身が重めな。大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、	職業安定法第5条の6	厚生労働省職 業安定局需給 調整事業課	求職の申込みについては、ハローワーク、民間職業紹介事業 各を関わず。本べ受理することが原則とされているが、申込みの内容が法令に違反するとき等。問題がある求職の申込みについては、職業安定法第5条のの頻定により受理しないことができるとの頻定により変担ないことが、不し一ワーク、民間職力を受理することが原則であるが、申込みの内容が法令に違反するとき等の、問題がある求人の申込みについては受理しないことができるとされている。
5	057 50	057014			z1305	3 厚生労省	厚保1条 健法 雇法 原统条 假第条 用第64	全等 (全社)、平金融の手に1912では3、 (学校科拠出を行った期間と同様に取り 扱うことにより年金権を保障する。 育児休業給付は、労働者が1歳(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については1歳6か月 未満の子を養育するとめの育児休業 を行う場合に支給する。 ただし、育児休業給付の対象となる育 1条 (日本生が出来すが3	c c	I	育児・介護体業期間中の保険料免除措置は、世代間扶養の仕組みである公的年金制度及びそれ、類似の観点も含まれる公的医療保険制度において、次世代育成支援も重要な課題であることから、設けられているものである。この措置は、「保険料を負担しその実績に基づして給付を行う」ことが基本である厚生年金制度及び健康保険制度において、接砂て例外であることから、労働者の権利として広く社会的合意が形成されている育児・介護体業法に定める育り児・業等の期間に限って対象としている。これを超えて一部の企業が独自に設けている。これを超えて一部の企業が独自に設けている。これを超えて一部の企業が独自に設けている。これ、法律という形で広く社会的合意が得られている育児休業等を取得している者以外の者に対しても「拠出に基づく給付」の例外措置を広げることになり、公平性の面から見て困難であると考える。また、育児休業統付の対象は、育児・介護体業により、公平性の面から見て困難であると考える。また、育児休業総付の対象は、育児・介護体業により、公平性の面から見て困難であると考える。また、育児休業の取得についてまで給付の対象とすることは困難である。	と、人人で、木・見、5~、・長しな	(社)日本経済団 連合会	k 14	A	育児休業期間中の社会保険料免 除の拡大(新規)	法定の育児休業制度を上回る形で、企業が独自に、「1 歳未満で復帰し、1歳未満で再び育児休業を取得すること」 が可能な制度を導入している場合、1歳未満の子の育児休 業期間中については、社会保険料の免除を可能とし、育児 休業給付の受給も可能とすべきである。	して料	企業が、育児を行う従業員に対する支援策として、1歳未満 復帰し、1歳未満で再び育児休業を取得できる制度を導入 ても、1歳未満で再度育児休業を取得する場合、社会保険 が分除されず、育児休業部付金士受給できないため、結 として子が1歳になるまでの育児休業取得を選択する従業 が多くなり、早期の職場復帰を促せない矛盾が生じてい る。	健康保険法第159条	厚生労働省	育児休業から1歳未満で復帰 し再び1歳未満で育児休業に 入っ生場合、青児休業法により1 歳未満の間は同一の子につい 歳未満の間は同一の子につい オラ児休業を受けるれず、雇用保険 外発験を受けるれず、雇用保険 の育児休業給け金・受給できな い。

要量	型 要望事番 項管理	分割補	統合		管理	所管省		制度の現状	措置の		措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望(規	主性 別 !制改	天间開放安望書(2006めし 要望事項	具体的	具体的事業の	要望理由	根拠法令等	制度の	その他
505	番号	划借为				序等 厚生労働	(勤労者財産形成促進法施行令第13条の4は要	財形年金貯蓄は勤労者財産形成促進 対法に基づき、その要件が、①積み立て 期間は5年以上、②受け取り開始は60 産以降でかつ積み立て後了から5年以 内、と規定されている。2年未満の積み 立て中断という制度を活用して来満とな 採え置きができる期間は7年未満とな	c	内容	財形年金貯蓄は、勤労者が老後に年金の形で支払いを受けその勤労者の老後生活の安定に資するためのものであることから、支給開始年齢を60歳からまたである。また、財形貯蓄の基本は老後生活のための計画的な貯蓄を促進することであるので、勤労者が継続的に積立てる努力を終えて利子だけで年金原資を増大させる期間を長くすることは適当ではない。		(社)日本経済団体 進合会	号間間	A (民放)		要望内容 年金受け取り開始時期を「60歳」から「55歳」とすべきである。また積か立て終了から受け取り開始までの据置期間5 年以内という要件を撤廃。あるいは10年程度に延長すべき である。	実施内容	65歳までの雇用延長が進められる中で、労働者の働き方 は多様化しており、自らのライフブランに基づいて60歳以前	勤労者財産形成促 進法第6条項 地学數論系於成	厚生労働省労 働基準局勤労 者生活部	財形年金貯蓄は「勤労者財産 形成促進法」に基づき、その要 件が、①積水以下開間は5年以 上、②受け取得めは60歳以降 でかつ積み立て終了から5年以 の積み立て中断という。2年未満 の積み立て中断という制度を活 用しても、最大に きる期間は7年未満となってい る。
505	7 505701	6		z	13055	厚生労働省	労働者派遣法第46条の2	0   守(20未伤)を味いたカ側右が追に休	c	I	〈派遣受入期間制限の撤廃について〉 ○ 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長り雇用機管を前提とした労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあることから、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなさ代すられるべきものとして、関係者の合意形成がなさ代者が違と、事門を対しているといるというである。と過半数組合等の意見聴取について、一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限については、平成16年3月から、3年までの期間で臨時的・一時的と判断であると判断できる初間に延長したところであるが、その際の労働財団に張したところであるが、その際の労働財団に張したところであるが、その際の労働財団で基長において、11年を超えても臨時的・時的と考えられる期間であると判断できるかどうかは、個別事業所ごとに、派遣先の事業主が判断することとし、派遣先の事業主が当版事業所が高さととし、派遣先の事業を関いている。当時である」と建議されたところであり、労働者派遣事業が派遣先の常用雇用の代替のおそれを内存していること等にかんがみると、1年を超えて臨時の・一時のと判断できる期間について過半数が表も含りますが派遣先の常用雇用の代替のおそれを内存していること等にかんがみると、1年を超えて臨時の・一時のと判断できる期間について過半数は合うの意見、またの常用雇用の代替のおそれを内存していている。またの常にあると考える。		(社)日本経済団体 連合会	16	Α	自由化業務における派遣期間制 限の撤廃	派進受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務(物の) 変化に企業が 製造業務を含む)について、派遣可能期間の制限を早期 に撤廃すべきである。また、自由化業務について、早期に 撤廃できない場合には、過半数組合等の意見聴なれてい、 派遣可能期間を一横に3季末で延長すべきである。 なるだけでなく	企業問題争の激化や経済動向の急激な 対応するためには、期間の問題に制限さ 雇用ボートフォノカ。実現が有効である。 限は、専門性を持った優秀な労働者を確 派遣労働者を活用している企業の妨げに 、働き方の多様化への一ズが高まって	派遣労働は就労形態の一つとして既に認知されており、派遣労働者だけに働い期間を制限する理由はない、派遣労働者として継続して働くことを希望する労働者の意思、ライフスタイルを尊重し、同一の業務に従事する期間を法律で制限、派遣可能期間軽過後は削減流差、派遣就労申ればよ、、職業選択の自由を侵害していないとの反論がありえようが、どこの派遣先を選択するかは、派遣労働者の自由であり、派遣労働者の自由を得されるべきではない。派遣可能期間の制限は、正社員の代替防止を理由にしているが、各人の意思により就労制態(正社員あるいは派遣労働者)を選択するのが最近の傾向である。すなわち、派遣労働者として働くことを希望する労働者の意思も尊重されるべきであり、働き方の多様化を一律に法律で制限すべきではなった。人事政策は企業経営上の重要事項であり、経営責任の負人まない労働者の関与すぐき問題ではないことから、労働組合等への意見聴取を法律で義務付けるべきではない。	労働者派遣法第40 条の2	厚生労働省職 業安定局需終 調整事業課	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務については、派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一業務について、派遣もの事業所をの他派遣が乗り、一個人の場合には労働者のは、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大
505	7 505701	7		z	13056	厚生労働省	労造条派業す置指的 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	6 「	il <sup>D</sup>	1,Ш	○ 派遣労働者の決定については、雇用主である派遣元事業主が、派遣労働者の職業能力を評価した上で、派遣先の必要とする労働力に相応しい労働者派遣事業制度のま本的な考え方であること等から、その大力を設定したいのところである。○ 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、「紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備等について、可及的速やかに検討を行う」ことしていることから、現在、労働政策審議を行う」ことして、この点を含め、平成16年3月に施行された改正労働者派遣法のフォローアップを行っているところであるが、その結論こついては、公労使の委員の含意が必要であり、現時点において、その内容や時期を明確化することはできない。		(社)日本経済団体 連合会	17	А 3		限ること等も派 派遣労働者を特定することを目的にする行為は、現在紹 介予定派遣の場合の針許されているが、これを運命の労 働者派遣についても、解禁すべきである。特に派遣労働者 は努力義教授 を特定することを目的にする行為に、個人を特定するので はなく、若年者に限ることとする等一般の属性を特定する 境合も含まれるとする解釈は、早急に改めるべきである。 年3月31日間間 条件整備等に	服者することに限定すべきである。法律で 設定であるにもかかわらず、指針では義務 おり矛盾が生じているため、早急に指針を 見直すべきである。 民間開放推進3か年計画(再改定)(2006 議決定)でも、事前面接の解禁のための ついて、可及の速やかに検討を行う」とさ に向けて早急に結論を出すべきである。	接続にいてはペイナカボンーへが増加に、シャル電光が高まっているという現状を勘察し、派遣労働者と派遣先が相互に条件を評価できる事前面接等は認められるべきである。欧米諸州国でも、事前面接等を禁止している例はない。派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の趣旨は、事前面接等を認めると派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立し、労働者供給に該当する可能性があるから、といれてよります。東西では一大大大大大・大大大大大・大大大大大・大大大大大・大大大大大・大大大大大・大大大大	条7項 派遣先が講ずべき 措置に関す写生等4 (平成15年第4生労 働派遣元事業主が講す でき措置に関す を持事では ができまして ができまして では できます。 では できます。 では できます。 では できます。 では では では では では では では では では では では では でした では でした でした できまる でした できまる でした できまる でした でした でした でした でした でした でした でした でした でした	厚生労働省職 業安定局需給 調整事業課	派遣先は、労働者派遣契約の 締結に際し、派遣労働者を特定 しないよう努めなければないとされている(銀介予定派遣1旅令、。派遣労者を特定すること を目的とする行為為」には、派遣者 を選別するために行う事前面接 を選別するために行う事前面を がその受ける大の場合が受害等のほ か、匿事者に限定すること等が 該当する。

要望管理。号	型 要望事 項管理 番号	分割補助番号			所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民 間間	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業の 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505	7 5057018	3	z	13057	厚生労働	造法第40 条の4、第	○派遣受入期間制限のある業務について、派遣先は、当該派遣受及期間間限への抵触すと時、派遣労働者を使用しようさときは、当該派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければならない、派遣受入期間制限のない業務について、派遣労働者を3年を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を召集を超えて受け入れており、その業務に新たに労働者を雇働もおけて雇用契約の申込みをしなければならない。	b	I	〇派遣労働者に対する雇用契約の申込義務につしては、平成15年改正により、派遣受入期間制限のある業務(26業務以外の業務は、派遣先による派遣受入期間制限違反を未然に防止するために、また、派遣受入期間制限のない業務(26業務)は、派遣労働者の希望を踏まえて派遣先での直接雇用の機会を与えるために設けられたものである。 ○「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成8年3月31日開議決定)において、雇用契約の申込み務について」、「その施行状況等を踏まえ」、核制を行うことしていることから、現在、労働政策書議会において、こ 点を含め、平成16年3月に施行された改正労働者派遣のフォローアツを行っているとろであるとその結論については、公労使の委員の合意が必要であり、現時点において、その内容や時期を明確化することはできない。	の 元: 成 つ 、 1歳とり去	(社)日本経済団体 連合会	<sup>5</sup> 18	A	派遣労働者への雇用契約申込義 務の廃止	派遣受入期間の制限のある業務、派遣受入期間の制限のない業務いずれの場合も、派遣先は、一定期間経過後、一定要件のもと、要入れていた派遣労働者に対して雇用契約の申込みをとなければならないが、この雇用契約申込み整を廃止すべきである。特に特定労働者派遣事業の場合は、既正服用の安定が図られているため・野に廃止すべきである。また、派遣受入期間の制限のない業務についても、3年を超えて受入れている業務に労働者を直接雇用したうとするケースに対して、3年を超えて受入れている業務に労働者を直接雇用しようとするケースに対して、3年を超えて受入れている業務に労働者を直接雇用しようとするケースに対して、3年を超えて受入れている。 進費船しがた保急に廃止すべきである。また、一定要件制度、企業のない事項を付に当ては実施が定義した。一定を保証、企業のない事項を対しまた。一定要件制度とない場合でも、労働者派遣法第4条を拡大解釈し、直接雇用の申込に対しての行政指導がされているが、法48条の指導、助言及び監督に雇用契約の申込に関することは含まれないことを明確にすべきである。	はいては、 一人不が見者の不安。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	走 直るにはす でたは当 でたは当 C生生な急務	厚生労働省職 業安定局需給 調整事業課	いわゆる自由化業務のように派遣受入期間側側側のある業 務の場合、派遣使士、派遣受入 期間制限に抵帥する日以路も、 深遠停止の通知を受けた派遣 労働者を使用しようとするとき は、抵他目の前日となどを希望する 派遣労争の場合しない。 非に雇用されることを希望する 派遣労争者と対し、現場では、 変しない。 また、深あの場合、では、 選の場所ごとが、 選の場所ごとので、 を発明である。 では、 のが、 では、 が、 のが、 では、 が、 のが、 のが、 では、 が、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、
505	7 5057018		z	13058	厚生労働	労遺法第十分 遺法第十分 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	業務及び④病院等における医療関連 業務(当該業務について紹介予定派遣 を行う場合、産前産後休業中等の医療		1, п	○ 労働者派遣事業の派遣適用除外業務については、次のとおり、労働者保護や業務の適正な遠端存储、仮の見地から設けられているものであり、「職業型銀択の自由」を不当に制かするものであり、「職業を関係していては、業務の波動性等その特殊性にかんがみ、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業とは別に、港湾労働法において、港湾労働者派遣事業とは別に、港湾労働者派遣本の特殊性にかんがみ、労働者派遣本の対象ところあり、労働者派遣加盟をが導入されているところあり、労働者派遣加盟をが過去した。とこの特殊性にかんがみ、建設労働者の展用の安善を設定して港湾労働者派遣法の労働者派遣法の労働者派遣法の労働者派遣法に基づ公労働者派遣を事業の対象とすることが、建設労働命の実情を踏まえた特別を機会が設けられたところであり、労働者派遣本業の担保会の表別を制度の設定、を対しては、財産の制度において、建設労働の実情を踏まえた特別を会づない、仁記制度の創設に係る国金業績において、建設労働の実情を踏まえた特別を会づない、上記制度の創設に係る国金業績において、建設労働者派遣事業の適用除外を受りる。東域にていては労働者派遣事業の適用除外を受りおり、対したといては、計算を表については、計算を表に対しても、建設業務については、請負形態により、労働者派遣事業の適日を持続を表していては労働者派遣事業の適日を持続を表していては、対し、対している、対しないが、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	Double - り労にで、 そとと Brome me to the company of the	(社)日本経済団体 連合会	2 19	A	派遣禁止業務の解禁	(*) 警備員指導教育責任者の現任教育	象業務上、 (3、人命 ) 、	は、 労労等業 働いに 雇力い、 で需材法法第4 労働者派遣、第2条 電力が、 で需材法法 た、	学生之間目報	労働者派遣法では、①港湾運送業務、②増設業務、②労働等派 送業務、②対策と対ける医療関係 の業務・当該業務について紹介 予定派遣を行ってはな らないとされている。
505	7 5057020		z	13059	厚生労働 省	労働者第4公司 受益法名2、公司 等4公司 第4名 第4名 第4名 第4名	労働者の職業生活の全期间にわたる	c (	1, 11	・		(社)日本経済団体 連合会	20	Α	労働者派遣法上のいわゆる26業 種の見直し	制度の心は、米方とそれているいイからな老がの分合にプ して、現在の実態にあったものとなるよう内容を見直すべ きである。具体的には、労働者派遣法施行令第4条の20業 積を全面的に見直し、現代の業務形態にも放した業務に 改めるべきである。性は、以下の各号の業務定義について の資格集有が変ましい。放射線作業と の資格集有が変ましい。放射線作業といる。適時	電子工学 特に24号は、特殊な雇用管理を要するものであることを	及り 労期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業安定局需給 調整事業課労 働者派遣事業 係	労働者派遣法第40条の2の第 1項1号、同施行令第4条では、派遣受入期間の制限のない業 務として20業種が列挙され、26 業種に該当しない業務について は派遣受入期間の制限が課さ は派遣受入期間の制度が課さ は派遣を入明間の制度が課さ に直接雇用申込義務が発 生する。

要管	望要	望事 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	分割補 助番号	統合	管 コ-		所管省 庁等	該当法令	制度の現状		措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
56	057 505	7			z133	, and a second	享生労働 省	労働安全 衛生法条			I	衛生委員会は、当該事業場の事業の実施を統括 管理する総括安全衛生管理者、衛生管理者、産 医、当該事業場の労働者で衛生に関する経験を する者等当該事業場の労使が参加し、当該といて、 の実情に即して調査審議を行う委員会である。 関係会社を一つの開催単位とした場合、それぞれ の事業場の総括安全衛生管理者等の参加が確行 できななるおそれがあるとともに、それぞれの事業場の 場の労働者代表が適切に指名されが、労働者の 見が適切に反映されないおぞれがある。また、労情 衛生に関する課題や対策はそれぞれの事業場の 質に応じて異なるが、その実情に即した調査審議 行われなくなるおそれがある。以上のことから、衛生 委員会の開催は事業場単位で行う必要があり、こ 要望にお答えすることはできない。 なお、個別に衛生委員会を開催することを前提と た上で、複数の事業場が、共通の事項等について 話と合う場を自主的に設ける之は何ら差し支えな いものであり、各社横断的な対策、各社間の情報 換等については、この中で対応が可能と考えてい る。	能言勝そ 心尽楽意助実が生い しいよ交	(社)日本経済団 連合会		間開放 A	衛生委員会開催単位の見直し(特 株会社制度への対応)【新規】	同一敷地内、同一ビル内のグループ会社においては、特 株会社等に設置する一つの衛生委員会で一括して対応す ることを認めるべきである。		衛生や安全に関わる事項はグループ全社に共通することであるため、実態として、グループ会社を代表する持株会社等の担当者が、グループ会社を北北で代金、委員会開催頻度が非常に高くなり、またの事態内容も同ととなることが多い、同一事業所内の関係会社を一つの開催単位と認定することにより、会議の効率化や衛生に関する情報の共有化を図ることが可能となる。	行令第9条(衛生委員会を設けるべき事業場) 労働安全衛生規則 第22条(衛生委員	厚生労働省労 働基準局安全 衛生部労働衛 生課	労働安全衛生法第18条に基づき、事業者は、全ての業種で 5・事業者は、全ての業種で 5・事業制において、衛生委員会は、 毎月原設上開催して、労働者 6歳務がある、衛生委員会は、 毎月原設上開催して、労働者 の健康障害、労働災害防止対 薬等を調査審議しなければなら 当該規定により、同一敷地内。 同一ビル内のグループ関係会 ブループ会社単位で設置しなければならない。 10場合でも、ととなっている。
5(	505	77022			z13	й 19061 <sup>Д</sup>	享生労働 省	衛生法施 行令項(計 をする) をする 業種等)	製造業の一部、電気業、ガス業、自動製造業の一部、電気業、ガス業、自動主 車整備業、機械修理業に属する事業 場合、電気使用設備の定格容量の合 計計3004中のラルは、一部では、大いには、大いには、大いには、大いには、大いには、大いには、大いには、大いに	d d	Ī	法第88条第1項に基づく届出は、相当数の危険有害設備等を有する合計電気容量300キロワッ以上の事業場を対象としているところであり、合計り気容量が大きいと重大災害発生のリスクが高まると等の理由から、対象事業場に設置される定置式・産機械等について、原動機の定格出力が1.5キロワット素の機械等であって6ヶ月未満の期間では上するもの等一定の仮設の機械等を除き、全て届出の対象としているところである。また、平成8年3月19日付け基発第133号により、安全衛生確保の観点からの措置を講ずる必要のない空調、事務用、通信用の機器等や、事後にいても改善が容易な工事を伴わない可搬式の機構等、レイアウト変更を伴わない同一形式、機能を存する機械等の入れ替え等については届出を要さいことを明記し、届出範囲の明確化を図ったところな、労働安全衛生法の改正により、平成18年月より、法第88条第1項ただし書の規定に基づき、危険性又は有害性等の調査等の措置等が適均全領生水準が高いとして労働基準監督者長の認定では、大きないるとないます。	、電ご生口を引き、そお成引なで、4、ハ前を頃	(社)日本経済団 連合会	₩ 22	A	労働安全衛生法第88条1項の「計画の届出」範囲の特定【新規】	法第88条1項の届出範囲を明確にすべきである。		①労働基準監督署の判断で解釈が分かれる曖昧な規定はコンプライアンス上有害である。法第88条を遵守しようとする当該事業所では、大変な負担増となっており、乗賀加出の範囲を事業所が自主的に線引きするという事業所にとっては、不要な届出を行う負荷を避けられる。	労働安全衛生法施	厚生労働省労 働基準局安全課 衛生部安全課	①労働安全衛生法第88条で は、建設物、機械の設置、移転で を表現してで を表現してで を表現してで を表現してで を表現してで を表現してで を表現してで 気が300キロアルは上の事を場」 で選用され、第1適用される。 で選手を対したが、で の事業者は機械等は労働な で様を規則である。 でが300キロアルーン、リントレーン、リントントントントントの の事業者は機械等といる。 では、100分の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表
500	505	77023	1-1		z133	0062	警察庁(本)、働 法基本 省	・接触の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	「技能実習制度」は、一定期間の研修 を経た上で研修成果等の評価等を行 い、一定の水準に達したこと等の要件 を満たした場合に、その後雇用関係の 下より実践的な技術、技能等を期間 することができる制度であるものである。 し、大能実習期間からなるものである。 日本における滞在期間は、研修期間と 技能実習期間をわせて3年以内とされている。		-	再技能実習については、技能実習時における技能 評価の実施状況、昨年度公表された再研修の基準 による再研修の活用状況及び送り出し国のニース 等を踏まえ検討する必要があり、現段階において は、時期尚早であると考える。	Ĕ C	(社)日本経済団 連合会	** 23	А	外国人研修・技能実習制度の見 直し① - 1	① - 1 再研修・再技能実習の <b>制度化</b> 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑にに伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、かが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能業置の移行中請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能業習制度がわか「国および別策途と国において欠かせない制度となった。との関係を適正がつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、連用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係	法務省入国管 理局 厚生労働省職 厚集能力開発局 ほか	現行の研修・技能楽習制度 ま、①1年間の「研修(非実務研修) (生活実費と て研修(非実務研修) (生活実費と て研修手当を支給)の表型と2年間の 賃金を支給)の最長3年間で精選を北、②1大路検定等の対象比な る。また、③受け入れ、数は当 数の596以内(中小企業特例あ り)となっており、④技能実習 なの、別・技能実置 、「、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

要望	要望事	分割補	前統合	管理		省該		措置の措置の	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 別	医自用放安望書(2006のし	具体的	具体的事業の	要望理由	根拠法令等	制度の	その他
5057	番号	助番号		z1306	で 警察務会 第33	・習係国のに指成5省・間進営人年労 する管理関係第5日在4技帯事基(・4 帳	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	c —	技能実習期間の延長等については、技能実習生は 実習終了後に母国へ帰国し、修得した技術等を母 国の発展のために役立てることが当制度の趣旨で あいたがらの技能移転を遅らせることは適当ではなく、 いたずらに期間を長くして立とは適当ではなく、 いたずらに期間を長くすることは、①定住化、不法島 労の問題、②家族の呼び寄せ問題、③労働市場へ の影響などが発生するおそれがあることから適当で はない。	t	(社)日本経済団体 連合会	章 4/8世	(事項名) 外国人研修・技能実習制度の見 直し①2	要望内容  ① - 2技能実習期間の延長 研修・実習期間が終生が、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑に「伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるため、長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生だから、ため、日本のようでは、対し、日本の場合では、日本の場合では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	出入国管理及び難 第1年の基準を定 める4日研修に関 する法務省告示 は法務省告示 法務省告示第24 技能実額ほに係	法務省入国管 理局局 障生労働省職 厚産能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、() 中国の研修・技能実習制度は、() 中国の「特別・研修・実務研修」(生活実質として研修手当を支給)が最長と年間の行義能実習」の景長3年間で構造を支給)の最長3年間で構造とて「資金を支給)の最長3年間で表されている。また、(3)受け入れ企業の常勤従業例を対し、(2) 大和企業の常勤従業例を対し、(3) 大和企業の常勤従業例を対し、(3) 大なのであり、(4) 小企業特別あり、となっており、(4) 小企業特別あり、(5) ない。
5057	5057023	3		z1306	警察系 法	晋係国のに指成5省1・習進営人年労留係国のに指成5省1・習進営人年労	放能実 関度に を管理上 取扱いする 針(平41月 活去務 第13法務 第13号) 大きたした場合に、その後雇用関係 を経た上で研修成果等の評価等を行 を満たした場合に、その後雇用関係 を満たした場合に、その後雇用関係 を満たした場合に、その後雇用関係 を満たした場合に、その後雇用関係 を満たした場合に、その後雇用関係 を表すでよりができる制度であり、研修期間 をと、技能実習期間からなるものであ別 を大・技能実習期間を合わせて3年以内と 技能実 習期間を合わせて3年以内と がある。 れている。	c —	技能実習を修了した者が引き続き日本国内で就労することについては、開発途上国への技能移転による「人づくり」を通じ、国際協力を目的とし、実習修了生は母国でその修得技能を活用するとしている当能制度趣旨に反するものであり、受け入れることはできない。	5 ? 核	(社)日本経済団体 連合会	23 A	外国人研修・技能実習制度の見 直し3	③受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能 を出身国において活かすのみならず、得来的にわが国経 済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、 受入企業側にも、技能に売の担い手として研修・技能実習 生の引き続きの滞在を希望するところが少なくない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技能実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・構 雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけ るために長期間、小街国内で実施が修を行う必要性が生 じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超さ る(2005年)など、外国、研修・技能実習制度がわか「国およ び開発途田において欠かせない制度とから を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、連 用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要 がある。	する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係	理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、①1年間の「研修・技能実習制度 体及び実務研修)」(生活実費と して研修手当支給)と空間の 「技能実習」(労働長少年間で積 資金を支給)の最長少年間で積 で成され、②「技能実習」の対象に 種は、技能検定等の対象となるてい る。また、③受け入れ入数は当 最数の5%以内(中小企業特例あ りとなっており、④技能実習修 ア後の就労は認められていな い。
5057	5057023	5		z1306	警察系 法務 厚 省	音を含まれています。 音楽学 (1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	が能実 制度に る出土 を経た上で研修成果等の評価等を行 取扱い 動針(平 2年4月 145 145 145 145 145 145 145 145	5 d —	技能実習移行対象職種については、研修生送出国のニーズがあること、研修成果を客観的かつ公正に評価することができる公的評価制度が我が国力としている。公的評価制度については、関係業別団体等において、対象職種に関する評価試験制度を構築し、研修成果の評価の元となる公的評価制度を構築し、研修成果の評価の元となる公的評価制成、対国際研修は力機構の認力となる公的評価制成、技能実習移行対象職種とすることが可能である。	<b>基</b>	(社)日本経済団体 連合会	23 A	外国人研修・技能実習制度の見 直しS	(⑤)技能実習対象職種の見直し・拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係 る職種であるが、サビン実を含め開発と国等に高い ニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積さ れている分野等(例えばチェン展開されている各種サー ビス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり 方を見直し、対象職種を拡大すべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑に「伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるため、長期間、か切国国内で実務研修を行う必要性が生だいる。現情から技能業習の移行申請者が有力を超える(2005年)など、外国人研修・技能業習制度がわが国および開発金直において欠かせない制度とからしま、連直がつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、連用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係	理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、①1年間の「研修(非美務研修)に生活業費と して研修手当を支給)と2年間の 技能業習」(労働の対価として 賃金を支給)の最長3年間で構 成され、②「技能業習」の対象、報 程建、技能検定等の対象となる 金速程114年に限定されている。また、③受け入れた数は当 数の5%以内(中小企業特例あ りとなっており、母技能失習修 了後の敵労は認められていな

要望	型 要望事番 項管理	分割補	統合	管理			該当法制度の現状		措置の	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里性 別 (規制改	要望事項		的事業の	要望理由	根拠法令等	制度の	その他
505	番号	<b>划</b> 借与		z130		倒絲门斬道拉る耶 (7年5第) 侧絲门斬道拉る耶 (7年日0 份)	・	合 こ 4 及 の こ 0	内容	① レセプトの直接審査・支払にかかる認可基準については、通知において具体的に明らかにしているところであり、具体的な申請・相談を受けて適切に署査することとしている。 ② 「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改定)(平成18年3月31日)に基づき、現在検討しているところである。		(社)日本経済団体 連合会	号	革A(民放 間間)	(事項名) レセプトの直接審査・支払に係る 基準の見直し	①レセブトの直接審査・支払を実施する際の厚生労働大臣 の認可基準を具体的に明示した指針もしくはガイドラインを 作成すべきである。 ② 影剤・セブトの場合、「処方箋を発行した保険医療機関、 から、レセブトの直接審査・デーロを開発したですべてのレセブト から、レセブトの直接審査・デーロを開発したですべてのと	改革によって、2011年度より、 小をオンラインで請求すること ・支払を実現するための環境 める必要がある。	①2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生 労働省は、「具体的な相談を受けて、通知において具体的に 定めた要件に従い、通切に審査する」とした上で、保険者か らの具体的な相談を受けていると回答しているが、2006年5 音・支払の実施例はない。保険者からは、組合規約の変更 が要因の1つでおり、規約変更には、厚生労働、大臣の設可 が必要となるが、その際の認可基準(審査体制、紛争処理機 学などの意識が任る場合と、第一段を係	「健康保険組合施 おける診療報経 で は い で に ついて (日保発第 1225001号 122501号 122501号 122501号	陝向体陝誄	レセブトの直接審査・支払については、医科・歯科・歯科・歯科・歯科・歯科・歯科・歯科・歯科・歯科・方と、大・ブ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・ガ・
505	7 505702	5		z130	67 厚生	法 「糸人ひ荘関用に省和生30の正名学!」「耐等要つないでは月法 「新年要つないでは月本	理康保険	て易等』語で号wi対こでの生助。場	ш	①について、傷病名と診療行為の対応関係をそれだれ結びつけ請求方法を限定することは、結果的は個々の患者に適切に対応すべき治療行為を制限することとなり、医療の質を必ずしも向上させるものではないと考えている。 ②について、医科・歯科レセプトと調剤レセプトの対応関係をそれぞれ結びつけ限定することは、それに対応しる3つードが必要となるうえ、保険医療機関及び保険薬局の業務を煩雑化させる。 ③の市町村助成制度については、ア・個々の地方公共団体が個別に行っているものであるが、そのリストを公的に作成するためには、新たに届出制度等を設ける必要があること、イ・本央レセプトは医療機関が診療報酬を請求する際の請求書であって、その記載事項については結束事務上数を受援に限めまりを定めているところであり、市町村助成のように診療報酬の請求額を変更させる要素が全ない記載事項を増やすことは、法律上定分られた本来の目的以外の目的のために保険医療機関の請求事務の文との記載事項となること、などから困難である。 さらに①、②及び③について、診療報酬請求書等の記載要領の修正に伴って、大半の医療機関にあるレセプトコンピュータの改修が必要となるため、医療機関への負担が多大となることも考えられる。以上のような理由により、現状において、①、②及び③を行うことは困難である。		(社)日本経済団体 連合会	\$ 25	Α	レセプト様式の変更【新規】	レセプトのオンライン請求の義務化に合わせて、特に以 下の点について、レセプルの様式を変更し、事務経費の削 減と疾病予防を含めた医験の質的向上に活用できるもの とすべきである。 とすべきである。 (7)傷病名と診察行為のリンク付け ②医科・歯科レセプトと調剤レセプトとのリンク付け ③市町村助成制度への対応		該当する傷病名番号の記載を通じてリンク付けを義務化す べきである。	6項 「療養の給付、老人 医療及び公費負担 医療に関する費用 の請求に関する省 令」(昭和51年厚生	序生力侧有床 険局医療課	健康保験法第76条第6項において、療養の総付に関する費用の請求に係る必要があることされており、レゼフトの様式は治療者であるととされており、レゼフトの様式と治療者の経付、老人要用の語素に関する省令目により定められている。
505	7 505702	6		z130	68 厚生	労(調) 対(調) 対(調) 対(調) 対(調) 対(調) 対(調) 対(調) 対	健康保険 生業76条 第3項 「健康保 条第3項 大生、、健康保険法第76条第3項の 条第3項 可基準等について」(平成15年5月)。 記の封 日保発第0520001号)により、患さ のフリーアクセスの確保の観点から 取15年5 月20日保 発第052 2001号)	認 (O 新 c 必	īV	個別の契約が患者のフリーアクセスに与える影響を 勘楽し、患者にとって適切な受診行動を確保するため、又地域の医療提供体制に影響を及ぼすことから、契約当事者からの申し立てだけではなく、地域 の医療機関や被保険者代表などの意見を聞く必要 があるので、都道府県ごとに設置する委員会においる審議を求めている。収支状況が良好でない医療 機関が割らそ行う場合には、適切な医療が提供されない話を れないおそれがあるため、認可に当たって収支状況を を要件の一つとしている。これらの要件は、いずれも 直接契約を認める上で必要な条件を整備したもので あるが、「規制改革・民間開放推進の力年計画「再动 定〕」「平成 18年3月31日)の内容を診察え、現行何 契約条件等について過度な阻害要件がないか等に ついて優待者の意見を踏まえつつ、条件の緩和に ついて逐次検討することとしている。	こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	(社)日本経済団体 連合会	<sup>5</sup> 26	Α	保険者と医療機関の直接契約に 係る基準の見直し	以下の契約条件等の規制を緩和すべきである。 ①契約医療機関の運営状況 ②名都道府県に設置される委員会による審議 ③契約医療機関における、当該契約健保報合加入者および び発験契約健保報合加入者以外の患者に係る診療報酬 の額及びレセプトの件数についての報告義務(毎月) 2006年5月31日現在、直接契約が成立していない現状に 鑑み、直接契約条件のあり方等について全般的に見直す 必要がある。		約1、明記する娄忤の廃止、 📗	健康保険法第76条 3項 「健康保険法第76条 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	厚生労働省保 険局保険課	保険者が医療機関と契約し医療費の割引契約を受けられる制度が、2003年5月に解禁となった。しかし、契約条件等として、以下の規制がある。以下の規制がある。10契約医療機関の運営状況について、直近支援を開発しませば、10支約医療機関の運営状況は認可されない。20全都道府県(段級医療協議会)による審議が必要、毎月、契約機関における7つ場合で、収支を機関に対ける7つ場合が、毎月、契約機関における7つ場合が、毎月、契約機関における7つ場合が、4000年6月、契約機関における7つ場が、4000年6月、契約機関における7つ場が、4000年6月、契約機関における7つ場が、4000年6月、契約機関における1000年6月、契約機関に対ける1000年6月、契約機関に対ける1000年6月、契約機関は対してサービルを対象がある。対し、1000年6月、1000年

徻	要望	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード				措置の 分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性別(規制改革A/民間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
	5057 5	:057027			z13069	厚生労(省	働) 医療法 7条第:	去第 構造改革特区制度を除き、営利法人が 5項 営利を目的として病院等を開設するこ とは認めていない。	c	I	構造改革特別区域以外における株式会社等による 構造改革特別区域以外における株式会社等による 構造改革に関する基本方針2003」で示された方針 に従い、特区における株式会社による医療機関経 営の状況をみながら全国における取扱いなどについて 更に検討を進めることとなっており、現時点においては全国規模への拡大を検討することは困難である。 全国規模での営利法人の医療への参入について は、営利を目的とする技式会社の本質から、 (1)患者が必要とする医療と株式会社にとっての利益を最大化する医療とが一致せず、適正な医療が 提供されないおぞれがあること (2)利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支険が生じるおそれがあること (3)医療費の高騰を招くおそれがあり、最大の課題の一つである医療費の抑制に支障を来しかねない といった問題点があると考えている。 高度医療特区制度は、5した問題点がある中で、例外的に、営利法人の資金調達能力や研究開発意 欲を活かせるという点に着目して認めているもので あることから、参入要件の緩和は困難である。		(社)日本経済団 連合会	* 27	В	営利法人による保険医療機関の 経営参入の容認	①構造改革特区以外でも、株式会社等による医療機関経 営の参入規制を解除すべきである。 ②構造改革特区で1件の承認が行われた程度であること に鑑みて、地方公共団体が必要さする「高度医療」が幅広 〈認められるように参入要件を緩和すべきである。 〈別えば、地域の特性に応じた別 (例えば、地域偏在や医師などが指摘されている教念、教 地、周産期、小児などの教急医療等確保事業に該当する 医療も認めるなど。)	や質の確保には影響がない。 ウ・経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関 が経営を継続することは困難である。僻地医療や緊急医療	構造な革特別区域 法第18条 「構造改革特別区 に規定18条第1項 に規定に関係を第1項 を 動力(平成 19 第382 (平成 19 第382 (平成 19 第382 (平成 19 第483 (平成 19 843 (平成 19 843 (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平) (平)	厚生労働省医政局総務課	構造改革特別区域法の改正 により,構造改革特区におい て高度医療力の理検者的とする 株式会社立の医療機関時間設 することが認められた。 また、厚生労働省告示、2004 年10月1日施行门により、株式会 社が特区の開設する医療機関における高度医療の筋囲は、 7高度な画像形が、高原皮条 度の高度な造伝子治療、 に高度な実験が、長高度な音伝子治療 な体外受精医療などとなってい る。
	5057 5	6057028			z13070	) 厚生労( 省	号間が電子の関係を表現します。	保存場のは、	①c ②d	īV	①電子化された診療録及び診療諸記録の保存場所は、一定の要件を満たす場合において、行政策等が震変、策等の危機管理上の目的で確保した安全な場所については、オンラインによる外部保存を容認している。外部保存を受託する機関については、蓄積された情報を当該機関等が不選りで、場別については、素積は関係の危惧があり、個人情報保護達や刑法等の関係法律により、格別の安全管理措置を講じることが求められるため、その実現が可能な上記機関に限定されるべきであり、対象の拡大は困難である。なお、医療機関等が変災対策等の危機管理上の目的で確保した安全な場所で、一定の要件を満たするお、医療機関等が変災対策等の危機管理との目的で確保した安全な場所で、一定の要件を満たするよいを、との実現が可能な上記機関になることを対けていない。②平成17年度より地域診療情報連携推進事業等においては、民間機関が受託機関になることを対けていない。②平成17年度より地域診療情報を共有する等の事業の支援を行ってきたところ。また、平成18年4月よりセナーカインでとないでは、平成23年度当初からは原則としてすべてのレセを進め、平成23年度当初からは原則としてすべてのレセを消がインラインで提出される、なお、個人情報のセキュリティに配慮し、オンライン回線はIP-VPNを活用する等定。		(社)日本経済団 連合会	本 28	В	営利法人による電子化された診 療験等の外部保存とインターネットをベースとしたネットワークによ る情報活用の推進	①適切な外部保存に必要な技術及び運用管理能力を有することが公正かつ中立的な仕組みにより認定されている施設においては、営利法人であっても電子にされた診療録等を保存できるようにすべきである。②インターネットをベースとしたネットワークによる医療機関保険を書きによる医療情報、彼保険を資格などを含む)の共有化を進め、患者の利益につながる良質な保険医療サービスを提供できるようにすべきである。	①外部保存を広く認めるとともに、インターネットをベース人したネットワーク基盤を構築することにより、医療機関や保険者等は、通院履歴や病底、さらには旅保険者等は、通い原理を存在とる。それにより、医療機関での連携の推進、医療費の無駄の形体、医療サービスの質的向上、保険者による疾患が5万プランの重な実施などのメリットを患者、保険者、医療関係者等が得られる。②個人情報保護法が205年4月1日より金融行され、医分野については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイトラインが設けられて、法的な整備は進んでいる。以上のことから、適切な外部保行に必要な技術及び運用管理能力を有することを公正かつ中立的な世紀へより設定されている施設においては、外部保存について全面解禁すべきである。	第033100号/ 休売 第033100号/ 1 「民間事業者等が等行ったが有利用に関する法律等の施行 する法律等の施行 第1で317年3月3100号/ 薬食発第0331009号/ 薬食発第033102日	政局研究開発 振興課医療技 術情報推進室	電子化された診療録及び診療 諸記録の保存場所は、①病院、 ②診療所、医療強人等が適切に管理する場所(医師会)、④ 行政機關が開設したデータセンター等、⑤医療機関等が震災対 策等の危機管理上の目的で確 人に安全な場所に置かれるものに限定されている。しかし、営 利法人が設置したデータセンター等に保存することは認めら れていない。また、現在行われているレセプトのオンライン記載、このいては、 トのオンラインには、SDN回線もしくは閉ざされたネットワークに限定されている。
	5057 5	:057029			z1307	厚生労(省	厚生労 大臣告 第92 <sup>5</sup> 動 第94 <sup>1</sup> 通知平 18年3.		С	ш	平成18年度に保険導入されたポジトロン断層・コン ビューター断層複合撮影においては、極めて高額な 先進機器であることを踏まえ、算定の施設基準として医師と放射線技師について要件を定めているほかに、施設共同利用率の基準を設け、それを満たしていない場合は算定点数が100分の80になるとし、機器の配置の適正化及び有効利用を図っているところである。共同利用率が低ぐも十分に利用き切っては、PET-CTによる複合撮影が、今年度より新たに保険導用 だいる医療機関があるという指摘については、PET-CTによる複合撮影が、今年度より新たに保険導用 だいなどを注視し、欧米諸外国の配置台数等とも比 抜しつつ検討されるべきと考えている。いずれにせよ 様知2年に1回実施されている診療報酬改定に おいては、利用状況などの実態を基にした関係学会 からの要望に対しては、中医協の下に設置されている専門組織において、専門的な検討を行っており、 関係学会から要望が提出されれば、共同利用率 のあり方も含めて検討されることとなる。		(社)日本経済団 連合会	本 29		層・コンピューター断層複合撮影、 特殊CT撮影、特殊MRI撮影にお	急性期入院医療を担う特定機能病院等の保険医療機関については、ボジトロン断層場影、ボジトロン断層・コンピューター断発合撮影、特殊のT撮影、特殊のT撮影、特殊のT撮影、特殊のT撮影、特別のでは、対の共同利用率の計算式を別途定め、転医目的で紹介された患者を選別とた場合についても、共同利用を目的とした患者数に含めるべきである。	特定機能病院等の急性期の入院医療を提供する保険医療機関において、右記の機器を使用した撮影は多くの診断に用いられている。共同利用は、高額な医療機関の強能が化を目的しており、他の保険医療機関から紹介された患者に対して必要に応じて実施した検査を対象に含めることは理念に合いる。  (20-3)/(10-3)×(10-3)×100%(1)当該機器の使用全患者数(2他の医療機関から紹介された患者のうち当該機器の検系を発力を指する。  (3-43)/(10-3)×(10-3)×100%(3)対象の経過がら紹介された患者のうち当該機器の検査を受けた患者数(3特別の関係にある医療機関制での紹介の患者数	1付掲路版4付の加 該基準了(平成号 働省告示50号) 「特掲診療料の施 該基準及びその施 出に関する手続き の取り扱いについ でJ(平成15年2月 27日保険	厚生労働省保険局医療課	下記の機器を使用した検査を 実施し、診療報酬を使用した検査を 実施し、診療報酬を対する際 医療機関からの検査を依頼され た患者数(共和用率)が検査 機器の使用全患者数の一定割 合以上とならない場合、減算 あるいは算たできないことに なっている。 「ボジトロン断層・コンピューター断層 社会 場合、100分の80に相当する 数を算定する。 「特殊へ打破りを以上でない 場合、100分の80に相当する は、対策のでは、対策を は、対策のでは、対策を は、対 は、対策を は、対策 は、対策 は、対策 は、対策 は、対 は、対 は、対 は、対 は、対 は、対 は、対 は、対 は、対 は、対

要望	型 要望等番 項管理	事 分割裕 里 助番号	前 統合	音			該当法	制度の現状		措置の中容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里俚 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505	番号					厚生労働	令 (第1条 は 楽 に を は 来 に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	①医療法においては、医療等に関する 広告について一定の規制を設けている。 ②医療用医薬品については医療関係 者以外の一般人を対象とした広告はできない。	①b	内容 ①Ⅲ ②Ⅳ	(①今回の医療法の改正においては、広告規制の機和を行っており、今後は、医療機関が有するに広告 解の名称を含め、客観的な事実については、広告 可能な事項を大幅に拡大することとしている。 なお、医療の実績情線(アウトカム情報)については、流 なお、医療の実績情線(アウトカム情報)については、 適切なデータの開示方法についても検討の対象 としながら、情報の客観性の確保等にも留意しつ 能とする事項について検討する予定としている。 ②医療用医薬品は、品質が十分に確保されて製造 を持たない一般消費者に対する下定としている。 ②医療用医薬品は、品質が十分に確保された製品 を持たない一般消費者に対する原告を無制限にあると、医薬品の適正な使用を脱らせるおそれが大 弊害が重大である。このため、医師又は薬剤に供 すべきであるとの観点から、医薬関係者以外の一般 方でまり、アケモリーのであり、高度でしいては、 第1消費者を対象とした広告を制限しているところである。 医療関係者」という。の専門的判例であるに会り関係 薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係 薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係 薬品等の情報提供と薬事法における広告との関係 薬品等の情報提供と薬事法におけることは、 企業等が自社のホームページとで、医薬関係者以外の一般人を対象として情報提供を予うことは、 企業等が自社のオームページとで、医薬関係者 ののを表しない目示しているところである。 告には該当しない目示しているところである。また、 中のには該当とない目示しているところである。また、 中のには該当しない目示しているところである。また、 中のには該当しない目示しているところである。また、 中のには該当しない目示しているところである。また、 中のには該当しない目示しているところである。また、 中のには該当しない目示しているところである。また、 中のには該当しない目示しているところである。また、 中のにはないないなどとなっている。 本のではないないなどなる。 本のではないないないないないないないないないないないないないないまた。 もいれているないのないないのないないのないないのないないないないないないとないないないとないないないとないないとない	後後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(社)日本経済団体 連合会	号	間開放	(争項石) 医療機関及び医療用医薬品に関 する広告規制の緩和	要量内容 患者中心の医療の実現に向けて、虚偽広告や誇大広告 等に関する取締9強化や第三者的な評価機能の充実を図 りつへ、医療機関及び医薬品(特に医療用医薬品)に関す る広告規制を緩和すべきである。 特に、客観的に検証可能な事項は原則、広告可能とすべきである(例えば、検査や画像診断の方法、導入している 医療用機器の種類、メーカー名、スペックなど)。		①利用者が医療機関を選択する上で、情報公開の役割は大きく、広告規制を選和して、サービス提供者と利用者との間の情報生有を図り、医療サービスを定心して受けられる環境を作る必要がある。患者自らが医療機関を選択しやすいよう会般の医療制度改革では、広告可能事項の拡大が図られている。政省令等を定める態性が確保できる内容について、国民・患者による医療に関する適切な選択を提するためにも、大幅に緩和すべきである。 ②医療用薬薬品については、中生労働省の通知により、添付支書情報が一般消費者(患者)でも入手しやすい環境は登働された。以下は、中には、中には、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、中に、	医業又は病院若し (は診療所に関して 広告することができる事項」(平成14年 3月29日厚生労働) 「医薬品事造正広 告基準について」 (昭和55年10月9日 薬発第1333号) 「医療用医薬品等	厚生労働省医政局総務課	①医療機関が広告を行える内容は、医療法第69条1項と厚生労働省告示第150号の範囲に限定されており、定められている事項以外は広告してはならないことになっている。②医療用医薬品(医師もしくは 産業品)については、医薬関係者の人を対象としたに広告様用を入を対象にのようない。一般人を対象にのようない。一般人を対象情報を製金企業等のホームページ上で公開することは可能だが、広告については認められていない。
505	7 505703	81		z1:	<sup>1</sup>	厚生労働 省		在宅医療において支給される注射薬については、在宅において連者が安全に適正に実施されることが必要であり、 十分な安全性と有効性の確認されたものについて認めているところである。	c	ш	注射薬は内服薬とは異なり、その作用が強く取り扱いによって生命を危険に及ぼすこともあり得る。このため、在宅医療における注射薬の支給対象範囲ないてついては、安全性については、要全性のでは、要望のある個々の薬剤については、関係学会より在宅医療における安全性、およびは、関係学会より在宅医療における安全性、およびは、関係学会があるかの個別の検討が必要であり、概ね2年に1回実施されている診療報酬改定時に注射薬の対象に含めるかの個別の検討が必要であり、概ね2年に1回実施されている診療報酬改定時に注射薬に係る安全性を示すデータが添付された要判 が出されれば、中医協の下に設置されている専門組織において科学的に検討されることとなる。	こ 要へ こ 対	(社)日本経済団体 連合会	<sup>‡</sup> 31	Α	在宅医療で使用する注射薬の追 加容認	例えば高圧利尿剤や消化管機能異常治療剤など、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性が確保できると考えられるもので、中心静脈栄養法において併用頻度の高い治療薬(注射薬)については、患者への投与を認めるべきである。		2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚労省は、「在宅機業指導管理において投与することができる注射 業は、長期にわたって類回の注射が必要な薬剤とに、利 便性の向上という利息に、病状の急変や過化用への対応の 遅れという問題が全総合的に勘楽して認めている。(中略) 随時検討を行っている」と回答しており、既に2005年月の段 階で対象注射薬として治療薬剤が追加されている。 在宅医療は入院医療に作りる医療であり、患者のの01代 活の質)が改善することに役立つものとして期待されていることから、医師の指導により患者等に取扱いを任せても安全性 が確保できると考えられる治療薬・注射薬)の範囲について は、今後も拡大すべきである。	保険医療機関及び 保険医療養担当規 則第20条2号	厚生労働省保険局医療課	在宅で患者が自ら行う「在宅中心静脈栄養法」においては、高カロリー輸液・逆タン剤、高カロリー輸液・逆発・型剤、血液凝固阻止剤に限って投与が可能となって必動の投与は認められていない。
505	7 50570:	32		z1:	33074	厚生労働省	平原 18 年 18	厚生労働大臣が定める特別食を医師が必要と認めた者に対し、当該保険医療機関の管理栄養士が医師の指示に 基づき栄養指導等を行った場合に、栄		_	医療機関における医療関係職種の業務は、医師の指示や指導に基づいて行われるものであり、医療機関の管理者の下で医療機関が自らの責任に基づいて行うべきものである。管理栄養土の行う栄養指導の業務は、医療機関による医療機関の管理含さる医師の指揮命令の及び管理栄養1により行われる必要がある。以上のような理由により、医師の指揮命令の及ばない管理栄養士による栄養食事指導について、診療報酬上の評価を認めることは困難である。	D	(社)日本経済団体 連合会	\$ 32	Α	受託給食事業者の管理栄養業務 における診療報酬上の評価	受託給食事業者に属する管理栄養士による栄養食事指 導について、診療報酬上の評価を認めるべきである。		①中医協の調査によれば、医療機関における給食業務は、全面委託した場合、直営に比べて効率的で一定の質を確保できることが明らかになっている。しかし、受託給食事業者に関する管理栄養士によるペッドサイド等での実養食事指導は、診療機関での評価が行われないことから、業務効率のな事が進めにくいが況になっている。とかして行うべきものであることから、医師の指示や指導があることをもって、医療の提供について業務委託が可能となるもってはないと回答といった。と教養技術可能となるものとなるとなった。医療の指示や指導があることをもって、医療の提供について業務委託が可能となるもってはないと同答といった。とのではないと自答というに、とのではないと同答といった。とのではないとはでいる方とのとは言えない。よって、診療機関上において、受託食食事業者に関する管理栄養土を直接雇用されている者と同等に評価をすることは、妥当である。受託給食事業者に関する管理栄養土と直接雇用されている者と同等に評価することで、多くの管理栄養土の有効活用を図ることが可能となる。	「入院時食事療養の基準等」(平成信 年2月27日厚生労働省告示第51号) 「入院時食事療養の基準等に係る届出に関する手続き の取扱いについて」 成16年2月27日保	<b>険局医療課</b>	食事療養受託事業者に属する 管理栄養士が患者に対してベッドサイド等で行う栄養食事指導 等は、診療報い。 い。

要管理	望 要!	望事管理時	分割補助番号	統合	管理コード			制度の現状	措置の 分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 - 具体的事業の 要望内容 - 実施内容		要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
509	57 505	7033			z13075	厚生労働省	査の取扱 いについ て(平成	第 薬事法第14条第7項の規定に基づ	c	I	① 従来、希少疾病用医薬品、その他医療上特にその必要性が高い医薬品(重第な疾病等を対象とす。 新薬で医療の質の向上に関らかに寄与すると認め られるもの)については、優先審査の対象とし、さい に、平成16年4月からは、これらについて独立行政 法人医薬品医療機器総合機構(総合機構)による侵 先的な治験相談の対象としており、難治性疾患の治療、等の迅速が認めための措置を調じている。 (2) また、①の治験相談においては、相談内容にして、規 格・試験方法や毒性試験等に関する指導・助言も 行っており、実例には承認申請に先立った非臨 試験データの評価等を一部行っている。 ③ 総合機構では、専門等の引動に、審査業系等 の進行管理の強化や外部研修の活用等にきる審査 の進行管理の強化や外部研修の活用等によこれらを 適じて承認可否の最終判断を早め、審査期間の短 縮に努めている。		(社)日本経済団( 連合会	k 33	A	難治療性疾患等の治療薬等に関 する審査制度の弾力化	難治療性の疾患の治療薬等に関する迅速な承認のために、申請に先立ち、申請資料のうち準備のできたものから順次提出し、審査が受けられる「先行審査制度」を導入すべきである。		2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚労省は、「難治療性疾患の治療薬等の審査の迅速化は重要な課題と認識しており、今後、審査体制の整備状況等をみながら発生の疾患等には、一刻も早い治療性の疾患等には、一刻も早い治療等の家認が必要である。そのためには、最終的な承認の可否を判断する前段階で、先行して提出された資料を審査することにより、最終判断を早めることができるようにすべきである。	薬事法第14条5項 薬事法施行規則第 18条の3	厚生労働省医 薬食品局審査 管理課	医薬品医療機器総合機構が2004年4月1日より発足し、優先 治験相談制度と優先審査制度 が整備された。しかし、審査案件 の処理が滞るなど、必ずしも審 管期間の短縮に結びついていない ことから、2005年4月に素務改 善策が公表された。
50	57 505	7034			z13076	厚生労働省	年8月1 日医薬乳 第739 号)外国	3 実にの	c	①IV ②IV ③-	① 外国で実施された臨床試験データの受入れについては、昭和60年6月に一定の条件を満たすものについては、承認審査資料として受入れを図り、さらに、平成10年8月に10日における合意(ICH-と5ガイドライン)に基づき、可能な限り外国臨床試験データを活用することとなっている。② ICH-と5ガイドラインは、世界規模における新楽開発の進め方に対する指針が示されているが、3のQ&Aの中で、世界的規模での同時開発が有効であると言及しており、外国の後追いで開発することを訪明提としていない。 ③ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構においても、新医薬品の国際共同治験を促進するため、国際共同治験に係る治験相談を優先的に実施する体制としているところである。	5 - E - L - N - I	(社)日本経済団 連合会	k 34	A	外国臨床データの受入れ基準等 の抜本的な見直し【新規】	(*)実際にはほどんど実施された伊日本でも、新薬が諸外国と同時期に開発・承認されるよう (③新薬の承認が海外より大幅に遅れてにするため、外国臨床データの受入れ基準等の技本的な 見直しを行うべきである。 東が諸外国と同時期に開発・派記される、の意義は大きい。	がない。 ることが社会 にとって、新 うにすること	時開発に参画できるようになるためには、開発の計画・検討	10年8月11日医薬 審第672号) 「外国で実施された 医薬品の臨床試験	厚生労働省省医企業等政制等医验验,原金基础,	外国で実施した臨床試験の要 入れについては、日経の 最後には、 最後に関する。 最後に対して、 最後に対して、 最後に対して、 最後に対して、 最後に対して、 最後に対して、 最後に対して、 最後に対して、 は、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、
50:	57 505	7035			z13077	厚生労働	付薬第0216002 号機造認つい成日 (器販車)で14日食業発の2160類 平2月不発売16 の21600類 の2160の類 機器のののでは、15日のである。 では、15日のでは、1	国 ① 新規性の高い機器も含め、医療機能 器の承認審者に必要なデータ等につては、通知により示している。 また、IT、バイオテクノロ と	① c ② d	īV	① 承認審査の際に必要とされるデータの内容等については一般的なことは通知により示している。一方、新規性、革新性の高い医療機器については、ももも医療機器は多種多様であり、とりわけ、その考規性、革新性故に類似の機器が存在せず、安全性、有効性を評価するために、どの程度のデータか必要がについてあらかじめ示すことは重要であると考えており、IT、バイオテクロジーを応用した貴先端の医療機器について、安全性、有効性の評価のための指標(技術評価指標)の策定を5年計画で進めており、順次公表することとしている。また、日本の企業の監察、試験のデータの種類、規模等について相談できるよう、独立行政法人医系品医療機能総合機構における治験前や申請前の相談制度を割けており、医療機器の承認申請が円滑に行われるよう取り組織である。また、申請品目の審査を行った際の審査の過程や結婚を導き出すための根拠などを整理した審査報告書を作成しな表述している。また、申請名と明本の過程を対している。また、申請名と目の過程を対している。また、申請名と目の過程を対している。また、申請名と目の過程を対している。また、申請名と目の過程を対している。また、申請者と言る過程とおいて、表述を書き出当官、申請者を寄査担当官の面接審査会において、表述化や安全性について積極的に説明できる機会を設けており、承述を発している。または行う面接審査会において、有効性や安全性について積極的に説明できる機会を設けており、承述を記述を表述されて、有効性や安全性について積極的に説明できる機会を設けており、本述を記述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述		(社)日本経済団( 連合会	* 35		新規性、革新性の高い医療機器 における承認審査の透明化【新 規】	①新規性、革新性の高い医療機器について、承認審査に必要なデータの内容、項目、規模・量)等の詳細な要件を申請者に明示すべきである。 ②同様に、承認審査における審議内容を開示するととも に、申請者が積極的に参画できる環境を整えるべきであ る。	:	審査申請を行うにあたり必要となる要件が明示されれば、申請者は、エピデンスデータ提出のため負っている多大な負荷を避けることができる。また、審議内容が申請者に開示されること、あないは、審議での申請者による連接別所が認らられることになれば、承認審査における行政・申請者間の業務効率化が実現できる。これにより、当該分野での技術革新スピードが加速し、画期的な多点、技術)の創出が期待できる。	薬率法第14条、第 68条	厚生労働省医 薬食品局審査 管理課	現行の薬事法の下では、新規性や革新性が高い医療機器の 承認審査において、データの内容 有限、種類、規模といった。 申請査が審査中語を行うにあたり必要となる要件が明示されていない。また、釈認審査のプロ せスにおいて、審議内容が申請 者に関示されない。 そのため申請者は、①審査に 必要十分なエデンスデータの 提出のため、また、②事議会後 の再申請においても同様に、時間的、作業的に多大な負荷を 負っている。

要望管理者	要望事	分割補助番品	統合	管:	理 所'	管省	該当法令	制度の現状	措置の	カー措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里俚 別 (規制改 革A/民	氏间開放要望書(2006めし 要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業 要能内容 実施内容	業の窓	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	<b>催</b> 方				770 厚生	三労働	薬事法第 23条の2	平成14年に薬事法が改正され、国際規制を類型化し、リスタの低い医療機器については、第三者認証機関による診証制度とするなどリスクに応じた規制に変更し、リスクの高い機器に審査リソースの集中を図っている。リスクが比較的低く、技術的な要件が確立できたものについては、第三者機関が認証を行うための影響を持続で書金をすることを3番とのとの情報で審査をすることができず個別が認証基準を作成できるとなる著名となるまな事となりません。との世間に位置するものとして、ある程度定型化が可能なものについて承認基準を作成できるものとの中間に位置するものとして、ある程度定型化が可能なものについて承認基準を作成	C C	I	不具合が発生したときに生命の危険に直結する忍れがある高度管理医療機器については、その有効性、安全性などを評価するには高度に専門的な機能の要であることから、医薬品医療機器については、その有効性、安全性などの評価にあいて承認書を行うことしている。人体のできたものから順変な対象があり要件が確立され、定型化できたものから原証機関によるとしている。一方、管理医療機器であっても、技術的要件が確立され、定型化できたものから認証機関による認証の対象へと終行することとしている。一方、管理医療機器であっても、技術的要件が確立でせ、有効性などの評価には専門的な知識が必要をしている。承認基準は、承認申請者の円滑な申請としている。承認基準は、承認申請者の円滑な申請と書きの効率化を図るため、技術的要件については、をの変全性としている。承認基準は、承認申請者の円滑な申請と書きの効率化を図るため、技術的要件について変型化できないまでも大まかな指標を定めることがで連れてきないまでも大まかな指標を定めることがでできないまでも大まの変異なる。東陽線の有効性、安全性などの評価に当たっては、専門家による審査が必要である。		(社)日本経済団体 連合会	7	間開放	第三者認証機関による審査範囲 の拡大【新規】	承認基準がある医療機器(例えば、MRI、骨密度測定装置など国際規格に適合している機器などの審査については、登録認証機関で審査できるようにすべきである。		承認審査については、基準がある場合、登録認証機関に よるが認証に置き始えることによって早期に承認(認証)が 得られることになり、患者・利用者への早期提供に資することになる。一方で、医薬品医療機器総合機構 (PMDA)として は、基準のない医療機器の審査に注力できることになり、限 られた審査リソースを有効に活用できることになる。	3,203,0010	厚葉生労働省等管器等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	改正業事法においては、第三 者認証制度が採用され、医の改善 された。しかし、第三者認証制度 された。しかし、第三者認証制度 で基づく参考性による審 査は、認証基準がある医療機器
5057	5057037			z13(	779 厚生	労働 し	薬事法第27を 変ででで まる まる まる 条	一般販売業の許可を受けている店舗 においては管理薬剤師の配置が必要 である		I	・医薬品は、保管状況の悪化、容器の破損等により、品質及び有効性が損なわれるおそれがあることから、その製造段階のみならず、流通段階においても適正に管理する必要がある。このため、他者への販売等を目的として医薬品を所有する者については、医薬品の専門家を配置しておくことが必要であり、また、医薬品の専門家を配置する必要がある。 ・プロピレングリコールやグリセリンはいわゆる調剤原料として用いられる医療用医薬品であり、医療用料として用いられる医療用医薬品ともでの高質及び有効性を担保するには薬剤師の持つ専門知識が必要不可欠であり、医薬品の販売を行う営業所等において、医薬品の専門家である薬剤師を配置し、医薬品を管理する必要がある。		(社) 日本経済団体 連合会	\$ 37	Α	販売業における管理薬剤師の必 直規制の見直し	毒性もなく、薬理作用の少ない薬剤原料(プロピレングリコール、グリセリン等)について、①商社、②販売業における営業所、倉庫等では、一定以上の専門知識を有する者に試験等を実施し、その合格者を管理者として認めるべきである。		①商社を通して業剤を販売する場合、薬剤自体は製造元の 工場から直接額常し配送され、商社では伝票処理だけとい 対状態である。このように、素性ななく、薬理作用の少ない薬剤 剤原料に関して、所有権を有するか否かに関わらず、実態と して医薬品を取扱が「薬剤解料に触れることのない商社な どでは薬剤師の他に一定以上の専門知識を有する者に試 験等を実施し、その合格者もその管理者として認めるべきで (22005年6月の規制改革要望集中受付月間における厚労省 の回答では、「医薬品の回収、廃業などの対応が必要となっ に取り扱う可能性がある」ために、医薬品の専門家である薬 剤師を記置しておくことが必要であり、伝来をこれらが、衛性も なく、薬理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門 知識を持った者でも十分対応可能とい、のずしも、薬剤師で ある必要はない。 ③販売業における程業所や倉庫等では、同様に、薬剤師で ある必要はない。 素理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門 かる必要はない。 素理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門 がある必要はない。 素理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門 ある必要はない。 素理作用の少ない薬剤原料の場合、のずしも、薬剤師で ある必要はない。 素理作用の少ない薬剤原料の場合、一定以上の専門知識を有する者を管理者とし て認めるべきである。	条、第9条の2、第	厚生労働省総務 要 課	薬事法では、販売業(卸売販売業)において、管理薬剤師の 配置が義務付けられている。
5057	5057038			z13(	980 厚生	労働化	建康 增集 第26条 第市 增 第市 增 第一 第 第12条		, c	W	特定保健用食品の許可(承認)申請に際し必要な 試験については、申請食品に含まれる成分や形態 により検証方法を選択すべきものであって、多種多 様な食品が開発されている今日、画一的な方法で 検証することは困難である。また、許可を行う主体で ある厚生労働省の立場からは、必要な試験の方法 を個別の申請者に開発段階で示すことは該適切では ない。代表的な保健の用途ごとの試験の留意事功 については、これまで既許可品の審查程においては、これまで既許可品の審查程においる添付資料作成上の留意事項について」(平成17年2月1日付け食安新発第0201002 号)においても示しているので、参考とされたい。	lend 1	(社) 日本経済団体 連合会	\$ 38	Α	特定保健用食品の事前審査制度 の創設【新規】	特定保健用食品の申請前に効率的な試験等を行えるように、試験方法等についての「事前相談制度」を創設すべ きである。	3	特定保健用食品の申請に当たり、食品機能の有効性を科学的に延明するための試験等を過去の事例を参考に行っているものの、申請後に拒否された場合、資源の浪費となる。 事前に試験方法等の相談が可能となれば、効率的な申請が行えるようになり、質の高い特定保健用食品を世に送り出すことが可能となる。	の留意事項につい て」	官埋課 食品安全部基 準審査課新開	「特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項について」(平成) 7年2月1日食安新等別201002号により。審査申請の際の流付資料にり、審査をは完められている。しかし、試験方法等までは定められていないことから、申請後に拒否されることが多い。

要望	型 要望		J補 ·号	統合	管理コード		該当法令	制度の現状		措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安主性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業の 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
与 505	7 50570						児童福祉	○保育士試験の受験資格については、①学校教育における大学(短期で大学を表別に全年以上を学しる2世以上取得した者 ②高等学校を卒業し、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者等としている。	c	ш	〇保育サービスの水準の向上を図っていくためには、保育士の資質を向上させていく必要がある。保育土試験については、保育土養成態を卒業した者以外にも、児童の保育に情熱を持つ有為の人を確保するため、幅広く資格取得の機会を与えようとするもの、保育工養成物得者の割程度を占め、保育工養成施設の卒業者が、短期大学相当の修年致、科目数を課されていることに照らせば、保育試験の受験要件についても、原則として、学校教育法における大学又は短期大学に2年以上在学し62単位以上取得することとの学歴要件が必要として、るところ。 〇一方で、児童の保育に情熱を持つ有為の人材・競しないため、①高等学校を卒業し、児童福祉施設において5年以上児童的保護に従事した者等にも受験資格を認めているとう。高等学校卒業後何ら児童福祉施設における真教経験等もないままに、試験結果の分によって、表校卒業後2年以上の修業年限を要する保育工養が企業後2年以上の修業年限を要する保育工養が施設を卒業した者と同一の資格を付与することは近当ではないと考える。	長にすうら学士育2ハード他PPI であむ	(社)日本経済団 連合会	本 39	間開放 A	保育士試験の受験要件緩和		て、するため、幅広く資格取得の機会を与えている」とし、具体的	プログライ 規則の一部を改正 する省令の施行に ついて」(昭和63年 5月28日児発第480 号)	厚生労働省雇 用均等·児童 家庭局保育課	保育士試験の受験資格は、 1988年の改正により高等学校 李業程度から超期大学卒業程 宴に引き上げられ、1991年4月1 日以降は、高等学校の普通]課 程を卒業しただけでは保育士試 験を受けられなった(1964年) 1月31日までに高等学校保育科 を卒業した者については特例が 認められている)。
505	7 50570	63			z13082	厚生労働省	健康 保 条	有 資格喪失前日まで継続して2ヶ月以上 被保険者であった者が資格喪失の日 より20日以内に任意継続被保険者と なることの申請を行った場合、任意継 続被保険者の資格を取得する。、	c	I	被保険者保護の観点から、ご要望の要件は一律に 法令で規定する必要があり、健康保険組合の任意 に設定できるようにすることは困難である。	11 May	(社)日本経済団 連合会	体 63	А	任意継続被保険者制度の見直し	①任意継続被保険者制度の存廃について、健保組合が選択できるようにすべきである。 択できるようにすべきである。 ②制度の存続を選択る場合で、ア任意総 続期間(2年以内)、イ資格取得に必要な健康保険被保険 者期間、の削納する保険料額における控除額について、そ れぞれ任意に設定できるようにすべきである。	①被用者保険の給付率が統一されたことで制度間の差がな (なり、任意継続被保険者制度の意義が薄れている。同制度 は、退職者保護という例外措置として、申請により暫定的に 被保険者になることを認めるものであり、仮に、申請しなけれ ば、国民健健保険の被除後者となる当時的かれている。 ②現行制度を維持するための事務処理負担等が、健保組合 の連営を圧迫していることから、早急な見直しが求められる。	項、第37条、第38 条、第47条、第165 条	厚生労働省保 険局保険課	継続して被保険者期間2ヵ月以上の者が資格失後、保険者に申止はることで最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続の医療制度改革により、各党被長される。年により、各党を教者には、協・第手当金を支給しないことになったが、保険料を前納した場合。年496で控除されるなど、場理的でない枠組みが残っている。
505	7 50570	64			z13083	厚生労働省	「健康 ( 原経会の 事業の で」( でのでは、 でのでのでは、 でのでがでがでは、 でのでは、 でのでは、 でのでがでがでが、 でのでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがで	健康保険組合の事業所編入については、「健康保険組合の事業所編入については、「健康保険組合の事業所編入について」(平成14年3月22日保発第322 003号)により、企業経営の実情に適合するように規制緩和しているところで表表	c	īV	健康保険組合は、国の健康保険事業を代行する2法人であることから、安定的かつ円滑な事業運営を確保するための根幹である企業、業種といった共選基盤の確認は、認可とすることが適当と考えている。	<u>\$</u>	(社)日本経済団 連合会	体 64	Α	新規事業所編入(同一健保組合 内事業所における会社設立)に関 する 規約変更の緩和	健保組合に既に加入している事業所が会社設立により 新規に当該健保組合に編入する場合は、厚生労働大臣の 認可を不要とすべきである(認可事項から届出事項への変 更 また、添付書類は簡素化を図るべきである。	2005年6月の規制改革要望集中受付月間において厚生労働省は、「健康保険組合は、(中略)加入事業所には同一の企業や業種といった一定の共通基盤を求めてしるが、当該要件を満たしているかどうか確認する必要があることから、設可を必要とする」と回答している。企業は国際競争力を維持するため、アウトソーシングや分社化、子会社統合など機能もにおける会社設立の場合、設立の場合では認可の前提となる登記簿等(登記簿書本、特主名簿、出資証明書、役員名簿、定款(の事態が各となどの事態が生じている。そうした事態を回避し、手続きにかかる負担が企業の機動がお出機再編を新げることのなどの事態が生じている。そうした事態を回避し、手続きにかかる負担が企業の機動がお出機再編を新げることのなる。同一健保組合における会社記立について資本関係や受負構成など共進基盤を有きない。	健康保険法第16条 健康保険法施行規 則第5条2項		健康保険組合の規約に関して、健康保険法施行規則第5条で項に規定を持めの変更に設立事業所の増加または減少を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要するとされている。

要望管理。号	型 要望事番 項管理番 番号		削補 番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505	7 505706	65			z13084	厚生労働省	" 法施行規	健康保険被保険者証には、事業所の 食 名称及び所在地を記載することとなっ さており、これに変更があったときは、運 満なく被保険者証を保険者に提出しな ければならない。	ь	īV	「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改定)」(平成18年3月31日)に基づき被保険者証の記載事項の見直しを行う予定である。		(社)日本経済団 連合会	₩ 65	B)	健康保険被保険者証(カード保険 証)の券面表示の見直し	ICカード保険証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。 ①記 号:編入事業所の固有番号→全事業所の共通番号②名 称:編入事業所の固有名詞→〇〇健康保険組合加入事業所 3所在地:編入事業所の所在地→〇〇健康保険組合の所在地		①健保組合では、被保険者番号により全ての被保険者に係わる情報をシステム管理し、また、被保険者番号の取扱いは高く機能を制度を発行した番号を持しままりを行した番号を持入失事を対しまり、「事業所所在地」は、データベースでシステム管理され、事事所を出りは、データベースでシステム管理され、事由発生時に更新している。したがって、現行の規制では人事異動の都度、カード保険証の更新が生じることなるが、改善により継続使用が可能となり、再発行のコストが軽減できる。所在地変更などの場合、被扶養者も含めた加入者全員分の回収・配布の手間が含、被扶養者も含めた加入者全員分の回収・配布の手間が含、被扶養者も含めた加入者全員分の回収・配布の手間が合、被扶養者も含めた加入者全員分の回収・配布の手間がら、被扶養者も含めた加入者全員分の目が、1000年の日の規制な事業が表がない。(2000年6月の規制な革要型集中受付月間において便生労働省は、「医療機関において疾病の必要性がない。(2000年6月の規制な革要型集中受付月間において便等労働省は、「医療機関において疾病者本人なり、加入している健保組合などに確認することで代替さる場合が大半であり、かかる指摘は当たらない。	「健康保険法施行 規則等の一部を改 正する省令」(平成 13年2月14日平成	厚生労働省保 険局保険課	現在、ICカード保険証の発行は、省合により次の規制を受けては、省合により次の規制を受けての記録(3括)、② 名称(3所在地の印字は、人事製等で変更した場合、速やかに変更(保険証をと替え)することになっている。
505	7 505706	66			z13085	厚生労働	保留健法则、金鄭厚保行第四法國法 保別學院 一個法 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	で 政府管掌健康保険及び厚生年金保険の の資格取得・喪失届は社会保険事務に 所に、雇用保険の資格取得・喪失届は公共職業安定所に対し行うこととなって いる。	ь	īV	社会保険と雇用保険の資格取得届及び資格喪失局については、平成18年10月から、全国の社会保険事務所に設置している「社会保険・労働保険徴収事務センター」においても受け付けることについて検書している。	E E	(社)日本経済団 連合会	本 66	A	厚生年金保険・健康保険・雇用保 隊の資格取得・喪失に係る 届出手続の一元化【新規】	社会保険と雇用保険の資格取得・喪失に係る届出手続を一元化し、社会保険事務所あるいは公共職業安定所のいずれかの窓口で双方の手続を完了できるようにすべきである。		社会保険や雇用保険の届出手続きについては、添付書類 の削減・省略など簡素・合理化を進める一方で、届出窓口及 び書類の一元化を図ることにより、企業の事務処理負担だ けではなく、行政の事務処理負担も併せて軽減される。	厚生年金保険法第 27条、厚生年金保	険局保険課 職業安定局雇 用保険課	同一社員に対する届出手続 (資格取得・喪失)であるのに、 社会保険の場合は社会保険事 務所、雇用保険の場合は公共 職業安定所というように別々の 窓口に届出なければならない。
505	7 505706	67			z13086	厚生労働省	社会保定法 分務工法 第2条 27条	○ 業務委託を認めていない。 ○ ② 社会保险学務士の答案を持たない	C	I	①労働社会保険諸法令に係る申請は多岐にわたり、その申請洩れや誤った申請等は国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるから、国民に不利定を担保する必要があり、社会保険労務士の資格を持足する必要があり、社会保険労務士の資格を持たない者に業務委任う会でない。 ② 社会保険労務士の資格を持たない者が社会保険労務士の資格を持たない者が社会保険労務士の資格を持たない者が社会保険労務士法第2条に規定された独占業務を受行わせ、ようとする場合、使用者は委託事業主の意向を優労する可能性がある一方、実際の業務を行う社会保険労務士は雇用関係にあるためその使用者の指力に従わざるを得ない。したがつて、仮に、労働社会保険諸法令を悪刑しようとした委託事業主がいた場合、協正なるを制制社会保険諸法令が実施が損なわれ、労働者の権利に重大な不利益を生じるおそれが高く、要望にあるような株式会社の形態を認めることはできない。	· 益力: 至, 是, 上 先 。 云 呆	(社)日本経済団 連合会	₩ 67	Α	社会保険学務士法による社会保 険業務委託の制限見直し【新規】	①行政機関等に提出する申請書類の作成や届出等の業務を、社会保険労務士(事務所または法人)以外に業務委託すること可能にすべきである。 ②社会保険労務士の資格を持ちたいる(金、書等)であっても、社会保険労務士の資格を有する者を雇用することにより、社会保険労務士の資格を有する者を雇用することにより、社会保険労務士事務所及び社会保険労務士法第2条に規定された業務が受託できるようにすべきである。		①近年、企業では、経営効率化や業務の高度化等の観点から、人事労務関係素等等についてアウトソーシング化や分にとり集中処理を進めている。こかし一方で、法人がこれらの業務をより組織的・専門的・機動的に行う際には制約を受けていることから、規制改革が求められる。②社会保険労務主事務所及び社会保険労務主法人を株式会社等として設立することが可能になれば、グループ企業等他企業における社会保険労務士法第2条に規定された業務を受託して集中処理することができる。併せて、代行サービス市場の拡大が期待できる。	社会保険労務士法 第2条、第3条、第 14条の2章で項、第 25条の2章で11、第 27条	厚生労働省労 働基準局労働 保険徴収課 社会保険庁運 営部企画課	①社会保険労務士(事務所)または社会保険労務士法人では ない者は、他人の求めに応い報 都を得て、社会保険労務士の実務 行の機関等への届出・申請 書 類の作成等。を行ってはない。 なり、 ②社会保険労務士事務所または 社会保険労務士事務所または 社会保険労務士基人を設立す ることはできない。

要望管理	型 要望事番 項管理番号	分割補助番号	# 統合	合 =		所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 措 分類		措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里俚 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容 実施内容		要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
505	7 505707	1		z	3087	厚生労働 省	食品衛生法	2003年7月より、平日の17時から21時 および土、日、休日の8時半から17時 の時間帯に執務時間外連絡窓口を設 置するとともに、東京、横浜、名古屋、 大阪、神戸・福岡の土室6海港検疫所 においては平日夜21時まで食品衛生 監視員を配置し、港湾024時間フル オープン化の促進を図っているところ。	d	_	執務時間外の対応については、輸入者等から検疫 所に対し事前に執務時間外の届出及び輸入食品監 復支援システム(FAINS)の利用を行いたい旨の申し 出があった場合には、執務時間外であってもFAINS を利用した届出手続が可能となるようシステムの運 用を図っているところである。 なお、当該運用について、今後とも引き続き検疫所 に対し周知を図ることとする。		(社)日本経済団 連合会	<sup>‡</sup> 71	D)	検疫所の臨時開庁の際の輸入届 出済書発行手続きのFAINSによる 処理【新規】	検疫所の執務時間外連絡窓口の開庁時間(平日の17時 ~21時、土日祝日の8時第3分~17時)に輸入手続きを行う 際にも、輸入食品監視支入テム(FAINS)を利用できる よう措置すべきである。		現在、検疫所の開庁時間内(8:30~17:00)に食料品等の輸入する際には、通関情報処理システム(NACCS)と電子的に接続している輸入食品監視支援システム(FANS)が広ぐ利用されている。2003年7月より、規関の國際体制の整備とつわせて、検疫所も主要港湾において執務時間外連絡窓口で幅入申請を行うためには、輸入届出書を紙は本で提出することがあり、利用者は開庁時間内と時間外で別々の対応を行わなければならない。	食品衛生法27条 食品衛生法施行規 則32条	厚生労働省食 品監視課	検疫所の開庁時間(平日の8時 30分~17時)外で、検疫所句執 務時間外連絡でロが開庁して いる時間帯(平日の17時~21 時、土日紀日の時30分~17 時)に輸入手続きを行う際には、 輸入届出済書を書面で提出しな ければならない。
505	7 505707	2		z	3088	厚生労働 省	食品衛生法第11条	平成15年の食品衛生法の改正において、食品中に残留する農薬、銅農薬等」という。)について、ポジティブリスト制度、残留基準の設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の流通を禁止する制度が導入することとされ、約3年あまりの準備期間を大きなれ、約3年あまりの金橋相間を大きれ、大きな、平成18年5月29日から施行された。		_	食品衛生法(昭和22年法第233号)第11条第1 項に基づき食品中に残留する農薬。飼料添加物及 び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)について外 留基準を設定した物質にかかる残留性のデータに ついては、農薬等の製造者が所有するものであるこ とからそのすべてを公表することは困難であるが、 各農薬等の残留基準の設定の際に必要なデータに ついてはこれまでも審議会資料として公開している ところである。なお、これらの物質等の主な使用用 することとする。 また、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食用 の指定、薬事法(昭和28年法第18条第1項の規定に基づく 意については、厚生労働者ホームページ等でお示し することとする。 また、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく 農薬の残留基準の設定は、農薬取締法 (昭和23年法律第82号)に基づく農薬の登録する 物力に、薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく 動物用医薬品の承認申請、「国外で使用される農薬 等に係る残留基準の設定は、資料添加め が指定、薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく に基づく要請があった場合に行っているところである。 が、役前から基準設定の過程において、行政手続 法(平成5年法律第88号)に基づくプリックコメット の設定を分析のと基準設定の過程において、行政手続 法(平成5年法律第88号)に基づくプリックコメット の務集を行っており、寄せられた意見を踏まえ基準 の設定を行っているところである。 が、役前から基準設定の過程において、行政手続 法(平成5年法律第88号)に基づくでブリックコメット の務集を行っており、寄せられた意見を踏まえ基準 としているとのでは、今後、計画的に内閣を の設定を行っている。大は、食物が表に基準を を記されたる制度 数とした、大は、今後、計画的に内閣が の影でを行っているとして、、今後、計画的に内閣を を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等について、、今後、計画的に内閣が を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、計画的に内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、日間のに内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、日間のに内閣を なれ、食品中の農薬等については、今後、日間のに内閣を なれ、食品中の農薬を なれ、食品中の農薬を なれ、食品中の農薬を のいたの食品中の農物に、 、まずに、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		(社)日本経済団 連合会	* 72	A	残留農薬等のポジティブ・リスト制度に係る連用体制の整備【新規】	規制対象となる食品中の残留農薬、動物医薬品、飼料添加物について、単なるリストを示すだけではなく、農薬等の 残留性や主要用途等に関する情報を公開すべきである。 また、対象品、残留基金等については、制度の適用実 患や事業者等の意見を踏まえ、定期的に見直しを図るべ きである。		2006年3月31日に厚生労働省が公表した「ポジティブリスト制度にこいて Q&A」では、「残留農業等のポジティブ・リスト制度は、食品に残留する農業等の分が生生産者や食品事業者等に義務付けるものではありません」としている。しかし、事業者としては、消費者の信頼に応え、自社製品の安全性に万全を期すためには、自主検査は不可欠である。こうした自主検査がかつ効率的に実施されるためには、個別の農業等の基準値のリストを公表するのがことどまらず、農林水省とも連携を図り、その残留性や主要用では、信用さら情報を含わせて公開する必要がある。また、海外で使用される農業等についても調査を行い、自主検査を行う際の参考となるカイドライン等の作成を行うべきである。さらに制度の実施状況や農業等における技術革新を踏まえ、定期的に対象品日や残留性などの規準の見直しを図るべきである。	定める件」(平成17年厚生分別を行う、 年厚生労働省号)第11条第3項のの健康ない。 を第3項のの健康ない。 を対しているとが明してきからい。 大きからのというできない。	厚生労働省省医品審 受品部乳內內 養基內內 養基 在 監 體	2003年の食品衛生法の改正 により、本年5月20日より食率 により、本年5月20日より食薬 (係るポジティブリスト制度が施 であるにも係らず、告示めら施 行までの時間の難予や情報開 示が不十分であるなど、円滑な 制度の導入に向けた十分な環 競が整備されていない状況にあ る。
505	7 505707	3		z	3089	厚生労働	法第10条 食品安全	食品添加物については、厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものとして定める場合を除いては、使用等が禁止されている(食品衛生法第10条)。また、厚生労働大臣が食品添加物について人の健康を損なうおそれかないものとして定める場合には、食員会安全基本法に基づき食品安全委員会の意見を聴くとが教務づけられている(食品安全基本法第24条)。	d	_	日本国内での食品添加物の使用を認めるに当たっては、使用を希望する者(企業等)からの要請を受けて、検討を開始することとしている。食品添加物の指定の要請については、要請に必要な資料やその手続添加物の指定及び使用基準改正に関する計針について」で既に示しているところであり、当該指針について」で既に示しているところであり、当該指針について「行われたい。 なお、JECFAでの評価対象品目は、基本的には国際政府間組織であるコーデックス委員会の要請に応じて決定されるものと承知している。	7) - - :	(社)日本経済団 連合会	* 73	Α	食品添加物の国際的整合化【新 規】	ついては、国内においても使用できるよう、良田女主要員 されていない添加物を含む製品を輸出	「で安全性が確認 出することが困難 Oいて、JECFAに	日本国内で使用が認められている800種類弱の添加物のうち、JECFAによって承認されているのは約300種類しかない。その一方、JECFAから安全と認められているその他600種類との物質は、世界中でな使用されている多数の活動物を含め、日本では使用が認められていない。2002年7月26日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で厚生労働省は「FAO /WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で定の範囲内で安全性が確認されており、かつ米国及びEU諸国等で使用が広く認められ、国際的に必要性が高いと考えられる添加物については、企業から必要性を検討していく」としている必要性を検討していく」としている必要性を受けて現在食品安全委員会では、上記の条件を満たした添加物を国内で使用するために検討が行われているが、その品目数は音楽を除く46息日であり、指定の上でいるが、その品目数は音楽を除く46息目であり、指であるなど、審議のスピードは遅く、検討対象品目の拡大も図られてしない。(*)	第10条 第4条 第19条 第19条 第19条 第19条 第19条 第19条 時間 計量	薬食品局食品 安全部 内閣府食品安	る食品添加物の種類が異なり、

要管理	望要望	望事 分野 財	)割補 )番号	統合		所管省 庁等	該当法令	制度の現状		措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
50:	57 5057	7090				内房广省等国际	明計画 (平成16 年12月	・旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券看号を宿泊者名簿に、14氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載しなければならない。15配載する際には、当該宿泊者に対し、上京会の皇示を求めるとともに、その写した。	c c	IV	外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導にていては、「テロの未然防止に関する行動計画(平成6年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊名を海の配載事項の正確性を担保することによって條行政機関による外国人テロリストに関する正確かの迅速な情報収集や追跡調査等に支援を来さなしようにすることを目的として措置したものであり、テロに対する国民の安全等を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いことから、これを廃止することは困難である。	1 性 対 ツ へ コ -	(社)日本経済団 連合会	* 90		旅館・ホテルにおける外国人宿泊 者の旅券写しの取得・保存の見直 し【新規】	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略でき るようにすべきである。		運用の改善により外国人旅行者に対する接遇が向上すれば、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとする観光立国 の推進に資するものと考える。	日国際組織犯対 等・国際組織犯対 等・国際部決施の行政 旅館の一部を通り、 原本業法施の行政 が一部をが行と規則 での一部をが行と見り、 原本等は施改行に2月度 所館業法施改行に2月度 所館業法施改行度 日長通施市正関 の名での施事で の高の企の施事で をのといる。 日本の企業が の名で同じつい、 日本の企業が 日本のと 日本の企業が 日本のと 日本のと 日本のと 日本のと 日本のと 日本のと 日本のと 日本のと	厚生労働省健康局生活衛生課	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国 新計画(平成16年12月10日国 新出境21月4至7号、旅館業法施 号)が改正され、2006年4月1日 より、旅館・不力・の宿泊者名 第に今日本宿泊客の国籍なら びに旅券書号の記述ができた。 第に外の者の登録を は、10年間では、 10年には、 10年には 10年には 10年には 10年には 10年には 10年には 10年には
509	57 5057	7112			z13091	総務省、機等生物、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、経済、		、 労働安全衛生法においては、圧力容 ・ 器又は化学設備について、構造要件、 検査の実施、設置届等を義務付けてい 等	b	п	ご指摘のとおり、「規制改革・民間開放推進3か年計画順再改定)」(2006年3月31日間議決定)に従い、 用度、今年度中に、経済準、厚生労働省、消能 庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更さ る合理化・簡素化について結論を得るとともに、それ について、周知徹底を図ることとしている。	方 よ	(社)日本経済団 連合会	* 112	Α	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している個々の機器・設備が、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、申請・届出書類の様式が一によちない合理化を実施すべきである。早期に措置することが困難な場合は、少なくとも、機器・設備に適用される適用法今を装置ごとに一括して適用すべきである。さらに、まず改造・増設を伴わない変更(維持補修等)について、法令の重複適用を解消すべきである。さらに、以下の点について人裁計が、そである。さらに、以下の点について人裁計が、そである。さらに、以下の点について人裁計が、そである。さらに、以下の点について人裁計が、とである。さらに、以下の点について人裁計が、とで表す。 (1)股備設置・変更の計算の制(事制蓄を規制)から規定適つ状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ②技術的事項(設備設置・検査等)に関する法令の性能規定化		コンピナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法による現状の規制はブラン全体の総合的な保安値径の目的にそぐわない。 「石油コンピナートに係る保安は法の合理化・整合化促進に関する実務者委員会」では、保安4法の重接適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法板正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。「規制改革・民間開放化産」3、「再度(中路)検討したいない。「規制改革・民間開放化産」3、「再度(中路)検討したいる「共和、宣信の経過を回じたいない。」、「再度(中路)検討したいる「共和、自動の経過を対した。大に、「再度(中路)検討したいる「共和、自動の経過される。また、形式規定から性能規定へと変更することで民間企業の先端技術を用いることが可能になり、規制を国際的に整合性がとれたものにすることで事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。	石 洲コンピナート寺		石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる名作が所管するので、技術なり、申申請・近急制を受ける。例えば、石油化学のプロセスは、貯蔵セングを除き圧を超える状態をなって、消防働を商用される。大阪法を商生法が検査(祭存等において、国生のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
50:	57 5057	7115			z13092	厚生労働省	労働 安法	ボイラー又は第一種圧力容器検査証 の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関において実施される性能検査を受けなければならな		1	「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」 (2006年3月31日開議決定)に従い、平成18年度中 (二一定の安全管理基準を満たす事業場において 自主検査が可能となる認定制度・基準の導入を可 を含む)について、安全の確保を前提に検討するこ ととしており、その結果、認定制度・基準の導入を行 うこととなった場合には、平成19年度以降に認定制 度・基準の具体的内容について検討を行うとともに その導入のための制度整備を行う。		(社)日本経済団 連合会	* 115	Α	労働安全衛生法の認定制度にお ける自主検査の導入	労働安全衛生法に定める認定制度に自主検査を導入 し、自主検査を基本としている高圧ガス保安法の認定制度 との整合を図るべきである。		事業所の安全管理、設備管理は装置ごとに行っているが、 検査主体は装置を構成する設備毎に異なるため、事業所運 営の効率低下を招いている。 「規制改革、民間の事業に対している。」 月31日間議決定」では、1一定の安全基準を満たす事業者に おいて自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全 の確保を前提に検討する」とされているが、明確な時期や内 答が示されていない。	器規則第38条、第	厚生労働省省 学全課 衛生部安全課	労働安全衛生法の認定制度 の性能検査は性能秘査代行機 関が行うことされており、事業 者が自主検査できない。 できない。

要管理	望 要望番 項管	事分割助番	J補 <del>F号</del>	統合		所管省 庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類		措置の概要(対応策)	その他	要望主体	<b>学</b> 快笛	安里性別(規制改革A/民間開放	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業の 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
500	57 50571	39			z13093	全省庁		厚生労働省においては、既に平成13年 12月より売掛債権担保融資保証制度 を利用する場合の債権譲渡特約の部 分解除を実施し、更に平成17年4月に よりその譲渡対象者の範囲の拡大を抗 置したところである。	С	IV	各省庁及び地方公共団体に適用する統一的な共通 ルールの策定については、制度を統一的に調整す る権限がないため、当省として回答できる立場にな い。		(社)日本経済6 連合会	l体 139	Α	国・地方公共団体向け金銭債権 の証券化に係る譲渡禁止特約の 解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡業上特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(①譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。(②事前承認手続を大幅に簡素化する、3)債権譲渡に対する取扱いを統一する)を変し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱うべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が 障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省 庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが 求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体 同けの金銭債権については、譲 廃禁止件約が付されていること が多く、当該金銭債権の証券化 等を行うことができない。 近年、一部の省庁においいては 事前に承認を得ることはり譲 変を認めたり、特定の譲渡先に ついては債権譲渡禁止・実項適 用の例外とする等、企業におけ で表している。 による対応のが、 になる対応のが、 による対応のが、 のも、 のも、 のも、 のも、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは
50	57 50571	87			z13094	厚生労働		特級ポイラー技士免許、一級ポイラー 技士免許及び二級ポイラー技士免許 1に係る免許試験の受験資格を定めた。 の (それぞれ、一定条件の資格を有したり、一 定条件の実地修習を経た者等が受験 資格を有する。)	d d	ш	ポイラー技士試験については、直下下位級の資格がなくても実地修習を経た者については、受験できる。 なお、平成16年3月26日にポイラー及び圧力容繁 安全規則を改正し、同年3月31日よりポイラーの実 務経験がなくても特級ポイラー技士及び一級ポイ ラー技士の免許試験を受験することができるように したところである。	; }	(社)日本経済( 連合会	1体 187	Α	ポイラー技士免許試験の受験規 制の緩和 【新規】	ポイラー技士免許試験の受験については、直下位級の 有資格者でなくとも受験できるようにすべきである。	ボイラー技士免許試験の受験については、高度な知識を 持っ上位級の資格者をできるだけ早く育成するニーズがあ るにも関わらず、直下位級の有資格者でなければ上位級の 免許試験を受験できないことにより、技術者育成の妨げに なっている。 例えば、高圧ガス製造保安責任者。危険物取扱者、冷凍 機械責任者などについて、同様に3段階の資格制度になって いるが、これらについては、直下位級の資格を取得していな くても、上位級の資格試験を受験することが認められてい る。 できるだけ多くの技術者に早い段階でより広範により深く勉 強する機会を与えることは、技術水準の向上につながり、大 きなメリットがある。	ボイラー及び圧力 容器安全規則第 101条	厚生労働省労働基準局安全衛生部 衛生部	ボイラー技士資格は特級、一 & 二級の3分類があり、それぞ れの級に応じた業務範囲が定 められている。 ボイラー及び上の容器安全規 側第101条により、ボイラー技士 を受けるものは一級資格者、一 を受けるものは二級資格者に 限定されており、二級から順番 こ受験することが定められてい る。
50	57 50571	93			z13095	警察庁(本)人 「本)人 「本)人 「本)人 「本)人 「本)人 「本)人 「本)人 「	出理民出理民第第三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	は 大きな ・ か護業務に従事することを目的とした 在留資格は存在しない。	c	I	介護福祉士資格は、業務独占資格ではなく、実際に従事している業務は、実態上、資格を有しない者とも同一の労働市場を形成しているため、日本人介護労働者と競合、代替するなどの悪影響を及ぼすまたれがあることから、「専門的・技術的分野」として外国人を積極的に受け入れるべき分野には該当しななお、日比経済連携協定交渉においては、我が区の介護福祉士資格取得など一定の要件の下に受け入れることを大筋合意しているが、これは経済連携協定産締結の促進の観点から、一定の枠組みを作った上で特例的に表が国での就労を認めることとした上で特例的に表が国での就労を認めることとしたまた、介護員養成研修事業者)はついては、サービスの質を確保するため、講師の水準、教授する科目、演習の時間かを対った都道府県が確認を行い、これを満たさないものについては指定を取り消すことになったおり、研修海が実施する場合、その研修内容が基準を満たさないものにこいては指定を取り消すことになっており、研修海が実施する場合、その研修内容が基準を満たすに足る水準に達しているかどうかを都道府県が確認を行い、これを満たさないものについては指定を取り消すことになっており、研修を海外で実施する場合、その研修内容が基準を満たすに足る水準に遠しているかどうかを都道府県が確認することが困難であるので、海外で研修事業を行うことは適当でないと考える。	- 1 1 3 4 5 9 5 7 7 1 5 5 9 5 1 5 1	(社)日本経済5 連合会	1年 193	Α	外国人の介護分野での在留資格 の整備	当面、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国におけるが国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わか国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人て一定の日本語能力を有する者については、「留学)等のを留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養廃修育のことを認め、介護福祉士として必要な知識かよび技能を修育することを認め、介護福祉士の自体制度、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。将来的には、介護福祉士協政の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームへルバー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を対するくわが国の訪問介護負養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきのある。	介護は、少子・高齢化が進む中、得来的に労働力不足が 深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービス の維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入 れることが重要である。右記の日比大第合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野 での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として 評価できるが、わが国の介護サービスの維持・充実の観点 からも、経済連携協定交渉において合意した場合に限らず、 同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきで ある。	出入国管理及び 理及び 発定法第1条項 第2号の基準を定 対会者は五及法 経過程を が が 関連保険法	月47-書館得し非話に労用籍目のすたしに資 「発育者上席"でなど 国 国 出局働省 出局働省	日比経済連携協定(2004年11 1大筋合意)に係る基本的枠組 大の下で、一定の要件を満た 力大筋合意)に係る基本的枠組 大の下で、一定の要件を満た がで、一定の要件を満た がで、一定の要件を満た が修了後、日本協会の研究 修了後、日本協会の にながすることを認った。 は教を受験後、日本協会の「滞在 財務の上限をは「国家資格取得者 はか経路のも私の目を動かる「海在 財務と受験を、日本協会が が設めることをなった。 は教を受験を、日本の信息を が移路のも私の目を が認めることをなった。 は教を受験を、日本の信息を が移路のも私の目を が移路のも私のとなった。 は教を受験を として引き続き、 の目本国内の対象に なるとなった。 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にして引き続き、 にしていては、 にしていては、 にしていては、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていては、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでは、 にしていて変いでに についてでは、 にしていて変いでに についてでは、 についてでは、 についてでは、 についてで、 についてで、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 についてで、 は、 について、 について、 について、 は、 について、 についる についる についる についる についる についる についる についる についる についる についる にった。 にった

要望管理者	要望事	分割補助番号	統合	. 管:		管省	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番	安里性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	<b>留</b>			z13(	警法 5096 厚.	察務生省	出理民出理民第項基的令 国政定国政定等2準30令 管難法管難法第号を省	専門的、技術的分野の外国人労働者 については、受入れを積極的に行って いるが、いわゆる単純労働者について は受入れを行っていない。		I	「専門的・技術的分野」の範囲は、入管法において国民生活に与える影響等を勘案して定められるもとされているところ、現行の在留資格「技能」については、一定レベルの熟練労働者を受け入れた場合に、企業の若者育成労を阻害し、円滑な技能がに支障を来す恐れがあることなど、国内労働市場「与える影響が考慮され、日本人では代替取扱など産業上特殊な分野に限られているものである。したがって、「技能」の範囲をより柔軟に解釈してもいりの分野との区分の意義を曖昧にすることから不適である。また、受入れの条件として、一定の技能や日本語解力等とのといる。また、受入れの条件として、一定の技能や日本語が挙げられているが、その定義・範囲が平明をあり、実質的に単純労働者を受け入れることはなるおそれが強く、①労働市場への悪影響「雇用機会の少ない高齢者や女性との競合、若年者の職業能力の伸長・発揮の機会の喪失、非正社員の正社員のない高齢者や女性との競合、若年者の職業能力の伸長・発揮の機会の喪失、非正社員の正社員になるがない。といいは、1000年であり、実質的に単純労働者を受け入れることになるまれが強く、①労働市場へとしている。といいは、1000年であた。単位には、1000年であた。主ないは、1000年であた。主ないは、1000年であり	へた 継にた ここよの ・を鹿でらりすい 温む	(社)日本経済団( 連合会	号 195	間開放	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現状、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない 分野の外国人労働者の受入れについて、政府は、徒に結 論を先送りすることのないよう、期限を守明確にした上で可及 的途かいに検討を観めるの時で記められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な 分野に属する熟練した技能を要する表彰し企事する活動」と をより集献に解釈して基準省令を見能し、わか国の産業競 争力、地域程券、ならびに国民士活の維持、強化の観点か		わが国では労働人口減少や2007年問題の顕在化を受け、一部の製造業、サービス業などの現場において、熟練技術的・技術的とかさされている。このため、現在は専門的・技術的とかさされているい。分野にして、長の高の目の見にを検討することが実際の課題である。といりけ、かが国産業の国際競争力の源泉である生産現場に不可欠な技術・技能、知識・ケッハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持する上で不可欠な人材などをより積極的に受け、カストのより、看護・介護や流行・ホテル業に係る技術のように、インドネシア側より、看護・介護や流行・ホテル業に係る技術のように、インドネシア側より、看護・介護や流行・ホテル業に係る技術の大力に、日本の大力を対し、大利の受人れ、人をには、インドネシア側より、看護・介護や流行・ホテル業に係る技術である。とい、たり間としては、近日の大力を指しまして、実践がの対し、大力を	出入国管理及び 民設定法第7条 第2号の基準を定 める省令	法務省出入国	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民 認定法(入管法)上、「投資・経 選」、「研究」、「技術」、「人文知 號・国際業務、「企業内転動」、 「技能」等の14資格(「外交」、 「人をの具体的な変件は、出入 国管理及び難民認定法第7条1 項第2号の基準を定める令に て規定されている。 第三次以入国管理基本計
5057	5057213	3		z130	297 厚空	務省、 E労働 省	治法第二 百三十四 条の三 ・地方自	て、債務負担行為として予算で定める	c	I	地方自治法では、翌年度以降にわたる物品の借 入れ又は役務提供を受ける契約で、その契約の性 質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければま 該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの等 に限り、例外として、債務負担行為として予算で定る ることなく、長期継続契約を締結することができる のとされているが、ご提案の特定健康診査等の委員 は、このような性質のものとは客観的に認められな い。	E i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	(社)日本経済団 連合会	k 213	Α	特定健康診査等の要託における 複数年度契約の容認【新規】	特定健康診査等による医療費削減の効果を単年度で示すことは困難であることから、同一事業者が中長期的に事業に取り組めるよう、複数年度契約を認めるべきである。		医療費削減の効果は、複数年度にわたって同一事業者が 特定健康診査等を実施した方が把握しやすいため、複数年 度契約を認めるべきである。	地方自治法第214条、第234条の3 系》第234条の3 高》部の医療の研 空泉 空泉 空泉 健康保験で3 第3項各号	総務省自治行 政局行政課 厚生労働省保 険局国民健康	地方公共団体の予算には単年度主義が採用されているため、原則として単年度契約に結ぶもいる。 電気・ガス若しくは水の供給等について長期継ている。 1000年度が砂壁環保険に医療保険の可運営主体に、40歳以上病向け健康総計場のでは、40歳以上病向け健康総計場のでは、40歳以上病向け健康総計場のでは、40歳以上病向け健康総計場のでは、40歳以上病のがよるなどへの生産を経過が多数では、40歳以上病のがよるなどへの生産を経過がある。と特定保健指導の実施が最終では、40歳以上病の対した。40歳以上病の対して、40歳以上病の対して、40歳以上病の対して、40歳以上病の対して、40歳以上病の対して、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の状態を含く、40歳以上病の表質が表現を含く、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病の状態を含えりは、40歳以上病のれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれれ
5057	5057224			z13(	098 省	経済 業省、 境省	労働 衛学審製規すす 律学審製制る 律	労働安全衛生法においては、化学物質による労働者の健康障害を設定し、輸入しようとする事業者は、当該化学物質の名称、有害性の調査結果等を厚生労働大臣に届けることとされている。事労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。のを要な措置を講じなければならない。のを選ばしていればならないのできる。化環法においては、有害な化学物例を担当を指して人の健康又は動物の生息・生育に与える影響を未然に飲止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとするものは、オらかじめ厚生労働人しようとするものは、大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c c	п	労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に基づ 新規化学物質の届出制度は、労働安全衛生担当 署において、当該化学物質へのばく露による労働利 の健康障害防止の観点から、新規化学物質の有無について把握、審査するとともに、必要な 場合に労働衛生上の対策を講じるよう指導するもん である。化学物質の審査及び製造等の規制に関す る法律(以下化無法)という。)においては、動植物 生息・生育に与える影響を未然に防止することを目 的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする 切は、あらかしめ厚生労働大臣、経済産業大臣及 環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。 制度の目的、審査の観点が異なることがら、それ れへの届出が必要であり、両法を適づに運用してい くためには、窓口を一本化することは適づけない また、安衛法においては、化審法に基づく届出の 免除されている製造中間体についても届出の対象 「当該新規化学物質について予定している製造又 取扱いの方法を記載した書面と添えて提出しない ればならないこととされており、化審法による届出 容とは異なっているところである。 したがつて、化審法による届出があれば、安衛法 による届出を不要とした場合、労働者保護の観点を による届出を不要とした場合、労働者保護の観点を を による届出を不要とした場合、労働者の健康確保に大きな 支限を生じるおそれがある。 よって、化審法による届出が行われたからといっ て、安衛法の届出を不要とすることはできない。	郷香屋 こりこより からば だっこく といましり ことのこ	(社)日本経済団体 連合会	k 224	А	化審法と労働安全衛生法における新規化学物質に関する重複届 出の簡素化【新規】	新規化学物質に関する変異原性試験とが人原性試験の 結果について、化審法に基づいて届出をした場合は、労働 安全衛生法の届出を不要とすべきである。		新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の 結果について、化審法に基づく届出と労働安全衛生法に基 づく届出の内容は同一であるため、届出業務の簡素化によ り事業者の負担を軽減することができる。	及び第2種監視化 学物質に係る有害	经遗址 医变性 医变性 医变性 医克里特氏 医甲基甲甲基甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	化審法において、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、新規化学物質の名称等を経済建業省に開け出ることが 人の健康を損なうおそれ(有変異原性試験や、がが原性試験等を実施することされている。その際、人の健康を損なうおそれ(有変異原性試験や、がが原性試験等を実施することとされている。労働安全衛生法では、新規化学物質を製造し、輸入しようとする者は、有害性の調査では、変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異原性に関・変異の等以よのが見ずれがの原数を行うこととされている。

要望管理?	要望事 項管理 番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省 广等		制度の現状	措置0	の措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057228	i		z1309	省、経済 産業省、	が製造等 の規制	化審法においては、有害な化学物質が環境を経由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとするものは、大きかにめ厚生労働大臣、経済産業大臣の支勢して、大きなでは、化学物質を製造し、動物の生態、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	īV	労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)は、労権者の安全衛生法(以下「安衛法」という。)は、労権学物質については労働環境等を通じた直接的ない環路による労働者の健康影響防止が主眼となっている。一方、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下)化審法」という。)は、化学物質の第一時方える影響を未然に防止することを目的としているが、仮に手がのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		(社)日本経済団 連合会	* 225	A	化審法における不純物規制の見 直し【新規】	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、労働安全衛生法の運用上の含有割合である10重量%へ引き上げるべきである。		不純物を1重量%以上含んだ化合物が新規化学物質と扱われると、不純物全てについて衛生性試験を行うことになるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物の全体を表すのです。 また、衛生性試験では8~9種類の試験を行う必要があり、1つの新規化学物質あたり最大2000万円程度の費用と、7~8か月程度の期間がかかり、事業者に負担が生じている。この日程度の期間がかかり、事業者に負担が生じている。この日程度の取る全衛生法では、不純物の含素割含を10重量%以上として適用することで新規化学物質の安全体が担保されてあり、見直しにあたり参与できるある。 は、2000年間、米面、EU、カナケ等)では不純物に関するな。路外国、関する日本は一般である。 は、日本の日本のである。 出は不要とされており、衛生性試験により化学物質の製造販売時期が遅れると、国際競争の観点から不利である。	び製造等の規制に 関する法律の運用 (こついて(2004年3) 月25日 薬食発第 0325001号、2004 年3月19日第3号、 環保企発第 040325001) 有害性情報の報告 に関する運用につ	造物厚薬 環境保化学課 医查 環境保証 環境 医查 環境 医查 電域 医全球	不純物として含まれる化合物 については、その含有割合が1 重量%以上の場合は、当該化 合物は新規化学物質として取り 扱われる。
5059	5059008			z1310	) 厚生労働省	労働安法 (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金)	第 フォークリフトについては、一年を超え が ない期間ごとに一回、定期に、資格を 有する労働者による自主検査を行わな		ш	フォークリフトについては、重量物の昇降を伴う積み卸し、旋回等の荷役作業が頻繁に繰り返し行われるため、制動装置及び走行装置等を含めて単一機能の貨物自動車と比べ過酷な使用状況にあること。また、年次の特定自主検査では、新車のかの不良管所が見出されている(フォークリフトの約3万合の新車を対象とした平成16年7月の調査データ)ことから、当該機械による労働災害を防止するためには、1年ごとに所定の項目について検査・専門的知識技能を有する検査者による分解検査を行う必要があり、貨物自動車の車検に合わせて、特定自主検査の期間を2年に延長することは適当を基本としており、専門的知識を必要とする重要項目についての検査が行われず、これをもって年次の特定自主検査フォークリフト実態調査結果にていては、社団法人建設停2車両安全技術協会が実施したものであり、不良箇所名を含む結果を平成10年8月にお示している。なお、当該調査においては、メーカー名及び検査を施機関については調査・集計していない。		(社)全日本トラツ 協会	Ź 5	A	フォークリフトの特定自主検査期 間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長については、以前より1年から2年に延長していただきたい旨要望を行っている。それに対して、一幹年、平成16年7月の調査データによると、新車使用後1年1日であっても約9割の検査車両で不良箇所が見出されていると回答を受け、メーカー名、不良箇所名、検査実施機関を早急に公表するよう要望しているが、無回答である。速やかに、公表するよう、再度、要望いたしたい。	力側女王俐土法弟 45冬 労働安全衛	厚生労働省	
5058	5059000			z1310	厚生労働省	推進す施昭 年令 号)1条のに指揮する 一年の に 日本 一年	程 日	ころするでは、とう月・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I	際外平制度については、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライギーションの理念から見て問題があること。除外率制実態と合わなくなって、戦害者の職域を挟めるおそれがあることを等いて、人、障害者の職域を挟めるおそれがあること等から、不合理な制度と全かなくなっている。このため、平成十四年の障害者雇用促進法の改正により、除外率制たを平成十六年四月一日から原則廃止することとした、経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を設定するととした。廃外率設定者ととして、平成十六年四月一日か、進ルの方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小を進めていくこととしたところであり、廃止へ向けた縮小の第一段階として、平成十六年四月一日より、全業種一律一〇多ポイントをものである。また、障害者の雇用の促進法等に関係、平成十四年四月一〇日、参議院・平成十四年四月二十三日においては、それぞれに除外率制度に回いては、除外率縮小の日程などを申にいては、それぞれに除外率制度については、除り、平制度については、下のである。また、障害者の雇用の促進法等に関係が事業が、では、原止に向けた取り組みが着実に進められるよう努めること「除外率縮小の日程などを申にいては、未なにを止いては、中ないでは、本は、原止して明確にし、廃止に向けた取り組みが着実に進められるよう努めること「除外率縮小の日程などを申請ですることとも、し、原止しては、除外等をからでは、平成「自く2004年間にいては、下の時間に、原止に向けた取組が着実に進むら、大きないでは、平成「自く2004年間には、下の時間には、中域には、中域には、中域には、中域には、中域には、中域には、中域には、中域		(社)全日本トラッ 協会	9 6	A	障害者雇用に係る「除外率」の見 直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	当業界としても、障害者雇用については、法制度の主旨を十分に理解し、会員事業者に対して、啓発活動を行っているところである。しかしながら、トラック運送事業従事者の約割は現場作業員で労働負担が多く、多数の過労死設定者をせじており、その対策に苦虚しているような現状でありますが、除外ではいくないでは、バス・タウシーと同等にしていただきたい。また、平成16年以降、国、地方自治体に対していただきたい。また、中成16年以降、国、地方自治体では、が、現在の障害者雇用実態について公表されたい。	進等に関する法律 第14条	厚生労働省	

														安宝俚	氏间開放安望書(2006めし						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管:	里 所管省 ・ド 庁等	該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5061	5061001			z131	02 厚生労働	指に業囲介士受に護務に(昭年日23道事生局生家施行の及福綾資名の範い和月庶各県で社・児局知知の利用庶名県で社・児局知知月庶名戦では、児島知知日庶名戦では、日は第都以厚金厚重長)	①介護力強化病床により構成される病 「棟又は診療所②療養病床により構成される病 ・植取は診療所(平成9年7月より ・ 直角用)、③指定介護療養型医療施設 ・ 直角用)、③指定介護療養型医療施設 ・ 信養養病等に限る。②老人性認的 ・ 症疾患療養病様(平成12年7月より適 用)のいずれかにおいて看護の補助的 ・ 事物の実務を行っている者であれば、介 ・ 提福社士の受験資格である実務経験 として認めている。	b b	IV	介護福祉士は、専門的知識及び技術をもってその身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する介護及び介護に関する指導を行うものであることから、そのために必要な専門的知識・技能等を習得するため、法律上国家試験の受験資格として、3年以上の介護業務に依名実務経験が必要とされており、その具体的範囲として施設・事業を特定しているところである。医療機関のうち療養病棟に勤務する看護助手であって、その主たる業務が特別養護老人杯一ム外護老人保健施設と同様に介護等の業務を行っている首については、現在でも、介護福祉士の受験資格である実務経験として認めている。今回ご要望のあった急性関係の看護助手の実務経験については、その主たる業務が特別養護の実務経験については、その主たる業務が特別養護の実務経験については、その主たる業務が特別養護の実務経験については、その主たる業務が特別養護の実務経験の範囲に含めるかどうかについてなる方の大の機能をの実務を検索の範囲に含めるかどうかについてなる。大の実施状況、介護福祉士の養成のあり方の見直しの実施状況、介護福祉士の養成のあり方の見直しを踏まえ、来年予定される社会福祉士及び介護福祉士法改正後に、検討することとする。		様日本教育クリエ ト名古屋支社	f 1	Α	介護福祉士の資格取得する際の 実務経験に看護助手経験を含め でほしい。	敬た帯する患者がいるため、当該医療機関(角性期偿院)	つとして2級ヘルパー以上の資格になってくるが、ヘル 小一資格を保持しながら、長年業務に従事していても 将来性がどでも低いため定着率が非常に低いかたちに なる。また、将来性が低いために募集も大変困難を極 めている。そごで、規制を緩和することで、現在急性期 医療機関で大変不足している看護助手の募集活動が 現状より容易になり、さらに定着率が向上すると思われ	福祉・介護の利用者ニーズが高くなっていくなかで、介護福祉士の人材不足はま述れない事実、そのなかで、急性期・及び療養型病院の病棟者院助手業務は、大院連者さんの介助業務が中心にもかかわらず、対象業長が無種者護助手を小んる事によって、(①介護福祉士の対象人口がふえる。②者護助手業務はステップアップコよがら助護であったが、得来性が高い跡建となる。③比較的に若い世代(20~30代)でも、助手を経験し、将来が更なるステップアップする事で、将来より安定的な介護福祉士として就業することができる。	社会福祉士及び介 護福祉士法	厚生労働省	
5062	5062001			z131	総務務省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省域	社会務27条保士条條法令第2条任士令第2条条行金条行之条	に主業間の「相互乗り入れ」は認め られている。	е		社会保険労務士の独占業務について社会保険労務士法第27条付書は、「政令で定める業務に付随 して行う場合には、この限りではない。上規定しこれを受け、同法施行令第2条で、「公認会計士、税 理士が行う財務書類の調製等の実務」を規定してより、既に士業間の「相互乗り入れ」は認められている。		三木 常照	1	А	士業間でのみ緩和、若しくは隣接	法律関連開接専門職種の行政書士、司法書士、税理士、 社会保険労務士等は各士法でそれぞれ主たる業務が定め られているが、主たる業務受託の際に他士法で制限されて いる業務を付随業務として各士業の相互乗り入れや垣根 を低く容認すること。但他士法で制限されている行射の 業務」のみの受託はこれを認めない、税理士法等51条の2 に定められている行政書士特定の租税に関しては税務 書類の作成を可としているのが良い例である。	がはりなぎ」、必力感・状が中 ちゅうだき エ・エ ラッケー 会保険手続は社会保険分務士と一端の手続であるに も関わらず様々な資格者が関与しているが各土法で許 客される範囲の「付随業界」を他士集にも認めるように する。その際 当然のことながら、能力担保が要求され えが、そかけ、女田坐などは空時変のの原護業数、外車 別	ものもか国内にとうでは依頼した未然が順美、迅速、原画であればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼するのけってトレベネフィットの組占からまけるかにコストがトロ	行政書士法第19 条、司法書士法第 73条、社会集 第52条、社会集 務士法第 27条	省、財務省、厚	
5065	5065001			z131	04 厚生労働	食品衛生 法第51 条、条	食品衛生法により、飲食店営業等公 衆衛生上影響の著しい営業について、 政令で定める業種別に、都道解は都道 等の許可を必る業種の話の基準が 政令で定める業種であり、その施設基 政令で定める業種であり、その施設基 準については各都道府県の条例にお いて定められている。	a	IV	食品衛生法では、飲食店営業等公衆衛生上影響の著しい営業について、その営業許可に係る施設基準を都道府県が条例で営業こととなっていることから、いわゆるコンピニエンスストアについて国が全国新りな基準を設することは困難であるが、平成17年度にコンピニエンスストアの営業許可要件に係る要望を引から、その表別を10年に、コンピーエンスストアにおける食品の衛生確保に必要な施設基準等に関し、都道府県、関係業界団体、学識経費者等から意見を聴取し、都道府県が条例の改正を行う際の参考に資するガイドラインを作成し全国に周知を図ることとしている。	₹₹ v:	吐団法人日本二。一 ジネス協議会連合 会 - JNB総合研究月		A	コンピーエンス・ストア (例: 病院施設内) の食料品販売許可に係る要件の 緩和と統一	条によって乳類販売業では食料品等販売業の営業許可が 必要である。フタが紙の栓になっていた時代の名残で手洗 器の設置が必要で配管、排水工事によるコストアップで	販売業の営業許可が必要である。フタが紙の栓になっていた時代の名残で手洗器の設置が必要で配管 排 水工事によるコストアップで困っている。現在、乳類は バック入りで販売れており、手洗器不要と考える。ま た、都道府県、保健所毎に許可条件が違っており、手	食品衛生法第52条によって乳類販売業では食料品等販売 業の営業許可が必要である。フタが紙の栓になっていた時 代の名残で手洗器の設置が必要で配管、排水工事によるコ ストアンプで困っている。現在、乳類はバック入りて販売され ており、手洗器不要と考える。また、都道海、保健所報に 許可条件が違っており、手洗器は店外でもよいとか、不要と している保険所もある。この許可条件の統一を図ってほし い。	食品衛生法第52条	厚生労働省	

要望	要望事	/\ chu_1_4		Art TO	== (/= /	=+ 1/ 1+		## PP 0	## W G				要望	安里俚	氏间開放安望書(2006めし						
管理番号	項管理番号	分割補 助番号	統合	管理	所管省	該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項番号	(規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5065	5065004			z1310	5 厚生労働	食品衛生 法等 法等 第 生 法 第 生 規 規 第 6 7 条 4 8 7 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	市で定める来性別に、都道府県和事の 許可を要する。営業許可を受けようと する者は、食品衛生法施行規則第67	d	_	規制緩和推進計画(平成7年3月31日閣議決定)において、営業許可の申請書等についてその簡素化・標準化を図ることが決定されたことから、甲原年9月27日付け衛食第176号・衛乳第186号・衛化第115号、及び平成16年3月31日付け食安監発第0331004号にて、営業許可申請書等の標準的な株式を定め、全国に周知している。また、食品とは規定されておらず、電子化に係るシステム導入等については各都道府県等に委ねられるものであるが、規制緩和推進三か年計画(平成12年3月31日間議決定)において、電子化の進展を踏まえ、申請書類の受付法の合理化について助することとされ、平成16年3月31日付け食安監発第0331004号にて、本件に関し、自治体からの技術的な相談に応じる旨通知している。	; ;	社団法人日本ニュー ジネス協議会連合 会・JNB総合研究月	· 4	А	の様式統一の要望	例えば、東京都では62の市町村の数の申請書のフォーム が存在する。また、申請書は保険所に直接、出向いて届け なければならず、Eメールや郵送は認められていない。民 間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政 府から自治体に、様式の歓ー、また、届けう手護とを要 求されているところもあり、Eメールによる提出も含め、効率 化の指導をお願いしたい。	フォームが存在する。また、申請書は保険所に直接、出 向いて届けなければならず、Eメールや郵送は認められ ていない。民間の事業運営の効率化が阻害されている	すればならり、ヒメールや郵送は窓められていない。氏間の 事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から	食品衛生法	厚生労働省	
5065	5065005			z1310	6 厚生労働	医療法施 行規則第 9条の10	医療法施行規則第9条の10において、病院、診療所又は助産所における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務を病院等が委託する場合の委託先が備えるべき基準を定めている。			総食受託業者の基準については、国として最低基準は設けているが(医療法施行規則第9条の10)、病患率が給食業者の入札をする際に、これを超えた基準を設定することについては特段の規制を設けておらず、仮に設けるとなると、むしろ規制強化となることから、当要望事項は事実誤認である。		社団法人日本ニュー ジネス協議会連合 会・JNB総合研究所	· 5	A	公的医療機関のおける給食委託 先の動務者資格要件の緩和の要 望	総食委託の入札において委託先に対して勤務者の資格を制限している。例えば、受託業務責任者は、病院給食予年以上経験の管理栄養士1名、宗養担当責任者にも信息をはしたの経験の管理栄養士1名、記事担当責任者にも指定があい管理栄養士を配置している。病院側だけでな、更に参加を管理栄養士を配置している。病院側だけでな、更に参照選サービス振興会の医療関連サービステー制度要綱では受託業務責任者には栄養士の場合、病院給食の経験は不要としている。自動を資格を要求しないよう厚生労働者より公的医療機関に指導してほしい。	特定制限している。例れば、変託本務原任者は、病院 総食了年以上経験の管理栄養士1名、課理担当責任 者にも指定がある。元未病院側は入院時食事務養1 の特別管理加算のため管理栄養士を配置している。病 院側だけでなく、更に給食の委託に厳し、資格者配置 を要求している。(財)医療関連サーン採典会の医療関 連サーゼスマー制度要欄では受託業務責任者には栄養 ナの場合、保管総合の経験はオード、17 と、海刺さ	版といい。防人は、文記業が製仕者は、特別的局は「十以上 総鉄の管理栄養士1名、栄養出当長任者に応防の年以上の軽 験の管理栄養士1名、調理担当責任者にも指定がある。元 来海院側は入防的食事療養1 り特別管理加算のため管理 栄養士を配置している。病院側だけでなく、更に給食の委託 先に厳し(支持者配置を要求している。成)を使削速サービス 振興会の医療開連サービスマー制度要標では受託業務責任 来ではか学売機関連サービスマー制度要標では受託業務責任	規定(平成5年健政 発第98号)「第3 業 務委託に関する事 項」に病院側の衆 務として献立。検材の点検が 認、食材の漁務が規 ど多数の業務が規		
5065	5065007			z1310	7 厚生労働	健康保事通和月本	阪適用に当たっては、保険適用について検討を求める学会から提出される データ等の資料をもとに、あくまで「必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保する」という国民皆保険の 理会本が提出しつ、  全計がポートで	d	_	はり・きゅうの施術については、科学的メカニズムが未だ解明されていないものの、鎮痛等一定の効果が経験的に認められていることから、①慢性病(神経痛,中少マチ、頭腕症候群,五十月、腰痛症及び頭椎捻挫後遺症等)に対して実施される場合であって、②医師による適当な治療手段が近い場合に限り、療養費の支給対象としているところである。保険診療に用いる医療用医薬品については、有効性・安全性等についての支料を添付し、申請を行った上で、薬事法における製造販売承認を得ることが前提となっており、その承認後については、適切に保険収載の手続きを行っているところである。平成18年度調剤報酬改定においては、基本的にはマイナス改定である。本の、素局コスト調をの結果を踏まえ、浸煎薬及び湯薬についての調剤料の評価の引き上げ(120点→190点)を行ったところである。		社団法人日本ニュー ジネオ協議会連合 会・JNB総合研究月	-:- T 7	A	医療/健康保険制度における東 洋医学導入の拡大	現在、健康保険が適用される範囲として、東洋医学の診療が保険対象になっている範囲が狭く、例えば、ほとんどの教会治療が保険対象に除対象になっていない。また、東洋医学による医薬品も健康保険の対象はごく一部に関われている、後少て、東洋医学の対象効果の限界が指力を対象が正ついて主義の認剤における労務が正当に拝価されていない。西洋医学の治療効果に対する服持が高まっており、医療制度における東洋医学の導入の拡大を検討してほしい。	験が適用される範囲として、東洋医学の診療が保険対象になっている範囲が狭く、例えば、ほとしどの針灸治療が保険対象になっていない。また、東洋医学による医薬品も健康保険の対象はごく一部に限られている。役って、東洋医学の診療収入が低く、専門の東洋医学の病院経営は成り立たない、薬価についても薬局の調剤における労務が正当に評価されていない。西洋医学の治療効果の関係が指摘されるなかで、東洋医学の治療効果の機能を	週刊される範囲にして、東洋医学の影響が体験内象によること いる範囲が繁く 例えば、ほとんどの針灸治療が保険対象に なっていない。また、東洋医学による医薬品も健康保険の対 象はごく一部に限られている。従って、東洋医学の誘収入 が低く、専門の東洋医学の病院経営は成り立たない。薬価 についても薬局の調剤における労務が正当に評価されてい	医療/保険制度	厚生労働省	

管	要望 望 理番 I	要望事項管理	分割補 助番号	統合	管理コード		該当法令	制度の現状	措置(	の措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	安里性 別 (規制改 革A/民 間開放	要望事項 (事項名)	具体的 具体的事業の 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5	065 50	065010			z1310	3 厚生労任	厚生年:	質情 育児休業をしたことがある労働者は、原則として再度の育児休業取得の申出をすることはできない。  前児・介護休業法に規定する育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置。  「展及び健康保険の保険料を免除では、年金額の算定に当たっては保険料拠出を行った期間と同様に取り扱うことにより年金権を保障する。	<u>計</u> 呆 :	I	育児休業の分割取得については、労働者が細切れに休業を取得することに伴う代替要員の確保や業務分担の変更等事業主の負担が大きいと考えられること等から、全ての事業者に適用される最低基準として法に規定することは困難である。なれ、個別の事業主が法を上回る措置として育児休業の分割取得を認めることを妨げるものではない。育児・介護休業期間中の保険料免除措置は、世代間扶養の仕組みである公的医療保険制度において、次世代育成支援と重めることから、設けられているものである。この措置は、「保険料を負担しその実績に基づいて給付を行う」ことが基本である厚生年金制度及び、代給付を行う」ことが基本である厚生年金制度及び、代給付を行う」ことが基本である厚生年金制度及び健康保険制度において、その代替に、行場対を負担して広く社会的合意が形成されている育児・介護休業法に定める育児・東等の期間に限って対象としている。		社団法人日本 ニュービジネス協会 会連合会、小PB総 研究所		A	育児休業中の社会保険料免除の 拡大	同一の子について、法定の育児休楽を複数回に分けて取得する場合、当該休業中においてその都度、社会保険料 同左を免除する	育児に係る多様な働き方を促進するためには、法定の育児 休業を複数回に分けて取得することも可能とし、その場合、 その都度、当該期間中の社会保険料の敬収を行なわないこ ととする。	第5余24、健康保	厚生労働省	♪子社会対策の一環として本措 菌の実現を望みます
5	065 50	065012			z1310	厚生労行省	職法条、高等のに法部すび中のでは、一直のでは、一面では、一面では、一面では、一面では、一面では、一面では、一面では、一面	1 3 3 6 音 明	E C,d	I	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第103号)により身止され、経過措置に基づき事業を行っている高年齢者職業経験活用センターに指定法人として新たな事業を追加することは適切ではない。健康、体力、能力、資産の状況について個人差が拡大する60歳以上の高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、短期的な雇用による就業に係る無料の業報介事業等を実施し、高年齢者の再就職の促進を図る法人として厚生労働大臣の指定を受け、業者を行うものであり、その事業の公益性にかんがみれば、指定法人としての業務に有料の職業紹介事業等の事業とは別に、高年齢者の事業総介事業等の事業とは別に、高年前者職業経験活用センターの事業目的に合致し、指定法人としての業務に支障が生じない範囲で適正に実施できるのであれば、職業安定法上の許可を申請をした上で、許可得られれば有料職業紹介事業を行うことは可能であるところ、全国規模の規制改革として検討することに適当ではない。	著令耳 ・・ 戦闘 労し・ 差・ニ・パラ	社団法人日本 ニュービジネス協会 会連合会、社団沙 人福岡県高齢者 カ活用センター	12	A	有料職業紹介事業の導入許可	社団法人福岡県高齢者能力活用センターは、長年に渡る 職業経験を通じて得られた知識・技能を持つ60歳以上の 高齢者に対し、その就業―スに即した就業機会の確保・ 提供を図るため、一般労働者派遣事業および無料職業紹 介事業を展開にで多りました。 しかしながら、高齢者の就業―一ズの多様化と併せで企業 の雇用―一ズも妻化し続けており、その――スに対応すべ く就業形態の一つとして企業の直接雇用が前提の紹介予 定派遣ができるよう、有料職業部介事業の許可を再度要 望致します。 (平成17年11月受付分に要望書提出)	この数年、高齢者雇用に対する企業の意識は高まり、派遣を通じた歌業機会は急増して参りました。高齢者の就業二へ双の多様化が進み、加速する少予高齢化か労働か不足を背景に、ここに来て企業もまた高齢者の能力を見直し始め、高齢者に対する企業ニーズも変化しております。そして、これまで派遣を高齢者の単なる活用手段としていた企業が、昨年来より本人の能力效第では直接雇用に切り替える傾向にあり、当センターに対する紹介予定派遣の要望は一日増しに強っなっております。前回、この要望が却下された理由は「公益法人として有料職業紹介事業を追加することは直当でないとのことでしたが、当センターが雇用状況の変化に対応出来ないままでは、今後、公益法人としての投務を担うことが出来ないと危惧してあります。の世代の大量定年を集年に控え、これからの高齢社会を始ますると、紹介予定派遣の対応が出来る有料職業紹介事業の導入は高齢者の就労意欲向上と企業の雇用意識改革を促すところであり、当センターの公益性をなんら損なうものではなく、当センターの健全な発展に大いに寄与するものと確信致しております。	職業安定法第30 条、第33条	厚生労働省	
5	065 5	065013			z1311	) 厚生労化 省	動 行規則 284条	第 なるが 中陸に必要な活仕姿料など	c c	ш	申請書類について、電子化を進めるためには、記力すべき項目などについて申請書類の様式を統一化する必要があるが、埋め込み型の心臓ペースメープーや、粒子線治療装置など多種多様な医療機器にいて、統一的な様式を定めることは困難である。また、そもそも医療機器の有効性・安全性については、単に様式上記載を必要とする項目について、載があればよいというものではなく、申請されたデタの内容により有効性・安全性を確認できるか否が重要である。この有効性、安全性の検証に要す。時間が審査期間の大部分を占めており、申請書類を電子化することが、直接審査期間の短縮につながるものではないと考えている。	新器的処はで成の審の医のな理125、年査期の上で成の審のを理125、年査期央の審査中報の審ののので成の審ののでは、の事のの事ののでは、の事ののでは、の事のの事のの事のの事ができません。	社団法人日本 ニュービジネス協 会連合会	麓 13	Α	医療機器の許認可制度の簡略化	医療機器は薬事法上4つに分類され、それぞれ承認・認証 の手順が異なりますが、簡素な機器ではい限り、許可が下りらまでには多くの時間がかかります。 医療理解が知える課題の早期稼みと図るためには、この 承認・認証にかかる期間を短縮し、市場に出るまでの時間 ののエートをアップとせることが更要となります。 ます。医薬品の標準的な審査期間は原則として12か月と たれているものの、医療機器についてはそのような定めもなく、審査期間が2年以上かかる場合もまれではありませなく、審査期間が2年以上かかる場合もまれではありませなく、審査期間が2年以上かかる場合もまれではありませ、また、同じ医療機器を海外で申請と、場合に日本の半分以下の期間で許可が下りらたいうデータもあります。 審査期間を短縮することにより、許認可制度の簡素化を図ることが必要であると考えます。	な、当社には、医療環境での栄薬菌的(ウ味薬菌的(ウ味薬菌的(ウ味薬菌的(ウ味薬菌的(ウルステムの) 市場への選を最終目的として、自動薬液調合システムの 開発を進めております。  技業過誤は医療現場での最重要課題となっており、早期解 あるかめ、市場に出るまでに長い時間を費やすことが予想されは、当社に限った問題ではなく、医療機器の開発を行う 企業の多くが抱える問題です。  医療機器の分類によって承認・認証の手順が異なるものの、申請の電子化をすることにもり、審査期間の短線が可能のなると考えますので、市場化を早め、医療現場での課題をより	23条の2	厚生労働省	近年、医療過誤は大きな社会問題の1つとなっており、中でも投棄通過の1つとなっており、中でも投棄通過の占める前が最も多いために、ためたなくすとは、医療現場での最重要課題の1つといえます。当社が研究開発中の自動業液理の1つといえまり、医療理場において、高い精度と及ビードアンプが図れることは、医療過誤撲滅の有効な手段となり得ままた、過重役務が改善されることにより、医療後半者の負担の露過誤対策を行うことが可能となっため、早期の市場化が特たれています。  医療機器の下部のでは、対策を関係しています。  医療機器の下部のでは、対策を表しています。  「大きないます」を表しています。  「大きないまするないます。  「大きないまするないます。  「大きないまするないます。  「大きないまするないます。  「大きないまするないまするないます。  「大きないまするないまするないまするないます。  「大きないまするないまするないまするないまするないまするないまするないまするないまする

														安主	性	民间開放要望書(2006めし					
管	要望   要 理番   項 号	要望事 分類管理 分類管理 助理	割補番号	統合	管理 コード	所管省 庁等	該当法	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 (規編 事項番 革A 間開	制改 /民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5	066 50	66004			z13111	全省庁		厚生労働省においては、既に平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡地等約の部分解除を場合の証明に平成17年4月によりその譲渡対象者の範囲の拡大を指置したところである。	С	īV	各省庁及び地方公共団体に適用する統一的な共通 ルールの策定については、制度を統一的に調整す る権限がないため、当省として回答できる立場にな い。		社団法人リース事業協会	8		国・地方自治体向け金銭債権の 証券化に関する債権譲渡禁止特 約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権 譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及 び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一 的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5	066 50	66015			z13112	厚生労働省	薬事法等 33条、薬育 事法則条 170条	高度管理医療機器や特定保守管理医療機器を業として販売・賃貸しようとする場合には都道府県知事の許可が必要。ただし、特殊な取引のみを行う事業者に対しては、適用していない。ファイナンスリース取引以外に、売却や割賦、販売業の影中を取得する必要がある。また、販売業者等が使用された医療機器の販売等者で引場合には、医療財る必要がある。また、販売業者等から、必適知する必要がある。また、販売業者であかじめ通知する必要がある。また、販売業者等から、品質性保や注意事項について指示を受けた場合には遵守しなければならないとされている。	c	Ι, Π	高度管理医療機器や特定保守管理医療機器については、不具合が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理を行う必要があり、これらの医療機器を業として販売又は賃貸する場合には、都道府県知事の許可が必要である。特殊な取引形態である。対しようとする者に対しを受となる資金を提出付いるという実態にあることから許可を不要としているが、リース業者が資金供給のみでなく、ソース業者が資金供給のみでなく、ソース業者が資金供給のみでなく、ソース業者が資金供給のみでなく、リース業者が資金供給のみでなく、リース業者が資金供給のみでなく、リース教育の事託、損耗を生じる恐れがあり、特に高度管理を療機器等は、人の生命及び健康に重大の馬等を行う場合には、当該医療機器が本来備えている。ののため、リース終了の適切な管理が必要である。このため、リース終了後の医療機器について、中古品として販売等を行う場合には、当該医療機器が本来備えているべきがある。こかにことから、中古の医療機器の販売に立ては、使用年数や使用頻度に応じたメンテナンスや部品交換の発性など、製造販売業者への通知が必要である。		社団法人リース事業協会	15 A		薬事法の販売業規制に関する リース会社の特例措置	リース会社のリース終了物件売却、割賦販売について、販売業の許可を得て行う必要があるが、規制内容が取引実態からみて過重な負担となっている。	リース会社のリース終了物件売却、割賦販売について、販売業の許可を得て行う必要があるが、規制内容が取引実態からみで過ぎな自担となっている。特につむよして売却する場合の製造販売業者に対する通知について、リースのユーザーに売却する場合、あるいは、業者間で売買する場合を要であり、適重な負担を軽減するための特例措置が必要。	薬事法	厚生労働省	
5	070 50	70003			z13113	厚生労働省	遣法第40	〈 〇平成16年3月から、専門的な業務    〉	c		○労働者派遣事業については、その利用の仕方に よっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期 雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有 効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用領庁 に悪影響を及ぼすおそれがあることから、臨時的・ 一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされて おり、派遣受入期間についても、常用雇用の代替の おそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派 遣を活用する場合の共通のルールとして、一定の制 限が設けられているところであり、派遣受入期間制 限の撤廃は不適当である。		社団法人 日本自動車工業会	3 A	Š	労働者派遣法における派遣期間 制度の見直し(通常派遣)	多様な働き方が論じられ、「長期雇用慣行を前提とした雇用の安定」という考え方自体が見直され、個々人の放業意識がますます多様化し、仕事と生活のパランスの取れたライフスタイルの選択が認められる方向にある中において、大労働者派遣に係る派遣変入期間制限について、最近議期間の規制は、派遣労働を選択した者にとってもその選択の自由を阻害されるものと考えられることから、規制をなくすことを要望する。	<ul> <li>業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。ま 長た、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズ に対応できない。</li> </ul>	労働者派遣法第4 0条の2	厚生労働省	平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目

要望	望事 ,		44	-m	tote als	=t dest		I# III =	I# III -				要望 別	俚		201)					
管理番 項管 番	37理   8	分割補 助番号	統合 コー		等等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項番 (規制) 写 間開加	民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5070 5070	00005		z13	厚 <sup>4</sup>	う外から 1 m l 7 C m l 2 C 不作 を すまえっち 労働	の区分に関する基準を定め	〇労働者派遣事業は、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行った場合を除き、禁止されている。 〇請負により行われる事業と労働者派遣事業と問題により行われる事業をの国分に関する基準1を定め、この管理を自合行ものであること等自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するのであること等自立の服用する労働者の労働力を自らは判別するのであること等自じまり請け負った業務を自己の東別を自己の実別が表を自己のまといる。と等自己の東別なの形式が請負契約であっても、労働者派遣事業であると判断している。	O	Ι, ΙΙ	○「労働者派遣事業」については、中間搾取、強制 労働、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理 雇用管理等の弊害が生じるおそれがあるものであり、労働者派遣法により、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をした場合に限り、一定のルールの下に適法に事業を行えることとしているところである。これに関して、請負契約の形式をとって、労働者派遣ではないとする脱法行為が行われる事業との区分に関する基準几を定めてい、○○の基準のうち、ご指摘の「自己の責任と負担で準備は、調達する機械、設備若しは器財(業務上必要な簡易な工具を除く、フは材料若しは資材により、業務を処理すること。」の要件については、機械、資材等が相手方から借り入れ又は購入されたもり、業務を処理すること。」の要件については、機械、資材等が相手方から借り入れ又は購入されたものについては、別個の双際契約による正当なものであるとを求めているところであるが、この要件を撤しているところであるが、この要件を撤で、労働者派遣を行うことによる中間搾取、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから、不適当である。		社団法人 日本自動車工業会	1 5 A		・ 者派遣事業と請負により行わ	議負元会社での常駐委託時の場合等、「自己の責任・負担 で調達した機械、設備、材料等で業務を処理することが規 定され、質量情整勢による確保が求められており、これに より質責借する機械・設備等の分割・金額評価が求められ るが、これらの算定は極めて難しく、実務的な負担が大き い、このようなことから、前負元金社の機械・設備を使 するにあたっては、その使用するための責情契約のみと し、分割・金額評価に関する事項の撤廃を要望する。	を的値に行うため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準とを定め、この基準 務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うもので あること等自己の雇用する労働者の労働から自ら直接 利用するものであること、請負契約により請け負った業		派遣事業と請負により行われる事業。 の区分に関する基準を定める告示(明 和61年労働公生	厚生労働省	・平成17年10月度の再要望 ・当会重点要望項目
5076 5076	3001		z13	115 厚生	- 八 - イ - (第 - 7 日 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	上① 通第29 全球を開発する場合では、1000年では、1	1 中期計画による人員数の上限関係 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営並びに財務及び会計 に関する省令」基づき、中期計画回動 して、期末(平成20年度末)の常動職 員数(346名)を定めている。 民間企業出身者の従事制限関係 行独立行政法人医薬品医療機器総変 企業等との不適切な関係を疑われることのでは、総合機構に採用後2年間は、当該企業に長間企業出身者のばか関係を疑われることのないように、民間企業出身者にしいては、総合機構に採用後2年間は、当該企業に在第していたも同様の措置を満している。 一般では、総合機構に採用後2年間は、当該企業に存動でが、計ないこととしており、審査業務についても同様の措置を講覧でいては、保間企業の情報に対して、総合機についても同様の措置を講覧的では、出身企業で研究開発部門に在第していたも同様の措置を講覧のと年間は審査関係業務に就けない等)。 3 審査員増員関係 独立では、一般的に平成17年度の人件費(決算)をベースとして5年で5%以上のいては、一般的に平成17年度の人件費(決算)を一へスとして5年で5%以上の人件費削減医薬と10年度までの増員を開発を機構については、現 行うことが原則となっている中で、医薬 足の中期目標の最終年度である平成 20年度までの増員を発生を含めた職 義数の見し等により、人員削減は行わない。こととして、人員削減は行わない。こととして、人員削減は行わない。	e	-	本要望は、独立行政法人の機構定員の決定や職員 の採用のルールそのものに関する要望であり、個人 や企業の日々の活動に係る規制について緩和・撤 廃を求めるものではない。		日本製薬工業協会	1 A	総限の推	機構に対する要員数等の制 撤廃による承認審査の迅速 化	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(総合機構と略 す)の中期計画による要員数の上限、参議院厚生労働委 員会決議に基づく企業からの就業制限規定、開議決定に よる公務員人件費さら削減の総合機構への適用等によ 現我状でも大幅な進れが出ている新業の承認審査、治験 相談が今後さらに悪化することが懸念されている。 これらの規制を撤廃して、申請の実情にあった要員を確保 なお、要員の増加にかかる費用は、申請者である製業企 業の手数料でまかなわれるため、国費の負担は増加しな いた	版代の1年度の治験相談における実施数は申込数の6~7割に留まっている。また、2004年における連常 品目の新業来認審査期間は219ヵ月で、FDAの17倍を 要している。これらを新薬開発が可能な先進国並にするためには、当面要員を任策する必要がある。このため、①そもそも、申請者の手数料でまかなっている承認 書直。 法翰相談案券のの要員は、中期計画を速やかに 男直して、その上限を被除すると、②総合機構設立場で、中間に従事して、多ないて2年間は同じ職種での数業を認めない、との就業規則を廃止して、優秀な人材の確保の道を開くと企業との癒着の弊害は、厳しい制裁規定を別途設ければする。、③国費のかからない、要員については、公務員進みの削減の必要は、一切ないのであるから、総合機構については公務員人件費	総合機構の委員・7定による審査の遅れにより、世界ですで に開発、使用されている新薬のうち日本では未承認の薬が 多数存在している。このことは、日本国民は、世界の最先端 の科学技術の結晶である画期的新薬の思恵を充分に受け アプロン・10 大帝性 27 世界 27 世界 28 七年 7年	総合機構が設立された際の参議院厚 生労働委員会決議	厚労省 内閣府 総務省	・米国FDAの新薬審査部門 CDERの職員数は約2,200人。 ・欧州医薬品審査FFMEAの職員数は243人(2002年)。但し、実 質的な審査を行う外部専門家が 2,100人程度存在し、加盟各国 に300-500人程度存在し、加盟各国 で309-500人程度存在し、所述各 策研究所リカーデー、 NO.25T 日米の新医薬品の承認 審査に関する比較1、NO.30T 日本における新医薬品の承認審 者期間と臨床の承認審 会期間と臨床の形成等 活動間を指し、NO.31 「医薬品の世界上市から各国に おける上市までの期間」
5077 5077	77001		z13	116 総利厚生	事院、 別	育業、業化見 原介等は護行子の関注 を受けるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 、 等に、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	育児休業をしたことがある労働者は、 原則として再度の育児休業取得の申 出をすることはできない。	С	I	育児休業の分割取得については、労働者が細切れに休業を取得することに伴う代替要員の確保や業務分担の変更等事業主の負担が大きいと考えられること等から、全での事業者に適用される最低基準として法に規定することは困難である。なお、個別の事業主が法を上回る措置として育児休業の分割取得を認めることを妨げるものではない。		新座市	1 A	育児	児休業取得方法の柔軟化	育児休業について、民間労働者は子が1歳に達する日までの間に、また国家公務員及び地方公務員は子が3歳に達する日までの間に、原則としてそれぞれ全日・長期の休業を子一人につき1回取得できると保験をおている。 現状でも、各育児休業法に示されたものより労働者に有対な条件を設定することは、労働者の福祉の増進を目的とする法律の趣質からも当然許されるものであるが、その裁当は事業主に委和られている状態である。 男女がともに職業生活と変度生活を両立していてとが望ましい中で、現実には、夫婦の勤務先により育児休業制度を利用して育児に参加しようとする際の妨げになる。また、長期を単位とする休業は、特に男性の取得者数が伸び悩む一因となってそこで、例えば、1週間を単位として失婦が交互に育児休業を取得できるよう、取得方法の柔軟化、選択肢の拡大について、官民ともに最低基準の全国的な底上げを図っていただきたい。	としては、「職場で男性が取得する雰囲気がない」という 職場や社会の風滅が挙げられる。 そこで、1週間という短期間を単位として夫婦が交互 に取得できるようにすれば、男性とれまでよりも気軽 に育児休業を取得できるようになると考えられる。徐々 にでも男性の育体取得者が増えていけば、依然として 残る「君児は女性」という社会全体の意識を変えていく ことができるのではないか。 また、育児休業の選択舷が増えることで、これまでの 女性の育児負担が軽減され、出産退職を減らし、出産 後の復職の可能性が向上するとも考えられる。 ららには、両額が自らのサモアそどもを育てることで、保 育所の需要が緩和され、待機児童の減少や自治体の 温迫した財政状況の本義につながるといった効果もか	この原因として、「自元は女性」という意識を持つ方法が成 然として多いことと、長期間の育児休業により職場を維れる ことへの抵抗感があると考えられる。 新聞報道等では、有児に当たっては利用しやすい労働環 境の整備を望む声が高いこと、また取得単位を扱ってするなど 30日以上の場合では、10日によっては、10日によっには、10日によっては、10日によっには、10日によっには、10日によっには、10日によっには、10日によっには、10日によっには、10日によりは、10日によっには、10日によっ	介護を行う労働者法 の福祉に関する法 律第5条、第7条 - 国家公務員の育 児休業等に関する ・地方公別第6条、第4名 ・地方公別第6条 ・地方公別第6条 ・地方公別第6条 ・地方公別第6条 ・地方公別第6条 ・地方の育 法律第2条第16条	・厚生労働省 ・人事院 ・総務省	(添付資料) ①平成18年6月21日付け日経新 ②平成18年6月25日付け毎日新 図 ②平成18年6月25日付け毎日新 図 ※本市では、市役所職員が19 場で交互に育児に 株実が取得できよう条例改している。 等を行う方向で検討を進めている。 (平成18年9月定例市議会に 上程予定)

管	要望	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー	圏 所管ド 庁	管省 言	該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項番 号	安里性 別 (規制改 革A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
:		081001			z131	17 厚生	教育(3):10 ・科すの関金ラ帯いの8角の省場	移すの関針においています。	限は、個別や刊足により思念及び職務的 供の意思について、本人の書面による 意思表示があり、かつ家族がこれを拒 まない場合に可能とされており、法の 運用に当たっては、職器提供に係る意 思表示の有効性については、民法上 の遺言可能年齢を参考として、15歳り	E b	I	第164回国会において、厳器摘出の要件の改正等を内容とする臓器移植法の改正法案2案が提出され、継続審議となっているところであり、今後国会等において議論が行われることとされている。	1	個人	1	間開放 A	臓器移植提供者の年齢制限撤廃	<b>\向けの臓器売買が行われているとの噂も絶えず、日本人に</b>		社団法人日本職器移植ネットワークによれば、平成18年5月31日現在で心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓・小腸の移植を希望して同ネットワークに登録されている者数は1万2268人である一方、毎年5~6年人の脳牙者が存在するにもかかわらず、実際の臓器移植の総件数はわずか175件で、圧倒的にその数が不足しいる。その結果、上記に示したような事例が見られるが、例えば日本国内での脳死体からの肝臓移植を受けら場合は3200万も要するとされる。他方、平成16年8月内閣府世論調査によると、15歳未満の者からの臓器を担害がある。とから、月15歳未満の者からの臓器をはまります。ときた。とき、15歳未満の者からの臓器の判断であっても、本人の意思を尊重で、きとでき、15歳未満の者の割合が80%、「15歳未満の者の割合が80%、「15歳未満の者の割合が80%、「15歳未満の者の割合が80%、「15歳未満の者は適正な判断を出来ないので、他の者(家族を含む)が代わつべ判断すがよいいよいなら、25%に方、2つまり、国民の過半数は、15歳未満であっても本人の意思が示されている場合や本人の意思が不明な場合に適度の判断で競技機会きを上まったとに賛成している。なお、15歳未満の者からの臓器提供をすることに賛成している。なお、15歳未満の者からの臓器提供を可能とすることへの意思が示されている場合や本人の意思が示さると、15歳未満の者が320%、本人の意思が示されている。なお、15歳未満の者が320%、本人の意思が確認できないので繊帯移りまいる。大くそでないという者が3220%、本人の意思の表示がない場合は、本人の意思が確認できないので繊帯移住担合するそそでないという者が3420%、本人の意思が確認できないので繊帯移住できないがない場合は、本人の意思が確認できないので繊帯を持たした。大くためにより、大いの意とないでの表により、大いの意とないではないという者が3420%、本人の意思を描えていることが出来る、と考えられる。	職器移植法 第六条	厚生労働省	
	5083 5	083004			z131	18 全省	<b>着</b> 庁	_	厚生労働省所管の審議会について は、原則公開としている。	d	_	厚生労働省所管の審議会については、事務の一音が行政処分、不服審査 試験等を行う場合等を除き、公開しているところである。	Б	特定非営利活類 人「子どもに無短 境を」推進協議	環 4	A	政府省庁の審議会は原則的に公 開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健 健康増進来養部会や中央社会保険医療協議会など)は公 版領連可能)で、事前にホームページで広報させている。 により、審議の したし、例えば財務省の財政制度等審議会とばご事業等 かに知ること! 東京とは、財務省のホームページの週 間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら 審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	めの審議会の審議を国民が傍聴すること 透明性が高まり、かつ国民・情報を達や こより、早期の情報入手と対応が可能に なる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラブがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合にあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保証し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	
1	5086 5	086005			z131	19 厚生		_	自賠責保険の求償事務に際しては、保 険者から診療報酬明細書を送付してし る。	at d	-	保険会社が、本人の同意に基づき保険者から診療報酬明細書の電子的取り付けを行うことは可能である。なお、医療制度改革大綱(平成17年12月1日政府・与医療改革協議会決定)において、「医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトのいて、平成18年度からオンライン化を進め、平成23年度当初から、原則とてすべてのレセプトがオンラインで提出するものとする。」とされたところであり、パブリックコメントを経て関係省令を平成18年4月10日付けで公布施行し、診療報酬明細書のオンライン(について法令上の手当てを講じたところ。	5 1	損害保険労働経連合会	合 5	В	民間保険会社による診療報酬明 細書の電子的取り付け	診療報酬明細書の電子化を早期に実現するとともに、本人 同意に基づき、保険会社等第三者による電子的取り付け を促進するよう検討を進めて頂きたい。	同右	自賠責保険の支払いに際しては、診療報酬明細書を徴求 し、これを確認しているが、その殆どが紙ベースでの取り付 けであるとももに、取り付けには一定の時間を要することか ら、保険金の迅速な支払いにも影響を及ぼしている。医療分 野におけるTT化推進の一場して、カルテ・診療報酬研集 第行等の電子化が行われることになっており、医療関係機 関、審査支払機関、保険者については、原列をでのレセプト をオンラインで提出・受領することが検討されているが、民間 保険会社による電子的取り付けが促進されるよう、その対策 について検討を進めて頂きたい。	医療及び公費負担 医療に関する費用 の請求に関する省 令第3条 等	厚生労働省	